

この参考和訳は2021年12月15日版からの翻訳であり、内容が変更となっている場合もございます。

正確な内容については英文サイトをご確認ください。

https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/docs/2021-2027/common/agr-contr/general-mga_horizon-euratom_en.pdf



Horizon Europe (HORIZON) ユーラトム研究・研修プログラム (EURATOM)

一般ひな形助成合意書 EIC Accelerator契約書

(HE MGA — 複数および単独)

第1.1版
2021年12月15日

免責

本書は、申請者を手助けするためのものである。この種の合意書に適用し得る全範囲の規定を示すが、情報提供のみを目的とする。法的拘束力を有する合意書は、システムで全当事者が署名するものである。

変更履歴		
版	公開日	変更
1.0草案	25.02.2021	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 初版.
1.0	01.06.2021	<ul style="list-style-type: none"> ▪ EU MGA第1.0版からの軽微な一部訂正を伴う初版
1.1	15.12.2021	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第5条 + 複雑な資金提供率のための別紙2e ▪ 別紙5の変更: <ul style="list-style-type: none"> ▪ 小さな起案上の変更 ▪ 無制限の成果に関する新规定 ▪ 制限を受ける募集に関する条項に対する現物出資を行う第三者の追加 ▪ JUのための新別紙



欧州委員会
[総局名]
[局名]
[ユニット名]

一般ひな形助成合意書/HORIZON EUROPEプログラム (HORIZON)¹ ユーラトム研究・研修プログラム (EURATOM)² (HE MGA – 複数および単独) のための契約書

- オプション[緑色角括弧内]は、ITツールでの助成合意書作成中に自動的に作動する。選択されないオプションは、自動的に表示されないか、または「該当なし」と表示される。選択されるオプションは、括弧および緑色の指示を伴わずに表示される。
- [灰色背景の角括弧内]のフィールドは、システムが適切なデータを挿入する。
- 灰色の文章は、他のEUプログラムで使用される文章が本プログラムには該当しないことを示す。
- 緑色の脚注は、内部指示であり、システムが署名のために生成する文章では表示されない。

[助成合意書//契約書]

プロジェクト[番号挿入]—[略語挿入]

前文

この合意書（「本合意書」）は、以下の両当事者間のものである。

一方当事者

[オプション1: 欧州委員会（「欧州委員会」または「助成当局」）が代表を務める欧州連合（「EU」）]

[オプション2: 欧州委員会（「欧州委員会」または「助成当局」）が代表を務める欧州原子力共同体（ユーラトム）]

[オプション3、執行機関による直接管理用: 欧州委員会（「欧州委員会」）による授権下の[欧州気候・インフラストラクチャー・環境執行機関（CINEA）]

¹ Horizon Europe – 研究・イノベーションのための枠組みプログラムを立て、その参加および普及のための規則を定める2021年4月28日欧州議会および理事会規則(EU)第2021/695号 (OJ L 170, 12.5.2021、1ページ)

Horizon Europe – 研究・イノベーションのための枠組みプログラムを実施する特別プログラムを立てる2021年5月10日議会決定(EU)第2021/764号 (OJ L 167I, 12.5.2021、1ページ)

² Horizon Europe – 研究・イノベーションのための枠組みプログラムを補完する2021年から2025年までの欧州原子力共同体の研究・研修プログラムを立てる2021年5月10日議会規則（ユーラトム）第2021/765号 (OJ L 167I, 12.5.2021、81ページ)

[欧州教育・文化執行機関 (EACEA)] [欧州研究会議執行機関 (ERCEA)] [欧州健康・デジタル執行機関 (HaDEA)] [欧州イノベーション会議・中小企業執行機関 (EISMEA)] [欧州研究執行機関 (REA)] (「EU執行機関」または「助成当局」)]

[オプション4、EU資金提供機関による直接管理用: [欧州委員会 (「欧州委員会」) による授権下の] [資金提供団体の名称挿入] (「助成当局」)]

他方当事者

1. 「幹事」:

[法的住所]に設立される機関識別コード (PIC) [番号]の[完全正式名称 (略称)]

[および各自の「加盟書」 (別紙3および第40条参照) に署名する場合は以下その他の受給者:

2. [法的住所]に設立されるPIC[番号]の[完全正式名称 (略称)]

[3. RUE DE LA LOI 200, BRUSSELS 1049, Belgiumに設立されるPIC[番号]の共同研究センター (Joint Research Centre (JRC))]

[各受給者につき同様]]

別途の定めがない限り、「受給者」(複数の場合を含む。)への言及には、幹事および関連事業者(もしあれば)を含む。

1受給者のみが助成合意書に署名する場合(「単独受給者助成」)、「幹事」または「受給者」に言及する全規定は、必要な変更を加えて、その受給者への言及と考えられる。

上記にいう当事者は、本合意書の締結に合意した。

本合意書および加盟書への署名によって、受給者は、助成金を受け入れ、本合意書ならびにこれに定める義務および約款のすべてに従って、自らの責任に基づきアクションを実施することに同意する。

本契約は、以下から構成される。

前文

約款 (データシートを含む。)

別紙1 アクションの説明³

³ テンプレートは [ポータル参考書類](#) 上で公開

別紙2 アクションの見積予算

別紙2a ユニット費用および出資金に関する追加情報 (該当する場合)

*[HE J U R I A、 I AおよびCSA用オプション: [オプション募集用選択肢:
別紙2e 複雑な資金提供率計算表⁴]]*

別紙3 加盟書 (該当する場合) ⁵

別紙3a 関連事業体の連帯責任に関する宣言書 (該当する場合) ⁶

別紙4 財務諸表ひな形

別紙5 特則 (該当する場合)

[E I C Acceleratorブレンドファイナンス用オプション別紙6 投資合意書]

⁴ テンプレートは[ポータル参考書類](#)上で公開

⁵ テンプレートは[ポータル参考書類](#)上で公開

⁶ テンプレートは[ポータル参考書類](#)上で公開

約款

目次

[助成合意書][契約書]	3
前文	3
約款	6
データシート	10
第1章 一般	19
第1条 — 契約の対象	19
第2条 — 定義	19
第2章 アクション	20
第3条 — アクション	20
第4条 — 期間および開始日	21
第3章 助成金	21
第5条 — 助成金	21
5.1 助成形式	21
5.2 助成金上限額	21
5.3 資金提供率	21
5.4 見積予算、予算区分および資金提供形式	21
5.5 予算弾力性	22
第6条 — 対象および非対象費用および出資	22
6.1 一般対象性条件	23
6.2 費用区分ごとの特定対象性条件	24
6.3 非対象費用および出資金	34
6.4 不遵守の結果	36
第4章 助成金実施	36
第1節 コンソーシアム: 受給者、関連事業者およびその他の参加者	36
第7条 — 受給者	36
第8条 — 関連事業者	39
第9条 — アクションに関与するその他の参加者	39
9.1 アソシエイトパートナー	39
9.2 アクションに現物出資を行う第三者	40
9.3 下請業者	40
9.4 第三者に対する財政支援の受領者	41
第10条 — 特別の地位を有する参加者	41
10.1 EU域外参加者	41
10.2 国際組織である参加者	41
10.3 ピラー評価を受けた参加者	42
第2節 アクション実行のための規則	44
第11条 — アクションの適正な実施	44

11.1	アクションを適正に実施する義務	44
11.2	不遵守の結果	44
第12条	— 利益相反	45
12.1	利益相反	45
12.2	不遵守の結果	45
第13条	— 秘密保持およびセキュリティ	45
13.1	要注意情報	45
13.2	機密情報	46
13.3	不遵守の結果	46
第14条	— 倫理および価値観	46
14.1	倫理	46
14.2	価値観	47
14.3	不遵守の結果	47
第15条	— データ保護	47
15.1	助成当局によるデータ処理	47
15.2	受給者によるデータ処理	47
15.3	不遵守の結果	48
第16条	— 知的財産権 (IPR) – 背景的情報および成果 – アクセス権および使用权	48
16.1	背景的情報および背景的情報に対するアクセス権	48
16.2	成果の所有権	48
16.3	政策、情報、伝達、普及および宣伝目的で受領した資料、書類および情報に関する助成当局の使用権	49
16.4	IPR、成果および背景的情報に関する特則	50
16.5	不遵守の結果	50
第17条	— 伝達、普及および可視性	50
17.1	伝達 – 普及 – アクションの促進	50
17.2	可視性 – 欧州旗および資金提供声明	50
17.3	情報の質 – 免責	51
17.4	伝達、普及および可視化の特則	51
17.5	不遵守の結果	51
第18条	— アクション実行のための特則	52
18.1	アクション実行のための特則	52
18.2	不遵守の結果	52
第3節	助成金管理	52
第19条	— 一般情報義務	52
19.1	情報請求	52
19.2	参加者登録簿データ更新	52
19.3	アクションに影響を及ぼす事象および状況に関する情報	52
19.4	不遵守の結果	53
第20条	— 記録保持	53
20.1	記録および関係書類の保持	53
20.2	不遵守の結果	54
第21条	— 報告	54

21.1	継続的報告	54
21.2	定期報告: 技術報告書および財務諸表.....	54
21.3	財務諸表のための通貨およびユーロ換算.....	55
21.4	報告言語	56
21.5	不遵守の結果	56
第22条	— 支払いおよび回収 — 支払金額の計算.....	56
22.1	支払いおよび支払いの取決め.....	56
22.2	回収	56
22.3	支払金額	57
22.4	強制回収	63
22.5	不遵守の結果	64
第23条	— 保証書	64
第24条	— 証明書	64
24.1	運営検証報告書 (OVR)	64
24.2	財務諸表に関する証明書 (CFS)	65
24.3	通常の費用会計慣行の遵守に関する証明書 (CoMUC)	65
24.4	制度および手続監査 (SPA)	65
24.5	不遵守の結果	66
第25条	— 確認、精査、監査および調査 — 所見の波及.....	66
25.1	助成当局の確認、精査および監査.....	66
25.2	他の助成当局の助成金における欧州委員会の確認、精査および監査	68
25.3	簡易形式の資金提供を評価するための記録の閲覧.....	68
25.4	OLAF、EPPOおよびECAの監査および調査.....	68
25.5	確認、精査、監査および調査の結果 — 所見の波及	68
25.6	不遵守の結果	70
第26条	— 影響評価	70
26.1	影響評価	70
26.2	不遵守の結果	70
第5章	不遵守の結果	70
第1節	拒絶および助成金減額	70
第27条	— 費用および出資金の拒絶	70
27.1	条件	70
27.2	手順	71
27.3	効果	71
第28条	— 助成金減額	71
28.1	条件	71
28.2	手順	71
28.3	効果	72
第2節	停止および解約・打ち切り	72
第29条	— 支払期限の停止	72
29.1	条件	72
29.2	手順	72
第30条	— 支払いの停止	72

30.1	条件	72
30.2	手順	73
第31条	— 助成合意書の停止	73
31.1	コンソーシアム請求型のGA停止	73
31.2	EU主導型のGA停止	74
第32条	— 助成合意書または受給者の解約・打ち切り	75
32.1	コンソーシアム請求型GA解約	75
32.2	コンソーシアム請求型受給者の打ち切り	76
32.3	EU主導型GAまたは受給者の解約・打ち切り	78
第3節	その他の結果: 損害賠償および行政処分	81
第33条	— 損害賠償	81
33.1	助成当局の責任	81
33.2	受給者の責任	82
第34条	— 行政処分及びその他の措置	82
第4節	不可抗力	82
第35条	— 不可抗力	82
第6章	最終規定	83
第36条	— 当事者間の伝達	83
36.1	伝達の形式および手段 — 電子管理	83
36.2	伝達日	83
36.3	伝達用住所	83
第37条	— 本合意書の解釈	84
第38条	— 期間および期限の計算	84
第39条	— 修正合意書	84
39.1	条件	84
39.2	手順	84
第40条	— 新受給者の加盟および追加	85
40.1	前文記載の受給者の加盟	85
40.2	新受給者の追加	85
第41条	— 本合意書の移転	85
第42条	— 助成当局に対する支払請求権の譲渡	86
第43条	— 適用法および紛争の解決	86
43.1	適用法	86
43.2	紛争解決	86
第44条	— 発効	87

データシート

1. 一般データ

プロジェクト概要

プロジェクト概要
DoA別紙1パート Aからの文章 (提案要旨と同文)

キーワード: [提案からのキーワード]

プロジェクト番号: [プロジェクト番号、たとえば690853330]

プロジェクト名: [正式名称]

プロジェクト略語: [略語]

募集: [募集ID、たとえばPROG-(SUBPROG-)YEAR-CALLABREV]

トピック: [トピックID、たとえばPROG-(SUBPROG-)YEAR-CALLABREV-NN/TOPICABBREV]

アクションの種類: [ToA、たとえばHORIZON研究・イノベーションアクション]

助成当局: [欧州委員会 – EU] / [欧州委員会 – ユーラトム] / [執行機関名] / [EU資金提供機関名]

EU資金提供・入札ポータルを通じた助成金管理: あり (eGrants)

[SGA用オプション: 枠組みパートナーシップ合意書番号[番号挿入] — [略語挿入]]

プロジェクト開始日⁷: [オプション1既定: 発効日翌月初日] / [オプション2助成金用選択肢: 確定日: [日/月/年]]

プロジェクト終了日: [日/月/年]

プロジェクト期間: [月数、たとえば48か月]

[オプション助成金用選択肢: 関連アクション: 他のアクションとの関連付け:

- [関連アクション情報を挿入、たとえば名称、略語、番号、資金提供機関 (EU/他の援助団体名)、説明 (助成/調達/賞金/株式投資/返済可能な融資/等)]
 - [オプション助成金用選択肢: 特定の関連アクションの種類: [シナジー]]
 - 共同合意書: [オプション1既定: なし] / [オプション2募集用選択肢: あり]
- ...]

コンソーシアム協定書: [オプション1既定: あり] / [オプション2募集用選択肢: なし]

[HE EIC Accelerator ブレンドファイナンス用オプション: 追加情報: ブレンドファイナンス (単独アクション)、[金額挿入]ユーロの投資コンポーネント (株式、融資またはその他) によって補完される助成コンポーネント (「助成金」)]

⁷ この日付は通常、合意書発効日の1か月後の初日でなければならない。申請者に正当な理由がある場合、RAOは別日を決定することができる。ただし、開始日は、基本法に別途の規定がある場合、緊急の場合および紛争を予防する場合を除き、助成金申請書の提出日より前であってはならない (EU財務規則2018/1046第193条)。

2. 参加者

参加者リスト

番号	役割	略称	正式名称	国	PIC	総対象費用 (BENおよびAE)	助成金上限額	加入日	脱退日
1	COO			[国]		[金額]	[金額]	[日付]	
2	BEN			[国]		[金額]	[金額]		
2.1	AE			[国]		[金額]	[金額]		
3	BEN (UTRO)			[国]		[金額]	0		
4	BEN (ピラー評価 を受けた)			[国]		[金額]	[金額]		[日付]
5	BEN			[国]		[金額]	[金額]	[日付]	
6	BEN (ピラー評価 を受けたIO)			[国]		[金額]	[金額]		
7	AP			[国]		0	0		
合計						[金額]	[金額]		

幹事:

- [BEN名称 (略称)]: [日付挿入]から[日付挿入]まで
- ...

3. 助成金

助成金上限額、総見積対象費用および出資金ならびに資金提供率

総対象費用 (BENおよびAE)	資金提供率 (%)	助成金上限額 (別紙2)	助成金上限額 (授与決定)
[金額]	[...], [...]	[金額]	[金額]

助成形式: 予算基準

助成形態: 助成計画

予算区分/活動種類:

[オプション1既定 (HE PCP/PPI、ユーラトム・プログラム・コファンド・アクション、HE ERC助成金を除くすべてのHEおよびユーラトムToA)]:

- A. 人件費

- A.1 従業員、A.2 直接契約している個人、A.3 出向者
- A.4 中小企業主および個人受給者
- B. 下請費用
- C. 購買費用
 - C.1 出張交通および生活
 - C.2 設備
 - C.3 その他の物品、作品およびサービス
- D. その他の費用区分
 - [D.1 第三者に対する財政支援]
 - D.2 内部請求物品およびサービス
 - [D.3 研究基盤施設に対する多国間アクセスのユニット費用]
 - [D.4 研究基盤施設に対する仮想アクセスのユニット費用]
- E. 間接費用]

[HE PCP/PPI用オプション2:

- A. 人件費
 - A.1 従業員、A.2 直接契約している個人、A.3 出向者
 - A.4 中小企業主および個人受給者
- B. 下請費用
- C. 購買費用
 - C.1 出張交通および生活
 - C.2 設備
 - C.3 その他の物品、作品およびサービス
- D. その他の費用区分
 - [D.1 第三者に対する財務支援]
 - D.2 内部請求物品およびサービス
 - D.5 PCP/PPI調達費
- E. 間接費用]

[ユーラトム・プログラム・コファンド・アクション用オプション3:

- A. 人件費
 - A.1 従業員、A.2 直接契約している個人、A.3 出向者
 - A.4 中小企業主および個人受給者
- B. 下請費用
- C. 購買費用
 - C.1 出張交通および生活
 - C.2 設備
 - C.3 その他の物品、作品およびサービス

- D. その他の費用区分
 - [D.1 第三者に対する財政支援]
 - D.2 内部請求物品およびサービス
 - [D.3研究基盤施設に対する多国間アクセスのユニット費用]
 - [D.4研究基盤施設に対する仮想アクセスのユニット費用]
 - D.6 ユーラトム・コファンド職員交流費用
- E. 間接費用]

[HE ERC助成金用オプション4:

- A. 人件費
 - A.1 従業員、A.2 直接契約している個人、A.3 出向者
 - A.4 中小企業主および個人受給者
- B. 下請費用
- C. 購買費用
 - C.1 出張交通および生活
 - C.2 設備
 - C.3 その他の物品、作品およびサービス
- D. その他の費用区分)
 - [D.1 第三者に対する財政支援]
 - D.2 内部請求物品およびサービス
 - D.7 ERC追加資金提供
 - D.8 ERC追加資金提供（下請、FSTPおよび内部請求物品およびサービス)
- E. 間接費用]

費用対象性オプション:

- 現物出資対象費用
- 育児休暇
- プロジェクト基準の付随的給付
- 平均人件費（通常の費用会計慣行によるユニット費用)
- [オプション募集用選択肢: 下請費用のための国の制限]
- [オプション助成金用選択肢⁸: 下請のための限定]
- 出張交通および生活:
 - 出張交通: 実費
 - 宿泊: 実費
 - 生活: 実費

⁸ これは、EU助成金すべての標準義務である。下請がその主要/大部分であるアクションに限って未選択の場合がある（基盤施設プロジェクト、技術援助、統計プログラム等）。

- 設備 [オプション1既定: 減価償却のみ][オプション2募集用選択肢: 総費用のみ][オプション3募集用選択肢: 減価償却およびリスト記載設備について総費用][オプション4募集用選択肢: 総費用およびリスト記載設備について減価償却]
- [オプション募集用選択肢: 第三者に対する財政支援提供のための費用（実費、受給者ごとの上限額: [60 000]ユーロ[[...]]⁹)]
- 間接費用定率: 対象直接費用の25%（区分A～D、ボランティア費用、下請費用、第三者に対する財政支援および免除特定費用区分（もしあれば）を除く。）
- 付加価値税: あり
- [オプション助成金用選択肢: シナジーアクションのための二重資金提供]
- [オプション募集用選択肢: 対象費用のための国の制限]
- その他の非対象費用

予算弾力性: あり（弾力上限なし）

4. 報告、支払いおよび回収

4.1 継続的報告（第21条）

成果物: 資金提供・入札ポータルでの継続的報告ツールを参照のこと。

[HE ERC助成金用オプション: 進捗報告書（ERC科学報告書）: なし/あり（提出期限、期間終了後60日）

進捗報告書番号	開始月	終了月
1	[数字]	[数字]
2	[数字]	[数字]

[HE EIC助成金用オプション: 進捗会議: なし/あり（30日前の通知要）]

4.2 定期報告および支払い

報告および支払いスケジュール（第21条、第22条）

報告			支払い		
報告期間		種類	期限	種類	期限（支払時期）
RP番号	開始月	終了月			

⁹ 募集に適用される金額は、募集条件で特定されなければならない。60 000ユーロ以下であり得るが、募集によって資金提供されるアクションの目的の達成が別途、不可能または非常に困難な可能性がある場合はこの限りではない（EU財務規則2018/1046第204条）。これより高い金額は、募集で告知され、かつアクションの目的の達成が別途、不可能または非常に困難な可能性があるために必要な場合、助成当局と例外的に合意することができる。

					初回事前融資	[オプション1既定: 発効日から30日/開始日 10日前 – いずれか遅い日] [オプション2募集用選択肢: 該当なし]
1	[数字]	[数字]	追加事前融資報告書	報告期間終了後60日	追加事前融資	[オプション1助成金用選択肢: 追加事前融資 報告書の受領から60日 – より遅い日][オプション2: 該当なし]
2	[数字]	[数字]	定期報告書	報告期間終了後60日	中間払い	[オプション1助成金用選択肢: 定期報告書の 受領から90日][オプション2: 該当なし]
3	[数字]	[数字]	定期報告書	報告期間終了後60日	最終支払い	定期報告書の受領から90日

事前融資の支払いおよび保証書: [該当なし]

事前融資の支払い	
種類	金額
事前融資1 (初回)	[金額] [該当なし]
事前融資2 (追加)	[金額] [該当なし]

報告および支払様式 (第21条、第22条)

相互保険メカニズム (MIM) : あり

MIM拠出金: 初回事前融資 [追加オプション募集用選択肢:、第二回事前融資から保持される助成金上限額 ([金額挿入]) の[...]%][追加オプション募集用選択肢: および第三回事前融資から保持される助成金上限額 ([金額挿入]) の[...]%]から保持される助成金上限額 ([金額挿入]) の[5 ~ 8%][...]%

初回事前融資の分配制限: 事前融資は、募集条件 (もしあれば) に定める最低数の受給者が合意書に加盟した場合に加盟した受給者に限って分配することができる。

中間払い限度 (もしあれば) : 助成金上限額の90%

[オプション募集用選択肢: 収益による除外: あり]

非営利規則: [オプション助成金用選択肢¹⁰: なし/あり]

延滞利息: ECB + 3.5 %

支払い用銀行口座:

[IBAN口座番号およびSWIFT/BIC、たとえばIT75Y0538703601000000198049; GEBABEBB]

ユーロ換算: 二重換算

報告言語: 合意書の言語

4.3 証明書 (第24条)

財務諸表に関する証明書 (CFS) :

[HE EIT KIC アクション用オプション1:

条件

スケジュール: 初回/最終支払い (閾値に達する場合)

標準閾値 (受給者レベル) :

- 財務表: 求められる費用に対するEU出資金 \geq 430 000ユーロ

制度および経過審査を伴う受給者のための特別閾値 (第24条参照) : 財務表: 求められる費用に対するEU出資金 \geq 725 000ユーロ

[オプション助成金用選択肢: 免除受給者:

- [BEN/AEの略称]
- [BEN/AEの略称]]]

[その他すべてのHEおよびユーラトムToA用オプション2:

条件

スケジュール: 最終支払い時のみ (閾値に達する場合)

標準閾値 (受給者レベル) :

- 財務表: 求められる費用に対するEU出資金 \geq 430 000ユーロ

制度および経過審査を伴う受給者のための特別閾値 (第24条参照) : 財務表: 求められる費用に対するEU出資金 \geq 725 000ユーロ

[オプション助成金用選択肢: 免除受給者:

- [BEN/AEの略称]
- [BEN/AEの略称]]]

4.4 回収 (第22条)

回収の一次責任:

¹⁰ これは、EU助成金すべての標準義務である。EU財務規則2018/1046第192条(3)の条件に基づく限りで未選択の場合がある。

- 受給者の資力強化の目的を有するアクション
- アクション終了後の継続がそのアクションが生む収入によって確保される予定のアクション
- 個人に支払われる学問、研究または研修奨学金の形式その他のこれを最も必要とする個人に支払われる直接サポートの形式での助成金
- 完全に費用に関連しない融資の形式での助成金
- 非営利団体のみ (すなわち受給者および関連事業体すべてが非営利団体のもの) が実施するアクション
- 上限額60 000ユーロ以下の助成金 (低額助成金)

受給者の打ち切り: 関係受給者

最終支払い: 自らの債務について各受給者

最終支払い後: 関係受給者

強制回収の連帯責任（不払いの場合）:

個別財務責任: 各受給者は、自ら（およびもしあればその関連事業体）の債務にのみ責任を負う。

[オプション1既定: 関連事業体の連帯責任 — 該当なし] [オプション2助成金用選択肢: 以下の関連事業体とその受給者と負う連帯責任 — 別紙2に示す関連事業体のための助成金上限額まで。

- [BEN略称]に関連する[AE名称（略称）]
- [BEN略称]に関連する[AE名称（略称）]

5. 不遵守の結果、適用法および紛争解決の場

停止および解約・打ち切り

追加停止事由（第31条）

追加解約・打ち切り事由（第32条）

適用法（第43条）

標準適用法制度: EU法 + ベルギー法

[オプション助成金用選択肢: 特別適用法制度

- [BEN名称（略称）]: [オプション1: 適用法条項選択せず] [オプション2: [EU法][+][加盟国またはEFTA国の名称]法][+][国際組織の法が準拠する一般原則および国際法の総則]]
- [BEN名称（略称）]: [オプション1: 適用法条項選択せず] [オプション2: [EU法][+][加盟国またはEFTA国の名称]法][+][国際組織の法が準拠する一般原則および国際法の総則]]

紛争解決の場（第43条）

標準紛争解決の場

EU受給者: EU第一審裁判所 + EU司法裁判所（上訴）

EU域外受給者: ベルギー国ブリュッセルの裁判所（ただし、国際協定がEU裁判所判決の執行力を規定する場合はこの限りではない。）

[オプション助成金用選択肢: 特別紛争解決の場

- [BEN名称（略称）]: 仲裁
- [BEN名称（略称）]: 仲裁]

6. その他

特則（別紙5）: あり

- セキュリティ勧告を伴う要注意情報
- EU機密情報
- 倫理および研究公正
- 男女共同参画
- 知的財産権、成果および背景的情報、アクセス権および使用权（Horizon Europe）
- 伝達、普及、オープンサイエンスおよび可視性（Horizon Europe）
- アクション実行のための特則

- EUおよびその加盟国の戦略的資産、利益、自治または安全保障による制限がある場合の実施
- 研究者のための募集採用および労働条件
- 研究基盤施設活動に対するアクセスのための特則
- PCPおよびPPI調達のための特則
- 共同出資パートナーシップのための特則
- ERC助成金のための特則
- EICアクションのための特則
- EIT KICアクションのための特則

プロジェクト終了後の標準期限

秘密保持（最終支払い後X年間）：5

記録保持（最終支払い後X年間）：5（または60 000ユーロ以下の助成金については、3）

審査（最終支払い後X年まで）：2

監査（最終支払い後X年まで）：2

他の助成金から本助成金への所見の波及（最終支払い後X年以内）：2

影響評価（最終支払い後X年まで）：5（または60 000ユーロ以下の助成金については、3）

第1章 一般

第1条 — 契約の対象

本合意書は、第2章に定めるアクションの実施のために[SGA用オプション: 枠組みパートナーシップ合意書番号[番号挿入] — [略語挿入]に基づき]与えられる助成金に適用される権利義務および約款を定める。

[HE EIC Accelerator ブレンドファイナンス用オプション: 投資コンポーネントによって補完される助成コンポーネント（株式、融資またはその他を伴うブレンドファイナンス、データシート、ポイント1参照）については、本合意書は、別紙6に添付する投資合意書も対象とする。]

第2条 — 定義

本合意書の目的で、以下の定義が適用される。

アクション — 本合意書の文脈で資金提供されているプロジェクト

助成金 — 本合意書の文脈で与えられる助成金

EU助成金 — EU諸機関（EU執行機関、EU規制機関、EDA、共同事業等を含む。）
が与える助成金

参加者 — 受給者、関連事業体、アソシエイトパートナー、現物出資を行う第三者、下請業者または第三者に対する財政支援の受領者としてアクションに参加する事業体

受給者（BEN） — 本合意書の（直接の、または加盟書を通じた）署名者

関連事業体（AE） — EU財務規則2018/1046第187条¹¹の意味の範囲内にある受給者に
関連する事業体で、受給者のものに相当する権利義務（アクション
任務を実施する義務ならびに費用および出資金を請求する権利）を
もってアクションに参加する者

アソシエイトパートナー（AP） — アクションに参加するが、費用も出資金も請求す
る権利を有さない事業体

¹¹ 定義は、規則(EU)第1296/2013号、(EU)第1301/2013号、(EU)第1303/2013号、(EU)第1304/2013号、(EU)第1309/2013号、(EU)第1316/2013号、(EU)第223/2014号、(EU)第283/2014号および決定第541/2014/EU号を改正し、規則(EU、ユーラトム)第966/2012号を廃止する連合一般予算に適用される財務規則に関する2018年7月18日欧州議会および理事会規則(EU、ユーラトム)2018/1046（「EU財務規則」）（OJ L 193, 30.7.2018、1ページ）第187条を参照のこと。「関連事業体[とは、]

(a) 単独の受給者をなす複数事業体[（すなわち、1事業体が助成金授与の基準を満たす複数事業体からなる場合で、その1事業体が助成金による資金提供を受けるアクション実施の目的で特に設立される場合を含む。）]

(b) 対象性基準を満たし、第136条(1)および第141条(1)にいう状況のいずれにも該当せず、（アクション限定のものでも、その実施を専ら目的として設立されるものでもない）受給者と特に法律上または資本上で関連する複数事業体[のことである。]

- 購買 — アクションの実行に必要なだが、アクション任務（別紙1参照）の一部ではない物品、作品またはサービス（設備、消耗品、用品等）のための契約
- 下請 — アクション任務（別紙1参照）の一部である物品、作品またはサービスのための契約
- 現物出資 — EU財務規則2018/1046第2条(36)の意味の範囲内にある現物出資、すなわち第三者が無償で利用可能とする非金融資源
- 詐術 — EU指令2017/1371¹²第3条および1995年7月26日理事会法¹³によって策定される欧州協同体の金銭的利益の保護に関する条約第1条の意味の範囲内にある詐術とともに、金銭的または個人的利益をもたらそうとするその他何らかの不正または犯罪的な詐欺手段
- 不正行為 — EU規則2988/95¹⁴第1条(2)の意味の範囲内にある不正行為を含む、EUの金銭的利益に影響し得る（規制上または契約上の）何らかの違反
- 重大な職業上の非行 — EU財務規則2018/1046第136条(1)(c)の意味の範囲内にある重大な職業上の非行を含む、特に従業員によるその職業への従事にあたっての何らかの受け入れられない、または不正な行動
- 適用EU・国際・国内法 — 関係地域における法またはその他の規則および指針（拘束力の有無は問わない。）
- ポータル — EU資金提供・入札ポータルであり、欧州委員会が管理して自らおよびその他のEU諸機関がその資金提供プログラム（助成、調達、賞金等）の管理のために使用する電子ポータルおよび交換システム

第2章 アクション

第3条 — アクション

助成金は、別紙1に説明するアクション[プロジェクト番号挿入] — [略語挿入]（「アクション」）のために与えられる。

[オプション助成金用選択肢（関連アクション用）¹⁵: 本アクションは、データシート（ポイント1参照）に定めるアクション（「関連アクション」）に関連する。]

¹² 刑法による連合の金銭的利益に対する詐術との闘いに関する2017年7月5日欧州議会および理事会指令(EU) 2017/1371（OJ L 198, 28.7.2017、29ページ）

¹³ OJ C 316, 27.11.1995、48ページ

¹⁴ 欧州協同体の金銭的利益の保護に関する1995年12月18日理事会規則(EC、ユーラトム)第 2988/95号（OJ L 312, 23.12.1995、1ページ）

[HE EIC Accelerator ブレンドファイナンス用オプション: 投資コンポーネントによって補完される助成コンポーネント（データシート、ポイント1および別紙6）については、別紙1のアクションの説明が助成金および投資コンポーネント双方を対象とする。]

第4条 — 期間および開始日

アクションの期間および開始日は、データシート（ポイント1参照）に定める。

第3章 助成金

第5条 — 助成金

5.1 助成形式

助成金とは、アクション助成金¹⁶であり、予算基準の混合実費助成形式をとる（すなわち、生じる実費に基づく助成金であるが、ユニット費用または出資金、定率費用または出資金、一括払い費用または出資金等のその他の資金提供あるいは費用に関連しない融資の形式も含み得る。）。

5.2 助成金上限額

助成金上限額は、データシート（ポイント3参照）および見積予算（別紙2）に定める。

5.3 資金提供率

費用の資金提供率は、**[オプションA既定 (IAを除くすべてのHEおよびユーラトム ToA) :** アクションの対象費用の[...%]**]** **[オプションB、HEおよびユーラトム・イノベーションアクション (IA) 用:** 非営利の法的事業体¹⁷である受給者では対象費用の[...%]、営利の法的事業体では対象費用の[...%]**]**である。

出資金は、いずれの資金提供率の対象でもない。

[HE JU RIA、IAおよびCSA用追加オプション: **[オプション募集用選択肢:** 受給者および報告期間当たりの個別資金提供率および上限額は、別紙2eに定める。]

5.4 見積予算、予算区分および資金提供形式

アクションのための見積予算は、別紙2に定める。

¹⁵ 関連アクションは、アクション実施が別のアクションと関連すべき場合のあらゆる共同/連合/協調アクションを対象とする（Horizon 補完助成金、Horizon 共同アクション、Horizon MSCA SNLS助成金、EDIDP コファンド、JU実施助成金等）。

¹⁶ 定義は、EU財務規則2018/1046第180条(2)(a)を参照のこと。「アクション助成金」とは、「連合政策の目的の達成を助長するためのアクション」に資金提供するためのEU助成金をいう。

¹⁷ 定義は、Horizon Europe 枠組みプログラム規則2021/695第2条(18)を参照のこと。「非営利の法的事業体」とは、その法的形式によって非営利的であるか、あるいはその株主または個人構成員に利益を分配しないコモンローまたは制定法上の義務を負う法的事業体をいう。

参加者および予算区分別のアクションのための見積対象費用および出資金を含む。

別紙2は、予算区分ごとに使用すべき費用および出資金の種類（資金提供形式）¹⁸も示す。

[HE JU RIA、IAおよびCSA用オプション: [オプション募集用選択肢: 複雑な資金提供率の複数の組合せが用いられる場合、別紙2は、受給者および報告期間ごとに求め得る上限額に限度を設ける個別資金提供率を定める別紙2eによって補完される。]]

ユニット費用または出資金の使用の場合、計算に関する詳細は、別紙2aで説明する。

5.5 予算弾力性

予算内訳は、別紙1のアクションの説明に対する実質的または重要な変更を暗示するものでない限り、修正合意書（第39条参照）なく、（受給者および予算区分間の）振替によって調整することができる。

ただし、

- ボランティア（使用の場合）の予算区分の変更は、常に修正合意書を必要とする。
- 一括払い費用または出資金（使用の場合、費用に関連しない融資を含む。）を伴う予算区分の変更は、常に修正合意書を必要とする。
- より高い資金提供率または予算限度（用いられる場合）を伴う予算の変更は、常に修正合意書を必要とする。
- **[HE JU RIA、IAおよびCSA用オプション: [オプション募集用選択肢: 別紙2eに対する変更は、常に修正合意書を必要とする。]]**
- 別紙1に規定する下請契約のための金額追加は、修正合意書または第6.2条に従った簡易承認のいずれかを必要とする。
- その他の変更は、修正合意書または第6.2条に特に規定される場合は簡易承認を必要とする。
- 弾力上限: 該当なし

第6条 — 対象および非対象費用および出資

対象となるためには、費用および出資金は、本条に定める**対象性**条件を満たさなければならない。

¹⁸ EU財務規則2018/1046第125条参照

6.1 一般対象性条件

一般対象性条件は、以下のとおりである。

(a) 実費について

- (i) 受給者が実際に負担したものでなければならない。
- (ii) 第4条に定める期間に生じたものでなければならない（ただし、当該期間後に生じ得る最終定期報告書の提出に関する費用を除く。第21条参照）。
- (iii) 第6.2条および別紙2に定める予算区分のいずれかに基づき申告されなければならない。
- (iv) 別紙1に説明するアクションに関連して生じ、かつその実施に必要なものでなければならない。
- (v) 特定可能かつ検証可能であり、特に受給者の設立国で適用される会計基準および受給者の通常のコスト会計慣行に従って、受給者の勘定で記録されなければならない。
- (vi) 税、労働および社会保障に関する適用国内法を遵守するものでなければならない。
- (vii) 合理的で正当化され、かつ特に経済および効率に関する健全な財務管理の原則を遵守するものでなければならない。

(b) ユニット費用または出資金（もしあれば）について

- (i) 第6.2条および別紙2に定める予算区分のいずれかに基づき申告されなければならない。
- (ii) ユニットは以下のものでなければならない。
 - 別紙4に定める期間に受給者が実際に使用し、または生み出すもの（ただし、当該期間後に使用され、または生み出され得る最終定期報告書の提出に関する費用を除く。第21条参照）
 - アクションの実施に必要なもの
- (iii) ユニット数は、特定可能かつ検証可能であり、特に記録および文書によって裏付けられるものでなければならない（第20条参照）。

(c) 定率費用または出資金（もしあれば）について

- (i) 第6.2条および別紙2に定める予算区分のいずれかに基づき申告されなければならない。
- (ii) 定率が適用される費用または出資金は以下のものでなければならない。

- 対象となることが可能なもの
- 別紙4に定める期間に関するもの（ただし、当該期間後に生じ得る最終定期報告書の提出に関する費用を除く。第21条参照）

(d) 一括払い費用または出資金（もしあれば）について

- (i) 第6.2条および別紙2に定める予算区分のいずれかに基づき申告されなければならない。
- (ii) 作業は、別紙1に従って受給者が適正に実施しなければならない。
- (iii) 成果物/産物は、別紙4に定める期間に達したものでなければならない（ただし、当該期間後に達し得る最終定期報告書の提出に関する成果物/産物を除く。第21条参照）。

(e) 通常のコスト会計慣行によるユニット、定率または一括払い費用または出資金（もしあれば）について

- (i) 関係費用について、一般対象性条件を満たすものでなければならない。
- (ii) コスト会計慣行は、資金提供源にかかわらず、客観的な基準に基づき一貫して適用されなければならない。

(f) 費用に関連しない融資（もしあれば）について、別紙1に説明するとおり、成果が達成され、または条件が満たされなければならない。

また、直接費用区分について（人件、出張交通および生活、下請その他の直接費用等）、アクション実施に*直接的*に関連し、したがって、これに*直接的*に帰し得る費用のみが対象となることが可能である。*間接費用*（すなわち、原価作用因を介して等、アクションに間接的にのみ関連する費用）を含んではならない。

第三者が無償で提供する**現物出資**は、これを使用する受給者が（自らのものだったかの如く、これと同じ条件に基づき）対象直接費用として申告することができる。ただし、直接費用のみに関係するものであり、かつ第三者およびその現物出資が別紙1に定められていること（または、助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性がある本合意書に対する変更をその使用が必然的に伴わない場合は、定期報告書で事後的に承認されること（「簡易承認手順」））を条件とする。

6.2 費用区分ごとの特定対象性条件

予算区分ごとの**特定対象性条件**は、以下のとおりである。

直接費用

A. 人件費

A.1 従業員（または同等者）のための費用は、一般対象性条件を満たし、かつ雇用契約（または同等の任命行為）に基づき受給者に勤務し、アクションに配属される人員に関係する場合、人件費として対象となることが可能である。

当該費用は、国内法または雇用契約（もしくは同等の任命行為）に起因し、かつ以下の計算方法に従って、実際に生じる費用に基づき計算される場合に、給与（育児休暇中の差引支給額を含む。）、社会保障負担、税およびその他の報酬に関連する費用に限定されなければならない。

{その者のための日歩に
アクションでの勤務相当日数（半日単位で四捨五入）
を乗じたもの}

日歩は、以下のとおり計算されなければならない。

{その者のための年間人件費を
215
で除したもの}

1人につき申告される相当日数は、特定可能かつ検証可能でなければならない（第20条参照）。

アクションに配属される1人が育児休暇に費やす実期間は、上記式に示す215日から控除することができる。

1人につき1年間でEU助成金に申告される合計相当日数は、215日から育児休暇に費やす期間（もしあれば）を差し引いたもの以下でなければならない。

プロジェクトでの勤務に対する付随的給付（プロジェクト基準報酬）を受領する人員について、人件費は、以下の料率で計算されなければならない。

- 報告期間にわたってアクションでその者が勤務した期間について受給者が支払う報酬実費に対応し、
- 国家事業計画によって資金提供される相当プロジェクトでの勤務に受給者が支払う報酬費用（「国家プロジェクト基準額」）を超過せず、
- その者が権利を有する金額を決定することができるようにする客観的な基準に基づき定められ、

かつ

- 国家事業計画によって資金提供されるプロジェクトでの勤務にボーナスまたは付随的給付を一貫して支払うための受給者の通常慣行を反映するもの

国家プロジェクト基準額は、国家事業計画によって資金提供されるプロジェクトでの勤務に適用される受給者の国内法、労働協約または書面による内部規則で定められる報酬である。

かかる国内法、労働協約も書面による内部規則もない場合またはプロジェクト基準報酬が客観的な基準に基づかない場合は、国家プロジェクト基準額がEUアクションでの勤務に支払われる報酬を除き、報告期間が対象とする直近1暦年におけるその者の平均報酬である。

受給者が平均人件費（通常の費用会計慣行によるユニット費用）を使用する場合、人件費は、当該ユニット費用のための一般対象性条件を満たさなければならず、日歩は、以下によって計算されなければならない。

- 受給者の勘定で記録される実人件費を使用し、対象となることができない、または他の予算区分に既に含まれる費用を除く。実人件費は、人件費の計算に関連性があり、合理的で、客観的かつ検証可能な情報に対応する場合、予算または見積要素に基づき調整することができる。

かつ

- 資金提供源にかかわらず、客観的な基準に基づき一貫して適用される通常の費用会計慣行による。

A.2およびA.3 雇用契約以外の直接契約に基づき勤務する個人のための費用および支払いをしない第三者による出向者のための費用も、当該者がアクションに配属され、一般対象性条件を満たし、かつ以下双方に該当する場合は人件費として対象となることが可能である。

- (a) 従業員の条件に相当する条件（特に勤務が組織される方法、履行される任務および履行地に関するもの）に基づき勤務すること。
- (b) （別途の合意がない限り）勤務の結果が受給者に帰属すること。

当該費用は、直接契約または出向のために実際に生じる費用に対応しており、かつ受給者との雇用契約に基づき相当任務を履行する人員のものと著しく異なってはならない料率に基づき、計算されなければならない。

A.4 アクションのための中小企業主（すなわち、給与を受領しない中小企業¹⁹である受給者のオーナー）または**個人受給者**（すなわち、給与を受領しない個人である受給者）の作業は、一般対象性条件を満たし、別紙2aに定める方法に従ってユニット費用として計算される場合、人件費として申告することができる。

¹⁹ 定義は、委員会勧告2003/361/EC参照。零細または中小企業（SME）とは、以下の企業である。

- その法的形式にかかわらず経済活動に従事し（特に手工業その他の活動に従事する自営業者および家業経営者、経済活動に正式に従事するパートナーシップまたは組合を含む。）、
- （勧告第5条に定義する「年間勤務ユニット」に表す）従業員が250名未満で、かつ年商が5,000万ユーロ以下および/または年間貸借対照表合計が4,300万ユーロ以下であるもの

B. 下請費用

アクションのための**下請費用**（控除不可または返金不可の付加価値税（VAT）等の関連関税、税および負担を含む。）は、実際に生じる費用に基づき計算され、一般対象性条件を満たし、かつ受給者の通常の購買慣行によって与えられるならば、対象となることが可能である。ただし、最も金額に見合う（または必要に応じて最低価格の）下請契約を確保し、かつ利益相反（第12条参照）がないことを条件とする。

公共調達に関するEU指令の意味の範囲内にある「契約当局/事業体」である受給者は、公共調達に関する適用国内法も遵守しなければならない。

[オプション募集用選択肢: 受給者は、助成当局が別途、承認しない限り、下請作業が募集条件に定める適格国または対象国で履行されるよう確実にしなければならない。]

[オプション助成金用選択肢²⁰: 下請は、アクションの限定部分のみを対象とすることができる。]

下請に出す予定の任務および下請契約ごとの見積費用は、別紙1に定めなければならない。受給者当たりの総見積下請費用は、別紙2に定めなければならない（または、助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性がある本合意書に対する変更をその使用が必然的に伴わない場合は、定期報告書で事後的に承認することができる（「簡易承認手順」））。

C. 購買費用

アクションのための**購買費用**（控除不可または返金不可の付加価値税（VAT）等の関連関税、税および負担を含む。）は、一般対象性条件を満たし、かつ受給者の通常の購買慣行によって購買されるならば、対象となることが可能である。ただし、最も金額に見合う（または必要に応じて最低価格の）購買を確保し、かつ利益相反（第12条参照）がないことを条件とする。

公共調達に関するEU指令の意味の範囲内にある「契約当局/事業体」である受給者は、公共調達に関する適用国内法も遵守しなければならない。

C.1 出張交通および生活

出張交通、宿泊および生活のための購買は以下のとおり計算されなければならない。

- 出張交通: 実際に生じる費用に基づき、受給者の出張交通に関する通常慣行に則すること。

²⁰ これは、EU助成金すべての標準義務である。下請がその主要/大部分であるアクションに限って未選択の場合がある（基盤施設プロジェクト、技術援助、統計プログラム等）。

- 宿泊: 実際に生じる費用に基づき、受給者の出張交通に関する通常慣行に則すること。
- 生活: 実際に生じる費用に基づき、受給者の出張交通に関する通常慣行に則すること。

C.2 設備

[オプション1既定 (減価償却のみ) :

アクションに使用される**設備、基幹施設またはその他の資産**の購買は、減価償却費として申告され、実際に生じる費用に基づき計算され、かつ国際会計基準および受給者の通常会計慣行に従って償却されなければならない。

考慮に入れることができるのは、アクション期間中のアクションのための実使用率に対応する費用の部分のみである。

設備、基幹施設またはその他の資産の**賃貸借**費用も、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。]

[オプション2総費用のみ (募集用選択肢¹) :

特にアクション用の**設備、基幹施設またはその他の資産**の購買 (またはアクション任務の一部として開発されるもの) は、その各費用区分に適用される費用対象性条件を満たす場合、総資本化費用として申告することができる。

「資本化費用」とは、以下のものをいう。

- 設備、基幹施設またはその他の資産の購買で、またはその開発のために生じる費用で、
- 国際会計基準および受給者の通常会計慣行を遵守して受給者の固定資産勘定に基づき記録されるもの

当該設備、基幹施設またはその他の資産の賃貸借がなされる場合、**賃貸借**のための総費用は、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。]

[オプション3減価償却 + 助成金レベルでリスト記載設備について総費用 (募集用選択肢²) :

²¹ アクションの性質およびその設備または資産の使用状況によって正当化される場合のみ、例外として用いること。

²² アクションの性質およびその設備または資産の使用状況によって正当化される場合のみ、例外として用いること。

アクションに使用される**設備、基幹施設またはその他の資産**の購買は、減価償却費として申告され、実際に生じる費用に基づき計算され、かつ国際会計基準および受給者の通常会計慣行に従って償却されなければならない。

考慮に入れることができるのは、アクション期間中のアクションのための実使用率に対応する費用の部分のみである。

設備、基幹施設またはその他の資産の**賃貸借費用**も、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。

[追加オプション助成金用選択肢²³: さらに、特にアクション用に購買される（またはアクション任務の一部として開発される）以下の**設備、基幹施設またはその他の資産**について、

- [設備名/種別挿入]
- [設備名/種別挿入]

[さらなる設備について同様]

費用は、その各費用区分に適用される費用対象性条件を満たす場合、総資本化費用として例外的に申告することができる。

「資本化費用」とは、以下のものをいう。

- 設備、基幹施設またはその他の資産の購買で、またはその開発のために生じる費用で、
- 国際会計基準および受給者の通常会計慣行を遵守して受給者の固定資産勘定に基づき記録されるもの

当該設備、基幹施設またはその他の資産の賃貸借がなされる場合、**賃貸借**のための総費用は、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。]]

[オプション4総費用 + 助成金レベルでリスト記載設備について減価償却（募集用選択肢²⁴）：

特にアクション用の**設備、基幹施設またはその他の資産**の購買（またはアクション任務の一部として開発されるもの）は、その各費用区分に適用される費用対象性条件を満たす場合、総資本化費用として申告することができる。

「資本化費用」とは、以下のものをいう。

²³ 総購買費用オプションおよび条件は、募集で特定されなければならない。

²⁴ アクションの性質およびその設備または資産の使用状況によって正当化される場合のみ、例外として用いること。

- 設備、基幹施設またはその他の資産の購買で、またはその開発のために生じる費用で、
- 国際会計基準および受給者の通常会計慣行を遵守して受給者の固定資産勘定に基づき記録されるもの

当該設備、基幹施設またはその他の資産の賃貸借がなされる場合、**賃貸借**のための総費用は、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。

[追加オプション助成金用選択肢²⁵: ただし、アクションのために使用される以下の設備、基幹施設またはその他の資産について、

- [設備名/種別挿入]
- [設備名/種別挿入]

[さらなる設備について同様]

その費用は、減価償却費として申告され、実際に生じる費用に基づき計算され、かつ国際会計基準および受給者の通常会計慣行に従って償却されなければならない。

考慮に入れることができるのは、アクション期間中のアクションのための実使用率に対応する費用の部分のみである。

当該設備、基幹施設またはその他の資産の**賃貸借**費用も、相当する設備、基幹施設または資産の減価償却費を超えず、かつ融資手数料を含まないならば、対象となることが可能である。]]

C.3 その他の物品、作品およびサービス

その他の物品、作品およびサービスの購買は、実際に生じる費用に基づき計算されなければならない。

当該物品、作品およびサービスには、本合意書に基づき必要とされる場合はたとえば、消耗品および用品、促進、普及、成果の保護、翻訳、出版物、証明書ならびに資力保証書を含む。

D. その他の費用区分

[オプション募集用選択肢: D.1 第三者に対する財政支援

(助成金、賞金等の支援の形式 (もしあれば) による) **第三者に対する財政支援の提供費用**は、一般対象性条件を満たし、実際に生じる費用に基づき計算され、かつサポートが別紙1に定める条件に従って実施されるならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

²⁵ 減価償却オプションおよび条件は、募集で特定されなければならない。

本条件は、客観的かつ透明な選択手順を確保し、少なくとも以下を含まなければならない。

(a) 助成金（相当）について

- (i) 第三者（「受領者」）ごとの財政支援の上限額。本金額は、データシート（ポイント3参照）²⁶に定める、または別途、助成当局と合意する金額を超えることができない。
- (ii) 財政支援の正確な金額の計算基準
- (iii) 募集が締め切られたリストに基づき財政支援を受ける資格を得られる多様な活動
- (iv) 支援を受ける者または者の区分
- (v) 財政支援を与える基準および手順

(b) 賞金（相当）について

- (i) 対象性および授与基準
- (ii) 賞金額
- (iii) 支払いの取決め

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]

D.2 内部請求物品およびサービス

アクションに直接、使用される内部請求物品およびサービスのための費用は、当該ユニット費用のための一般対象性条件を満たし、かつユニット当たり金額が以下のように計算されるならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、通常の費用会計慣行によってユニット費用として申告することができる。

- 受給者の勘定で記録され、直接測定による、または原価作用因に基づく、のいずれかで帰する物品またはサービスのための実費を使用し、対象となることができない、または他の予算区分に既に含まれる費用を除く。実費は、費用の計算に関連性があり、合理的で、客観的かつ検証可能な情報に対応する場合、予算または見積要素に基づき調整することができる。

かつ

- 資金提供源にかかわらず、客観的な基準に基づき一貫して適用される通常の費用会計慣行による。

²⁶ 金額は、募集で特定されなければならない。60 000ユーロ以下であり得るが、アクションの目的が別途、不可能または非常に困難な可能性がある場合はこの限りではない（EU財務規則2018/1046第204条）。

「内部請求物品およびサービス」とは、アクションのために直接、受給者の組織内で提供され、受給者がその通常の費用会計慣行に基づき評価する物品またはサービスをいう。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。

[(HE IA, HE PCP/PPI, HE ERC助成金, HE EIC助成金およびHE EIT KICアクションを除く) すべてのHEおよびユーラトムToA用オプション: [オプション募集用選択肢: D.3 研究基盤施設に対する多国間アクセスのユニット費用

研究基盤施設に対する多国間アクセスを提供するためのユニット費用は、一般対象性条件を満たし、別紙2aに定める方法に従って計算され、かつ対象となることができない、または他の予算区分に既に含まれる費用を除外するならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

本費用区分に基づき費用を申告する受給者は、募集条件で明示に認められない限り、内部請求物品およびサービスまたは（基幹施設の資本費用を請求するための）設備費用等の他の費用区分を使用することができない。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]]

[(HE IA, HE PCP/PPI, HE ERC助成金, HE EIC助成金およびHE EIT KICアクションを除く) すべてのHEおよびユーラトムToA用オプション: [オプション募集用選択肢: D.4 研究基盤施設に対する仮想アクセスのユニット費用

研究基盤施設に対する仮想アクセスを提供するためのユニット費用は、一般対象性条件を満たし、別紙2aに定める方法に従って計算され、かつ対象となることができない、または他の予算区分に既に含まれる費用を除外するならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

本費用区分に基づき費用を申告する受給者は、募集条件で明示に認められない限り、内部請求物品およびサービスまたは（基幹施設の資本費用を請求するための）設備費用等の他の費用区分を使用することができない。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]]

[HE PCP/PPI用オプション: D.5 PCP/PPI調達費用

PCP/PPI調達費用は、一般対象性条件を満たし、実際に生じる費用に基づき計算され、かつ以下のようならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

- アクションが対象にし、別紙1で説明される革新的物品およびサービスの共同商業化前調達または共同もしくは協調公共調達のために生じ、かつ

- 調達 EU 公共調達指令（特に指令 2014/24/EU²⁷、2014/25/EU²⁸ および 2009/81/EC²⁹）に定義する「契約当局/事業者」によって実行されること。

受給者は、最も金額に見合う申し出の入札に調達契約を発注し、募集条件に別途の定めがない限り、以下を含む客観的かつ透明な手順を使用しなければならない。

- 予備市場協議が行われる場合: 協議に関する事前情報通知の欧州連合官報への掲載
- 契約通知の欧州連合官報への掲載
- 契約締結後48日以内での契約発注通知の欧州連合官報への掲載

上記は英語および受給者が選択する追加言語による。

募集条件が参加を制限し、または安全保障上の理由によって制御するものの場合、受給者は、助成当局が別途、承認しない限り、契約の履行が募集条件に定める適格国または対象国でなされるよう確実にしなければならない。

PPI調達については、公共調達に関するEU指令の意味の範囲内にある「契約当局/事業者」である受給者は、本指令および公共調達に関する適用国内法も遵守しなければならない。

調達者の役割を果たす受給者（すなわち、購買者団体および筆頭調達者）、調達ごとの対象および見積費用ならびに購買者団体の構成員当たりの見積出資金は別紙1に、受給者当たりの見積調達費用は別紙2に、それぞれ定めなければならない。

調達費用以外の費用区分のための費用は、別紙2に定めるアクションの総見積対象費用の50%までしか対象とならない。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]

[ユーラトム・プログラム・コファンド・アクション用オプション: D.6 ユーラトム・コファンド職員交流費用

²⁷ 指令2004/18/ECを廃止する公共調達に関する2014年2月26日欧州議会および理事会指令2014/24/EU (OJ L 94, 28.3.2014、65ページ)

²⁸ 指令2004/17/ECを廃止する、水産、エネルギー、輸送および郵便サービス部門で操業する事業者による調達に関する2014年2月26日欧州議会および理事会指令2014/25/EU (OJ L 94, 28.3.2014、243ページ)

²⁹ 指令2004/17/ECおよび2004/18/ECを改正する、防衛および安全保障分野における契約当局または事業者による一定の工事契約、供給契約およびサービス契約の発注のための手順の調整に関する2009年7月13日欧州議会および理事会指令2009/81/EC (OJ L 216, 20.8.2009、76ページ)

ユーラトム・コファンド職員交流費用は、一般対象性条件を満たし、かつ別紙2aに定める方法に従ってユニット費用として計算されるならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]

[HE ERC助成金用オプション: D.7 ERC追加資金提供

ERC追加資金提供のための費用（開業費用、主要設備、大型施設に対するアクセス、主要実験および実地研究費用等）は、一般対象性条件を満たし、実際に生じる費用に基づき計算され、基本型の費用（人件および購買）のためにポイントAおよびCに定める条件を遵守し、かつ当該追加資金提供の対象となる活動のために生じるならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

本費用区分に対する変更は、修正合意書または例外的に（定期報告書での事後的な簡易承認のいずれかを必要とする。本変更は、追加資金提供が与えられた目的に変更がないことを条件としてのみ、受け入れることができる。]

[HE ERC助成金用オプション: D.8 ERC追加資金提供（下請、FSTPならびに内部請求物品およびサービス）

ERC追加資金提供（下請、FSTPならびに内部請求物品およびサービス）のための費用は、一般対象性条件を満たし、実際に生じる費用に基づき計算され、基本型の費用（下請、第三者に対する財政支援ならびに内部請求物品およびサービス）のためにポイントB、D.1およびD.2に定める条件を遵守し、かつ当該追加資金提供の対象となる活動のために生じるならば、募集条件で対象となると申告される場合にその申告どおり、対象となることが可能である。

本費用区分に対する変更は、修正合意書または例外的に（定期報告書での事後的な簡易承認のいずれかを必要とする。本変更は、追加資金提供が与えられた目的に変更がないことを条件としてのみ、受け入れることができる。

本費用は、間接費用定率については考慮に入れられない。]

間接費用

E. 間接費用

間接費用は、対象直接費用（区分A～D、ボランティア費用、下請費用、第三者に対する財政支援および免除特定費用区分（もしあれば）を除く。）の25%の定率で償還される。

出資金

6.3 非対象費用および出資金

以下の費用または出資金は、対象となることができない。

- (a) 上記（第6.1条および第6.2条）に定める条件を遵守しない費用または出資金で、特に以下のもの

- (i) 資本利益および受給者が支払う配当に関する費用
 - (ii) 債務および債務返済手数料
 - (iii) 将来の損失または債務のための引当金
 - (iv) 未払利息
 - (v) 為替差損
 - (vi) 助成当局からの振込みについて受給者の銀行が請求する銀行費用
 - (vii) 過剰または無謀な支出
 - (viii) 控除可能または返金可能なVAT（公官庁の役割を果たす公共機関が支払うVATを含む。）
 - (ix) 助成合意停止（第32条参照）中に実施される活動のために生じる費用またはそのための出資金
 - (x) 第三者による現物出資: 該当なし
- (b) 他のEU助成金（またはEU加盟国、EU域外国もしくはEU予算を実施するその他機関が与える助成金）に基づき申告される費用または出資金。ただし、以下の場合を除く。
- (i) *[オプション1既定: シナジーアクション: 該当なし] [オプション2助成金用選択肢: 助成金が共同調整シナジーアクションの一部で、これに基づく資金提供が申告される費用および出資金の100%を上回らない場合]*
 - (ii) アクション助成金が同期間中の運営助成金³⁰と組み合わせり、運営助成金がアクション助成金の（直接でも間接でも）いずれの費用も対象としないことを受給者が証明できる場合
- (c) 国家（または地域/現地）行政職員のため、当該行政の通常の活動（すなわち、助成金のためだけに請け負われるのではないもの）の一部である活動のための費用または出資金
- (d) EU諸機関の職員または代表者のための費用または出資金（特に出張交通および生活）
- (e) その他³¹

³⁰ 定義は、EU財務規則2018/1046第180条(2)(b)を参照のこと。「**運営助成金**」とは、EU政策の一部をなし、これを支援する目的を有する機関の働きに資金提供するためのEU助成金をいう。

³¹ 条件は、募集で特定されなければならない。

- (i) *[オプション1既定: 対象費用のための国の制限: 該当なし]* *[オプション2募集用選択肢: 募集条件に定める適格国でも対象国でも行われない活動のための費用または出資金 — 助成当局が承認する場合はこの限りではない。]*
- (ii) 特に募集条件で非対象と申告される費用または出資金

6.4 不遵守の結果

受給者が対象となることができない費用又は出資金を申告する場合は拒絶される（第27条参照）。

このことは、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第4章 助成金実施

第1節 コンソーシアム: 受給者、関連事業体およびその他の参加者

第7条 — 受給者

本合意書の署名者である受給者は、助成当局に対して、本合意書の実施およびその義務すべての遵守に完全に責任を負う。

受給者は、その力の及ぶ限り、誠意をもって、本合意書が定める義務および約款のすべてに従って、本合意書を実施しなければならない。

受給者は、自らの責任に基づき、第11条に従って、アクションを実施するための適切な財源を有さなければならない。受給者は、関連事業体またはその他の参加者（第8条および第9条参照）に頼る場合、助成当局およびその他の受給者に対する単独の責任を保持する。

受給者は、アクションの技術的实施に共同責任を負う。受給者のうち1人がアクションの自らの部分を実施しない場合、他の受給者は、この部分が誰かによって実施されるよう確実にしなければならない（助成金上限額の増額を得る権利を得ず、修正合意書を条件とする。第39条参照）。回収の場合の各受給者の財務責任は、第22条に準拠する。

受給者（およびそのアクション）は、助成金に資金提供するEUプログラムに基づき、アクションの全期間で適格であり続けなければならない。費用および出資金は、受給者およびアクションが適格である限りでのみ、対象となることが可能である。

受給者の当初の役割および責務は、以下のとおり分配される。

- (a) 各受給者は、以下のことを行わなければならない。
 - (i) ポータル参加者登録簿に保存される情報を最新の状態に保つこと（第19条参照）。
 - (ii) アクションの実施に重大な影響を与える、またはこれを遅延させるおそれのある事象または状況を助成当局（およびその他の受給者）に直ちに知らせること（第19条参照）。

- (iii) ちょうどよい時に以下のものを幹事に提出すること。
- 事前融資保証書（必要な場合、第23条参照）
 - 財務諸表および財務諸表に関する証明書（CFS）（必要な場合、第21条、第24.2条およびデータシート、ポイント4.3参照）
 - 成果物および技術報告書に対する寄与（第21条参照）
 - 本合意書に基づき助成当局が要求するその他の書類または情報
- (iv) ポータルを介してその関連事業体の参加に関するデータおよび情報を提出すること。

(b) 幹事は、以下のことを行わなければならない。

- (i) アクションが適正に実施されるよう監視すること（第11条参照）。
- (ii) 本合意書または助成当局が別途、定めない限り、コンソーシアムと助成当局との間の全通信伝達について仲介者の役割を果たすこと。特に、
- 事前融資保証書を助成当局に提出すること（もしあれば）。
 - 要求される書類または情報を請求して精査し、これを助成当局に引き渡す前にその質および完全性を確かめること。
 - 成果物および報告書を助成当局に提出すること。
 - 他の受給者に行われる支払いについて助成当局に知らせること（必要な場合、支払いの分配について報告すること、第22条および第32条参照）。
- (iii) 不当な遅延なく、助成当局から受領する支払いを他の受給者に分配すること（第22条参照）。

幹事は、上記の任務をいずれの他の受給者にも第三者にも（関連事業体を含む。）委任し、下請に出すことができない。

ただし、公共機関である幹事は、自らが作成した、もしくは制御する、または自らに帰する「管理権限」を有する事業体に対して、上記ポイント(b)(ii)最終行および(iii)に定める任務を委任することができる。この場合、幹事は、本合意書に基づく支払いおよび義務の遵守に単独で責任を負い続ける。

さらに、「単独の受給者」³²（または欧州研究基盤施設コンソーシアム（ERICs）等の相当団体）の幹事は、上記ポイント(b)(i)から(iii)に定める任務をその1構成員に委任することができる。幹事は、本合意書に基づく義務の遵守に単独で責任を負い続ける。

受給者は、その運営および調整に関する**内部取決め**を設けて、アクションが適正に実施されるよう確実にしなければならない。

助成当局が要求する場合（データシート、ポイント1参照）、本取決めは、たとえば以下を範囲として、受給者間の**コンソーシアム協定書**に定められなければならない。

- コンソーシアムの内部組織
- ポータルに対するアクセスの管理
- 支払い用の様々な分配キーおよび回収の場合の財務責任（もしあれば）
- 背景的情報および成果に関する権利義務に関する追加規則（第16条参照）
- 内部紛争の解決
- 受給者間の責任、補償および秘密保持の取決め

内部取決めの内容には、本合意書に抵触する規定を含んではならない。

[オプション助成金用選択肢: 関連アクション]について、受給者は、他のアクションの参加者との**取決め**を設けて、両アクションの適正な実施および調整を確保しなければならない。

助成当局が要求する場合（データシート、ポイント1参照）、本取決めは、たとえば以下を範囲として、他のアクションの参加者との**提携合意書**に、または同コンソーシアムの場合、そのコンソーシアム協定書の一部として定められなければならない。

- 内部組織および意思決定手続
- 緊密な提携/同調が必要な分野（産物の管理について、標準化に対する共通の取り組み、規制および政策活動との関連性、共通の伝達および普及活動、情報共有、背景的情報および成果に対するアクセス等）
- 紛争解決

³² 定義は、EU財務規則2018/1046第187条(2)参照。「複数事業体が助成金授与の基準を満たし、共に1事業体を形成する場合、その事業体は、**単独受給者**として扱われることができ、助成金によって資金提供されるアクションの実施を目的として事業体が特に設立される場合を含む。」

- 両アクションでの受給者間の責任、補償および秘密保持の取決め

他のアクションの参加者との取決めの内容には、本合意書に抵触する規定を含んではならない。]

第8条 — 関連事業体

[オプション1助成金用選択肢: 受給者に関連する以下の事業体は、「関連事業体」としてアクションに参加する。

- [AE正式名称 (略称)]、PIC[番号]、[BEN正式名称 (略称)]に関連
- [AE正式名称 (略称)]、PIC[番号]、[BEN正式名称 (略称)]に関連
[さらなるAEについて同様]

関連事業体は、受給者と同じ条件に基づき、アクションに対する費用および出資金を請求することができ、第11条に従って、別紙1で自らに帰するアクション任務を実施しなければならない。

当該費用および出資金は別紙2に記載され、助成金の計算について考慮に入れられる。

受給者は、本合意書に基づくその義務すべてがその関連事業体にも適用されるよう確実にしなければならない。

受給者は、第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）がその権利を関連事業体に対しても行使できるよう確実にしなければならない。

関連事業体による違反は、受給者による違反と同じように扱われる。不当な金額の回収は、受給者を通じて扱われる。

助成当局が関連事業体の連帯責任を要求する場合（データシート、ポイント4.4参照）、関連事業体は、別紙3aに定める宣言書に署名しなければならず、その受給者に対する強制回収の場合、責任を問われることがある（第22.2条および第22.4条参照）。]

[オプション2: 該当なし]

第9条 — アクションに関与するその他の参加者

9.1 アソシエイトパートナー

[オプション1助成金用選択肢: 受給者と協力関係にある以下の事業体は、「アソシエイトパートナー」としてアクションに参加する。

- [AP正式名称 (略称)]、PIC[番号] [、[BEN正式名称 (略称)]のアソシエイトパートナー]
- [AP正式名称 (略称)]、PIC[番号] [、[BEN正式名称 (略称)]のアソシエイトパートナー]

[さらなるAPについて同様]

アソシエイトパートナーは、第11条に従って、別紙1で自らに帰するアクション任務を実施しなければならない。アソシエイトパートナーは、アクションに対する費用も出資金も請求することができず、その任務のための費用は対象とはならない。

任務は、別紙1に定めなければならない。

受給者は、第11条（適正な実施）、第12条（利益相反）、第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第14条（倫理）、第17.2条（可視性）、第18条（アクション実行のための特則）、第19条（情報）および第20条（記録保持）に基づく自らの契約上の義務がアソシエイトパートナーにも適用されるよう確実にしなければならない。

受給者は、第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）がその権利をアソシエイトパートナーに対しても行使できるよう確実にしなければならない。]

[オプション2: 該当なし]

9.2 アクションに現物出資を行う第三者

その他の第三者は、その実施に必要なならば、アクションに現物出資（すなわち人員、設備その他無償の物品、作品およびサービス等）を行うことができる

現物出資を行う第三者は、アクション任務を実施しない。当該第三者は、アクションに対する費用も出資金も請求することができないが、現物出資のための費用は、対象となることが可能であり、第6条に定める条件に基づき、使用する受給者が請求することができる。当該費用は、受給者の費用の一部として別紙2に記載される。

当該第三者およびその現物出資は、別紙1に定めるべきである。

受給者は、第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）がその権利を、現物出資を行う第三者に対しても行使できるよう確実にしなければならない。

9.3 下請業者

下請業者は、その実施に必要なならば、アクションに参加することができる。

下請業者は、第11条に従って、そのアクション任務を実施しなければならない。下請任務のための費用（下請業者からの請求価格）は、対象となることが可能であり、第6条に定める条件に基づき、受給者が請求することができる。当該費用は、受給者の費用の一部として別紙2に記載される。

受給者は、第11条（適正な実施）、第12条（利益相反）、第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第14条（倫理）、第17.2条（可視性）、第18条（アクション実行のための特則）、第19条（情報）および第20条（記録保持）に基づく自らの契約上の義務が下請業者にも適用されるよう確実にしなければならない。

受給者は、第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）がその権利を下請業者に対しても行使できるよう確実にしなければならない。

9.4 第三者に対する財政支援の受領者

アクションに第三者に対する財政支援（助成金、賞金等の支援の形式等）の提供を含む場合、受給者は、第12条（利益相反）、第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第14条（倫理）、第17.2条（可視性）、第18条（アクション実行のための特則）、第19条（情報）および第20条（記録保持）に基づく自らの契約上の義務が支援を受ける第三者（受領者）にも適用されるよう確実にしなければならない。

受給者は、第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）がその権利を受領者に対しても行使できるよう確実にしなければならない。

第10条 — 特別の地位を有する参加者

10.1 EU域外参加者

EU域外国で設立される参加者（もしあれば）は、本合意書に基づくその義務の遵守および以下のことを約束する。

- （基本的権利、価値観および倫理原則、環境および労働基準、機密情報に関する規則、知的財産権、資金提供の可視性ならびに個人データの保護を含む）一般原則を尊重すること。
- 第24条に基づく証明書の提出について、独立していて、EU指令2006/43/EC³³に定めるものと同等の基準を遵守する有資格外部監査人を使用すること。
- 第25条に基づく統制策について、同条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）による確認、精査、監査および調査（実地確認、視察および検査を含む。）を斟酌すること。

紛争解決に関する特例が適用される（データシート、ポイント5参照）。

10.2 国際組織である参加者

国際組織（IO、もしあれば）である参加者は、本合意書に基づくその義務の遵守および以下のことを約束する。

- （基本的権利、価値観および倫理原則、環境および労働基準、機密情報に関する規則、知的財産権、資金提供の可視性ならびに個人データの保護を含む）一般原則を尊重すること。
- 第24条に基づく証明書の提出について、独立していて、EU指令2006/43/ECに定めるものと同等の基準を遵守する有資格外部監査人を使用すること。

³³ 年次決算および連結決算の法定監査等の国内規制に関する2006年5月17日欧州議会および理事会指令2006/43/EC（OJ L 157, 9.6.2006、87ページ）

- 第25条に基づく統制策について、同条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）およびEUが締結する特別協定（もしあれば）を考慮に入れて、当該機関による確認、精査、監査および調査を斟酌すること。

当該参加者について、本合意書のいずれの規定も、同者の設立書類または国内法によって与えられるその特権でも免除でも、これを放棄させるものとは解されない。

適用法および紛争解決に関する特例が適用される（第43条およびデータシート、ポイント5参照）。

10.3 ピラー評価を受けた参加者

ピラー評価を受けた参加者（もしあれば）は、自らの制度、規則および手順が肯定的な評価を受けていて、助成金を与える決定に疑問を呈さず、申請者または受給者の平等な扱いの原則に違反しない限り、当該制度等に依拠することができる。

「ピラー評価」とは、参加者がEU助成金を管理するために用いる制度、規則および手順（特に内部統制制度、外部監査、第三者の融資、回収および除外に関する規則、受領者に関する情報ならびに個人情報保護、EU財務規則2018/1046第154条参照）に関する欧州委員会の精査をいう。

肯定的なピラー評価を受けた参加者は、特に以下について自らの制度、規則および手順に依拠することができる。

- 記録保持（第20条）：内部基準、規則および手順に従って行い得る。
- 財務諸表のための通貨換算（第21条）：通常会計慣行に従って行い得る。
- 保証書（第23条）：公的法機関については、事前融資保証書は不要である。
- 証明書（第24条）：
 - 財務諸表に関する証明書（CFS）：その常任内部または外部監査人がその内部財務規制および手順に従って提供することができる。
 - 通常会計慣行に関する証明書（CoMUC）：当該慣行が事前評価の対象の場合は不要である。

以下については、以下の特則を用いることができる。

- 回収（第22条）：第三者に対する財政支援の場合、参加者が支援を受ける第三者から不当な金額を回収するためにできる限りのことをしており（法的手続きを含む。）、非回収が参加者側の過誤にも過失にもよらない場合、回収はない。

- EUによる確認、精査、監査および検査（第25条）：当該機関間で特に合意される規則および手順ならびに枠組み合意書（もしあれば）を考慮に入れて実施される。
- 影響評価（第26条）：参加者の内部規則および手順ならびに枠組み合意書（もしあれば）に従って実施される。
- 助成合意書の停止（第31条）：助成停止中に生じる一定の費用（とりわけ、アクション再開の可能性に必要な最低費用および事前情報書の受領前に締結され、法的理由で合理的に停止、再割り当ても解約もできなかった契約に関する費用）は、対象となることが可能である
- 助成合意書の解約（第32条）：最終助成金額および最終支払いは、契約が事前情報書の受領前に締結され、法的理由で合理的に解約できなかった場合に、解約が生じた後にのみ締結すべき契約に関する費用も考慮に入れて計算される。
- 損害賠償責任（第33.2条）：助成当局は、アクション実施の結果として、またはアクションが本合意書を完全に遵守して実施されなかったために被る損害について、これが参加者の内部規則および手順の違反による、または参加者、その従業員の1人もしくは従業員が責任を負う個人による第三者の権利の侵害によるものの場合のみ、補償を受けなければならない。

そのピラー評価が調達および助成手順を対象とする参加者は、自らの購買、下請および財政支援のための内部規則および手順に従って、購買、下請および第三者に対する財政支援（第6.2条）も行うことができる。

そのピラー評価がデータ保護規則を対象とする参加者は、自らのデータ保護（第15条）のための内部基準、規則および手順に依拠することができる。

ただし、参加者は、申請者または受給者の平等な扱いの原則に違反する可能性のある規定にも、助成金を与える決定に疑問を呈する可能性のある規定にも依拠することができない。かかる規定とは、特に以下等である。

- 対象性（第6条）
- コンソーシアムの役割および設立（第7～9条）
- セキュリティおよび倫理（第13条、第14条）
- 知的財産権（背景的情報および成果、アクセス権ならびに使用权を含む。）
伝達、普及および可視性（第16条および第17条）

- 情報義務（第19条）
- 支払い、報告および修正合意書（第21条、第22条および第39条）
- 拒絶、減額、停止および解約・打ち切り（第27条、第28条、第29～32条）

ピラー評価が是正措置を条件とするものだった場合、内部制度、規則および手順への依拠は、その是正措置の遵守を条件とする。

その評価がデータ保護（に関する新規則）を対象とするように更新されていない参加者は、個人データが以下であるよう確実にすることを条件として、自らの内部制度、規則および手順に依拠することができる。

- データ主体に関して合法かつ公正に、透明な方法で処理されること。
- 特定の明確かつ正当な目的で収集され、かかる目的と相容れない方法でさらに処理されないこと。
- 適切で妥当であり、処理される目的に関して必要なものに限定されること。
- 正確で、必要に応じて最新の状態に保たれること。
- そのデータが処理される目的に必要な期間内でデータ主体の特定を許容する形式で保存されること。
- その個人データの適切なセキュリティを確保する方法で処理されること。

参加者は、ピラー評価の一部だった制度、規則および手順への変更を遅滞なく幹事に知らせなければならない。幹事は、助成当局に直ちに報告しなければならない。

ピラー評価を受けた参加者で、EUとの枠組み合意書も締結した者はそのうえ、上記と同じ条件に基づき（すなわち、助成金を与える決定に疑問を呈することも、申請者または受給者の平等な扱いの原則に違反することもなく）、その枠組み合意書に定める規定に依拠することができる。

第2節 アクション実行のための規則

第11条 — アクションの適正な実施

11.1 アクションを適正に実施する義務

受給者は、別紙1の説明どおり、本合意書の規定、募集条件および適用EU・国際・国内法に基づく法的義務すべてを遵守してアクションを実施しなければならない。

11.2 不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第12条 — 利益相反

12.1利益相反

受給者は、あらゆる措置を講じて、本合意書の公平かつ客観的な実施が家族、感情、政治的または国家的親和性、経済的利益その他何らかの間接的または非間接的利益を伴う理由（「利益相反」）で危うくされ得る状況を防がなければならない。

受給者は、利益相反をなす、またはこれにつながるおそれのある状況を遅滞なく助成当局に正式に通知し、あらゆる必要な措置を直ちに講じてこの状況を是正しなければならない。

助成当局は、講じられる措置が適切なことを確かめ、特定した期限までに追加措置を講じるよう要求することができる。

12.2不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがあり（第28条参照）、助成金または受給者は打ち切られることがある（第32条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第13条 — 秘密保持およびセキュリティ

13.1要注意情報

当事者は、アクションの実施中および少なくともデータシート（ポイント6参照）に定める期限まで、書面で扱いに注意を要すると特定されるデータ、書類その他の（何らかの形式の）資料（「要注意情報」）を秘密に保持しなければならない。

受給者が請求する場合、助成当局は、より長期間、当該情報を秘密に保持することに同意することができる。

当事者間で別途、合意しない限り、当事者は、本合意書の実施のためにのみ要注意情報を使用することができる。

受給者は、その人員またはその他のアクションに関与する参加者に対して、当該者が以下の場合にのみ、要注意情報を開示することができる。

- (a) 本合意書の実施のためにこれを知る必要があり、かつ
- (b) 秘密保持義務の拘束を受ける場合

助成当局は、その職員および他のEU諸機関に要注意情報を開示することができる。

助成当局は、以下の場合、要注意情報を第三者にさらに開示することができる。

- (a) 本合意書の実施またはEUの金銭的利益の保護のために必要で、かつ

(b) その情報の受領者が秘密保持義務の拘束を受ける場合

秘密保持義務は、以下の場合、適用されなくなる。

(a) 開示当事者が他方当事者の義務の免除に同意する場合

(b) いずれの秘密保持義務にも違反することなく情報が公知公用となった場合

(c) 要注意情報の開示がEU、国際または国内法により要求される場合

特定秘密保持規則（もしあれば）は、別紙5に定める。

13.2 機密情報

当事者は、機密情報に関する適用EU・国際・国内法（特に決定2015/444³⁴およびその実施規則）に従って機密情報を扱わなければならない。

機密情報を内容に含む成果物は、助成当局と合意する特別手順によって提出されなければならない。

機密情報を伴うアクション任務は、助成当局からの（書面による）明示の承認後でなければ、下請に出すことができない。

機密情報は、助成当局からの書面による明示の事前承認なく（アクション実施に関与する参加者を含む）いずれの第三者にも開示することができない。

特定セキュリティ規則（もしあれば）は、別紙5に定める。

13.3 不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第14条 — 倫理および価値観

14.1 倫理

アクションは、最高の倫理基準および倫理原則に関する適用EU・国際・国内法に即して実行されなければならない。

特定倫理規則（もしあれば）は、別紙5に定める。

³⁴ EUの機密情報を保護するためのセキュリティ規則に関する2015年3月13日ユーラトム委員会決定 2015/444/EC (OJ L 72, 17.3.2015、53ページ)

14.2 価値観

受給者は、EUの基本的価値観（人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティの権利を含む人権等）の尊重を約束し、確保しなければならない。

価値観に関する特則（もしあれば）は、別紙5に定める。

14.3 不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第15条 — データ保護

15.1 助成当局によるデータ処理

本合意書に基づくいずれの個人データも、ポータル・プライバシー・ステートメントに従って、これに定める目的で助成当局のデータ管理者の責任の下で処理される。

助成当局が欧州委員会、EU規制または執行機関、共同事業体その他のEU機関の場合の助成金について、データ処理は規則2018/1725³⁵に服する。

15.2 受給者によるデータ処理

受給者は、データ保護に関する適用EU・国際・国内法（特に規則2016/679³⁶）を遵守して本合意書に基づき個人データを処理しなければならない。

受給者は、個人データが以下であるよう確実にしなければならない。

- データ主体に関して合法かつ公正に、透明な方法で処理されること。
- 特定の明確かつ正当な目的で収集され、かかる目的と相容れない方法でさらに処理されないこと。
- 適切で妥当であり、処理される目的に関して必要なものに限定されること。

³⁵ 規則(EC) No 45/2001および決定第1247/2002/EC号を廃止する、連合諸機関による個人データの処理についての自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2018年10月23日欧州議会および理事会規則(EU) 2018/1725 (OJ L 295, 21.11.2018、39ページ)

³⁶ 指令95/46/EC（「GDPR」）を廃止する、個人データの処理についての自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日欧州議会および理事会規則(EU) 2016/679 (OJ L 119, 4.5.2016、1ページ)

- 正確で、必要に応じて最新の状態に保たれること。
- そのデータが処理される目的に必要な期間内でデータ主体の特定を許容する形式で保存されること。
- その個人データの適切なセキュリティを確保する方法で処理されること。

受給者は、本合意書の実施、管理および監視に厳に必要な場合にのみ、個人データに対するアクセスをその人員に与えることができる。受給者は、当該人員が秘密保持義務を負うよう確実にしなければならない。

受給者は、そのデータが助成当局に転送される人に対してこれを知らせ、ポータル・プライバシー・ステートメントを提供しなければならない。

15.3不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第16条 — 知的財産権（IPR） — 背景的情報および成果 — アクセス権および使用权

16.1背景的情報および背景的情報に対するアクセス権

受給者は、付属書5に記載されている特定の規則に従い、アクションを実施するために必要であると特定された背景的情報へのアクセスを、互いに、および他の参加者に与えなければならない。

「背景的情報」とは、データ、ノウハウまたは情報を意味し、その形態や性質（有形または無形）を問わず、知的財産権などのあらゆる権利を含む。すなわち、

- (a) 本契約に同意する前に受給者が保有していたもの、および
- (b) アクションの実施や成果の利用に必要なもの。

背景的情報が第三者の権利の対象となっている場合、当該受給者は、本契約に基づく義務を遵守できることを確実にしなければならない。

16.2成果の所有権

助成当局は、アクションによって得られた成果の所有権を取得しない。

「成果」とは、データ、ノウハウ、情報など、その形態や性質を問わず、保護できるかどうかにかかわらず、アクションによる有形無形の効果、および知的財産権を含むそれに付随する権利を意味する。

16.3政策、情報、伝達、普及および宣伝目的で受領した資料、書類および情報に関する助成当局の使用権

助成当局は、アクションに関連する機密性のない情報や、受給者から受け取った資料や書類（特に出版用の要約、成果物、紙または電子媒体の写真や視聴覚資料などその他の資料）を、アクション中またはアクション後に、政策、情報、伝達、普及および宣伝の目的で使用する権利を有する。

受給者の資料、書類、情報を使用する権利は、ロイヤリティフリーの非独占的で撤回不能のライセンスの形で付与され、これには以下の権利が含まれる。

- (a) **自己の目的のための使用**（特に、助成当局や他のEUサービス（機関、団体、事務所、代理店などを含む）またはEU加盟国の機関や団体で働く者が利用できるようにすること、全体または一部を無制限にコピーまたは複製すること、および報道機関の情報サービスを通じた伝達）。
- (b) **公衆への配布**（特に、ハードコピー、電子またはデジタル形式での出版、インターネット上での出版、ダウンロード可能または不可能なファイルとしての出版、あらゆるチャンネルでの放送、公共の場での展示または提示、プレス情報サービスを通じた伝達、または広くアクセス可能なデータベースやインデックスへの掲載）
- (c) **編集または再作成**（短縮、要約、他の要素（メタデータ、凡例、その他のグラフィック、ビジュアル、オーディオまたはテキスト要素など）、部分（オーディオまたはビデオファイルなど）の抽出、部分への分割、編集への使用を含む）。
- (d) **翻訳**
- (e) **紙、電子、その他の形式での保存**
- (f) **適用される文書管理規則に従ったアーカイブの作成**
- (g) 助成当局の情報・伝達・広報活動に必要な場合、ポイント(b)、(c)、(d)および(f)に記載された使用方法を**第三者**に代行させる、または第三者にサブライセンスする権利、および
- (h) 受信した資料、書類、情報の**処理**、分析、集計、および**二次的著作物の作成**。

使用権は、当該産業財産権または知的財産権の全期間にわたって付与される。

資料や書類が著作者人格権や第三者の権利（知的財産権や自然人の肖像・音声に関する権利を含む）の対象となっている場合、受給者は本契約に基づく義務を確実に遵守しなければならない（特に、当該権利者から必要なライセンスや許諾を取得することによって）。

該当する場合は、助成当局が以下の情報を挿入する。

「© - [年] - [著作権所有者名]。無断転載禁止。条件付きで[助成当局名]にライセンスされ

ている。」

16.4 IPR、成果および背景的情報に関する特則

知的財産権、成果、背景的情報（もしあれば）に関する特則は、付属書5に記載されている。

16.5 不遵守の結果

受給者が本条の義務に違反した場合、助成金が減額される場合がある（第28条参照）。

このような違反は、第5章に記載されている他の措置にもつながる可能性がある。

第17条 – 伝達、普及および可視性

17.1 伝達 – 普及 – アクションの促進

助成当局との別段の合意がない限り、受給者は、付属書1に従い、戦略的かつ首尾一貫した効果的な方法で、複数の聴衆（メディアや一般市民を含む）に対象情報を提供することにより、アクションとその成果を促進しなければならない。

メディアに大きな影響を与えることが予想される伝達または普及活動を行う前に、受給者は助成当局に報告しなければならない。

17.2 可視性 – 欧州旗および資金提供声明

助成当局との別段の合意がない限り、アクションに関連する受給者の伝達活動（メディア対応、会議、セミナー、パンフレット、リーフレット、ポスター、プレゼンテーションなどの情報資料、電子形式、伝統的または社会的メディアなどを含む）、普及活動、および助成金によって資金提供されたインフラ、設備、車両、消耗品、または主要な成果は、EUの支援を認め、欧州の旗（エンブレム）と資金提供声明（必要に応じて現地語に翻訳されたもの）を表示しなければならない。



Funded by the
European Union



Co-funded by the
European Union



エンブレムは明確で独立したものでなければならず、他の視覚的マークやブランド、テキストを加えて変更することはできない。

エンブレム以外には、EUの支援を強調するようなビジュアル・アイデンティティやロゴを使用することはできない。

他のロゴ（例：受給者やスポンサーのロゴ）と一緒に表示する場合、エンブレムは少なくとも他のロゴと同じくらい目立つように表示しなければならない。

本条に基づく義務の履行のために、受給者は、助成当局の承認を得ることなくエンブレムを使用することができる。ただし、これは受給者に独占的使用権を与えるものではない。また、受給者は、登録またはその他の方法により、エンブレムまたは類似の商標もしくはロゴを使用することはできない。

17.3情報の質 — 免責

アクションに関連する伝達または普及活動では、事実に基づいた正確な情報を使用しなければならない。

また、以下のような免責事項（必要に応じて現地語に翻訳したもの）を表示しなければならない。

「欧州連合（EU）による資金提供。ただし、表明された見解や意見は著者のみのものであり、必ずしも欧州連合や〔助成当局名〕の見解を反映するものではない。欧州連合および助成当局のいずれも、それらについて責任を負うことはできない。」

17.4伝達、普及および可視化の特則

具体的な伝達、普及、可視性に関する規則（ある場合）は、付属書5に記載されている。

17.5不遵守の結果

受給者が本条の義務に違反した場合、助成金が減額される場合がある（第28条参

照)。

このような違反は、第5章に記載されている他の措置にもつながる可能性がある。

第18条 — アクション実行のための特則

18.1 アクション実行のための特則

アクション実施のための特則（もしあれば）は、別紙5に定める。

18.2 不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第3節 助成金管理

第19条 — 一般情報義務

19.1 情報請求

受給者は、第7条に従って、アクション中またはその後、申告される費用または出資金の対象性、アクションの適正な実施および本合意書に基づくその他の義務の遵守を確かめるために請求される情報を提供しなければならない。

提供される情報は、正確、的確かつ完全であり、電子形式を含む求められる形式によらなければならない。

19.2 参加者登録簿データ更新

受給者は、アクション中またはその後常に、ポータル参加者登録簿に保存される自らの情報、特に名称、住所、法定代理人、法的形式および組織種別を最新の状態に保たなければならない。

19.3 アクションに影響を及ぼす事象および状況に関する情報

受給者は、以下のいずれについても、助成当局（およびその他の受給者）に直ちに知らせなければならない。

- (a) 特に以下の、アクションの実施に影響し、もしくはこれを遅延させ、またはEUの金銭的利益に影響するおそれのある**事象**
 - (i) その法的、財務、技術、組織または所有状況の変更（助成の署名前に署名される参加宣誓書記載の除外事由の1つに関連する変更を含む。）
 - (ii) **[オプション1既定: 関連アクション情報: 該当なし]** **[オプション2助成金用選択肢: 関連アクションに関する変更（第3条参照）]**

- (b) 以下に影響を及ぼす**状況**

- (i) 助成金を与える決定
- (ii) 本合意書に基づく要件の遵守

19.4不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第20条 — 記録保持

20.1記録および関係書類の保持

受給者は、少なくともデータシート（ポイント6参照）に定める期限まで、記録その他の関係書類を保持して、該当分野における容認基準（もしあれば）に則したアクションの適正な実施を証明しなければならない。

また、受給者は、同じ期間、以下を保持して申告額を正当化しなければならない。

- (a) 実費について、申告される費用を証明するための適切な記録および関係書類（契約書、下請契約書、請求書、会計記録等）。また、受給者の通常の会計および内部統制手順は、申告額とその勘定に記録される金額と関係書類に記載される金額との間の直接の一致を可能にするものでなければならない。
- (b) 定率費用および出資金について（もしあれば）、定率が適用される費用または出資金の対象性を証明するための適切な記録および関係書類
- (c) 以下の簡易費用および出資金について、受給者は、生じる実費に関する特定記録を保持する必要はないが、以下を保持しなければならない。
 - (i) ユニット費用および出資金について（もしあれば）、申告ユニット数を証明するための適切な記録および関係書類
 - (ii) 一括払い費用および出資金について（もしあれば）、別紙1で説明する作業の適正な実施を証明するための適切な記録および関係書類
 - (iii) 費用に関連しない融資について（もしあれば）、別紙1で説明する成果の達成または条件の成就を証明するための適切な記録および関係書類
- (d) 通常の方法によるユニット、定率および一括払い費用および出資金について（もしあれば）、受給者は、適切な記録および関係書類を保持して、自らの費用会計慣行が資金提供源にかかわらず、客観的な基準に基づき一貫して適用されてきたこととともに、第6.1条および第6.2条に定める対象性条件を遵守することを証明しなければならない。

さらに、特定予算区分について、以下が必要とされる。

- (e) 人件費について、アクションに基づく受給者のための労働時間は、別の信頼できる時間記録システムが設けられていない限り、その人および同人の監督者が毎月、署名する宣

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

言書によって裏付けられなければならない。助成当局は、適切な水準の保証があるとみなす場合、申告されるアクションの労働時間を裏付ける代替証拠を受け入れることがある。

(f) 追加記録保持: 該当なし

記録および関係書類は、請求に応じて（第19条参照）または確認、精査、監査もしくは調査の状況で（第25条参照）入手可能とされなければならない。

確認、精査、監査、調査、訴訟またはその他の本合意書に基づく請求の追求が係属中の場合（所見の波及を含む、第25条参照）、受給者は、かかる手続の終了までかかる記録およびその他の関係書類を保持しなければならない。

受給者は、原本書類を保持しなければならない。デジタルおよび電子化書類は、適用国内法が認める場合は原本とみなされる。助成当局は、同等水準の保証がある場合は非原本書類を受け入れることがある。

20.2不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、立証が不十分な費用または出資金は対象とされず（第6条参照）、拒絶され（第27条参照）、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第21条 — 報告

21.1継続的報告

受給者は、ポータル継続的報告ツールで、（助成当局と合意する）同ツールが定める時期および条件に従って、アクションの進捗を継続的に報告しなければならない（成果物、マイルストーン、産物/結果、重大なリスク、指標等、もしあれば）。

標準成果物（支払いに関連しない進捗報告書、累積支出に関する報告書、特別報告書等、もしあれば）は、ポータルに掲載されているテンプレートを用いて提出されなければならない。

21.2定期報告: 技術報告書および財務諸表

また、受給者は、以下について、データシート（ポイント4.2参照）に定めるスケジュールおよび様式に従って、報告書を提供して支払いを求めなければならない。

- 追加事前融資（もしあれば）: 追加事前融資報告書
- 中間払い（もしあれば）および最終支払い: 定期報告書

事前融資及び定期報告書には、技術および融資に関する部分を含む。

技術に関する部分には、アクション実施概要を含む。ポータル定期報告ツールで入手可

能なテンプレートを用いて作成されなければならない。

追加事前融資報告書の融資に関する部分には、以前の事前融資払いの使用に関する記述を含む。

定期報告書の財務に関する部分には、以下を含む。

- 財務諸表（個別および連結、全受給者/関連事業体について）
- 財源の使用に関する説明（または要求される場合、明細費用報告表）
- 財務諸表に関する証明書（CFS）（要求される場合、第24.2条およびデータシート、ポイント4.3参照）

財務諸表は、費用区分ごとの対象費用および出資金とともに、最終支払いについてはアクションのための収益も詳述しなければならない（第6条および第22条参照）。

生じる対象費用および出資金は、たとえ見積予算（別紙2参照）に示す金額を超えたとしても、すべて申告すべきである。個別財務諸表で申告されない金額は、助成当局による考慮に入れられない。

（ポータル定期報告ツールによる直接の）財務諸表への署名によって、受給者は、以下のことを確認する。

- 提供される情報が完全で信頼でき、真実であること。
- 申告される費用および出資金が対象となることが可能なこと（第6条参照）。
- 費用および出資金が、請求に応じて（第19条参照）または確認、精査、監査および調査の状況で（第25条参照）調達される適切な記録および関係書類（第20条参照）によって立証可能であること。
- 最終定期報告書については、全収益が申告されていること（要求される場合、第22条参照）。

受給者は、その関連事業体（もしあれば）の財務諸表も提出しなければならない。回収の場合（第22条参照）、受給者は、その関連事業体の財務諸表にも責任を問われる。

21.3 財務諸表のための通貨およびユーロ換算

財務諸表は、ユーロで起草されなければならない。

ユーロ以外の通貨で設定される一般会計を伴う受給者は、その会計で記録される費用について、対応報告期間にわたって計算される**欧州連合官報**（ECBウェブサイト）のCシリーズに掲載される日次為替レートの平均でこれをユーロに換算しなければならない。

当該の通貨について日次ユーロ換算レートが**官報**に掲載されない場合、かかる費用は、対応報告期間にわたって計算される欧州委員会ウェブサイト（InforEuro）掲載の月次会計為替レートの平均で換算されなければならない。

ユーロでの一般会計を伴う受給者は、その通常会計慣行によって、別の通貨で生じる費

用をユーロに換算しなければならない。

21.4報告言語

報告は、助成当局と別途、合意しない限り、本合意書の言語によらなければならない（データシート、ポイント4.2参照）。

21.5不遵守の結果

提出される報告書が本条を遵守しない場合、助成当局は、支払期限を停止し（第29条参照）、第5章で説明するその他の措置を適用することができる。

幹事はその報告義務に違反する場合、助成当局は、助成金もしくは幹事の参加を打ち切り（第32条参照）、または第5章で説明するその他の措置を適用することができる。

第22条 — 支払いおよび回収 — 支払金額の計算

22.1支払いおよび支払いの取決め

支払いは、データシート（ポイント4.2参照）に定めるスケジュールおよび様式に従って行う。

支払いは、幹事が示す銀行口座にユーロで行い（データシート、ポイント4.2参照）、不当な遅滞なく分配されなければならない（初回事前融資払いの分配には制限が適用されることがある、データシート、ポイント4.2参照）。

本銀行口座への支払いによって、助成当局はその支払義務を免除される。

振込み費用は、以下のとおり負担する。

- 助成当局は、取引銀行が請求する振込み費用を負担する。
- 受給者は、取引銀行が請求する振込み費用を負担する。
- 再振込みを生じさせる当事者は、当該再振込みの費用全額を負担する。

助成当局による支払いは、当該支払いがその口座から出金される日に実行されたとみなされる。

22.2回収

回収は、受給者の打ち切り時、最終支払い時またはその後に、助成当局の過払いがあり、不当な金額の回収を必要とすることが判明する場合に行われる。

原則として、回収の場合の各受給者の財務責任は、自らの債務およびその関連事業体の不当な金額に限定される。

強制回収の場合（第22.4条参照）、関連事業体は、助成当局が要求する場合は、その受給者の債務の弁済責任を問われる（データシート、ポイント4.4参照）。

22.3 支払金額

22.3.1 事前融資払い

事前融資の目的は、手持ち金を受給者に提供することである。

その金額は、最終支払いまで、EUの財産であり続ける。

初回事前融資について（もしあれば）、支払金額、スケジュールおよび様式は、データシート（ポイント4.2参照）に定める。

追加事前融資についても（もしあれば）、支払金額、スケジュールおよび様式は、データシート（ポイント4.2参照）に定める。ただし、以前の事前融資払いの使用に関する陳述によって使用されたのが70%未満であることが示される場合、データシートに定める金額は、70%閾値と使用された金額との間の差額分、減額される。

相互保険メカニズムへの拠出金は、（データシート（ポイント4.2参照）に定める率で、これに定める様式に従って）事前融資払いから保持され、メカニズムに振り替えられる。

事前融資払い（またはその一部）は、受給者に支払うべき金額を上限として、その受給者が助成当局に負う金額に対して（受給者の承諾なく）相殺することができる。

助成当局が欧州委員会またはEU執行機関である場合の助成金については、その他の委員会サービスまたは執行機関に負う金額に対しても相殺することができる。

支払いは、支払期限または支払いが停止される場合（第29条および第30条参照）は行われない。

22.3.2 受給者の打ち切り時の支払金額 — 回収

受給者の打ち切りの場合、助成当局は、関係受給者のための暫定支払金額を決定する。支払い（もしあれば）は、次回中間または最終支払いとともに行われる。

支払金額は、以下の段階で計算される。

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

助成当局は、全報告期間での受益者のための「容認EU負担分」をまず計算する。当該計算は、（その受給者の容認費用に資金提供率を適用して）「EU費用負担分上限額」を計算し、より低い費用負担分に対する請求およびCFS閾値上限設定（もしあれば、第24.5条参照）を考慮に入れ、出資金（容認ユニット、定率または一括払い出資金および費用に関連しない融資、もしあれば）を追加することによって行う。

その後、助成当局は、助成金の減額（もしあれば）を考慮に入れる。結果として生じる金額は、受給者のための「容認EU負担分総額」である。

次に以下のとおり、**差引残高**は、容認EU負担分総額からの受領した支払い（もしあれば、第32条の支払いの分配に関する報告書参照）の控除によって計算される。

{ 受給者のための容認EU負担分総額から
{ 受領した事前融資および中間払い (もしあれば) }
を差し引いたもの }

差引残高が**黒字**の場合、その金額は、コンソーシアムに対する次回中間または最終支払いに含まれる。

差引残高が**赤字**の場合、その金額は、以下の手順に従って回収される。

助成当局は、以下の**事前情報書**を関係受給者に送付する。

- 回収する意思、支払金額、回収予定金額およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内で意見を請求するもの

意見が提出されない (または助成当局が受領した意見にもかかわらず回収の追求を決定する) 場合、助成当局は、回収予定金額を確認し、幹事に対する本金額の支払いを求める (**確認書**) 。

支払いが**確認書**における特定日までに幹事に行われない場合、助成当局は、アクションの継続が保証され、相互保険メカニズムが準拠する規則に定める条件が満たされる場合、当該メカニズムの介入を求めることができる。

この場合、支払条件および支払日を記した**請求書**とともに**受給者回収書**を送付する。

受給者のための請求書には、やはりその参加を終了しなければならない関連事業者 (もしあれば) のために計算される金額を含む。

支払いが請求書における特定日までに行われない場合、助成当局は、第22.4条に従って**強制回収**を行う。

金額は後程、次回中間または最終支払いのためにも考慮にいれられる。

22.3.3 中間払い

中間払いは、報告期間中にアクションの実施のために請求される対象費用および出資金 (もしあれば) を償還する。

中間払い (もしあれば) は、データシート (ポイント4.2参照) に定めるスケジュールおよび様式に従って行われる。

支払いは、定期報告書の承認を条件とする。その承認は、その内容の遵守、確実性、完全性でも正確性でも、これらの認定を暗示するものではない。

中間払いは、以下の段階で助成当局が計算する。

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

段階2 — 中間払い限度に対する制限

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

助成当局は、その報告期間でのアクションのための「容認EU負担分」を計算する。当該計算は、（各受給者の容認費用に資金提供率を適用して）「EU費用負担分上限額」をまず計算し、より低い費用負担分に対する請求およびCFS閾値上限設定（もしあれば、第24.5条参照）を考慮に入れ、出資金（容認ユニット、定率または一括払い出資金および費用に関連しない融資、もしあれば）を追加することによって行う。

その後、助成当局は、受給者の打ち切りからの助成金の減額（もしあれば）を考慮に入れる。結果として生じる金額は、「容認EU負担分総額」である。

段階2 — 中間払い限度に対する制限

次に、結果として生じる金額は、事前融資および中間払い（もしあれば）の合計額がデータシート（ポイント4.2参照）に定める中間払い限度を超えないよう確実にするため、上限を設定される。

中間払い（またはその一部）は、受給者に支払うべき金額を上限として、その受給者が助成当局に負う金額に対して（受給者の承諾なく）相殺することができる。

助成当局が欧州委員会またはEU執行機関である場合の助成金については、その他の委員会サービスまたは執行機関に負う金額に対しても相殺することができる。

支払いは、支払期限または支払いが停止される場合（第29条および第30条参照）は行われない。

22.3.4 最終支払い — 最終助成金額 — 収益および利益 — 回収

最終支払い（差引残高の支払い）は、アクション実施のために請求される対象費用および出資金の残額を償還する（もしあれば）。

最終支払いは、データシート（ポイント4.2参照）に定めるスケジュールおよび様式に従って行われる。

支払いは、最終定期報告書の承認を条件とする。その承認は、その内容の遵守、確実性、完全性でも正確性でも、これらの認定を暗示するものではない。

アクションのための最終助成金額は、以下の段階で計算される。

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

段階2 — 助成金上限額に対する制限

段階3 — 非営利規則による減額

段階1 — 容認EU負担分総額の計算

助成当局は、全報告期間でのアクションのための「容認EU負担分」をまず計算する。当該計算は、（各受給者の容認費用に資金提供率を適用して）「EU費用負担分上限額」を計算し、より低い費用負担分に対する請求、CFS閾値上限設定（もしあれば、第24.5

条参照) を考慮に入れ、出資金 (容認ユニット、定率または一括払い出資金および費用に関連しない融資、もしあれば) を追加することによって行う。

その後、助成当局は、助成金の減額 (もしあれば) を考慮に入れる。結果として生じる金額は、「容認EU負担分総額」である。

段階2 — 助成金上限額に対する制限

結果として生じる金額が第5.2条に定める助成金上限額より高い場合は、後者に制限される。

段階3 — 非営利規則による減額

非営利規則がデータシート (ポイント4.2参照) に規定されている場合、助成金によって利益が生まれてはならない (すなわち、段階2に従って得られる余剰金の額にアクションの収益を加えたものが、助成当局が承認する対象費用および出資金を超えてはならない。) 。

「収益」とは、アクションがその期間 (第4条参照) 中に営利法的事業体である受給者のために生む収入のすべてである [オプション募集用選択肢: (ただし、成果の自己利用によって生じる収入を除外し、これを収益とはみなさない。)] 。

利益は、これがある場合、 (段階1および段階2に従って計算される金額から出資金を差し引いたものと比較して) 助成当局が承認する対象費用の最終償還率に比例して控除される。

次に以下のとおり、**差引残高** (最終支払い) は、最終助成金額からの既に行われた事前融資および中間払いの合計額 (もしあれば) の控除によって計算される。

{最終助成金額から
{行われた事前融資および中間払い (もしあれば) }
を差し引いたもの}

差引残高が**黒字**の場合は、幹事に**支払われる**。

相互保険メカニズム (上記参照) のために保持される金額は、 (メカニズムが準拠する規則に従って) 権利放棄され、幹事に**支払われる**。

最終支払い (またはその一部) は、受給者に支払うべき金額を上限として、その受給者が助成当局に負う金額に対して (受給者の承諾なく) 相殺することができる。

助成当局が欧州委員会またはEU執行機関である場合の助成金については、その他の委員会サービスまたは執行機関に負う金額に対しても相殺することができる。

支払いは、支払期限または支払いが停止される場合（第29条および第30条参照）は行われず。

万が一、相互保険メカニズム拠出金の権利放棄にもかかわらず、差引残高が赤字の場合、その金額は、以下の手順に従って回収される。

助成当局は、以下の**事前情報書**を幹事に送付する。

- 回収する意思、最終助成金額、回収予定金額およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内で受給者への支払いの分配に関する報告書を請求し、
- 通知受領30日以内で意見を請求するもの

意見が提出されない（または助成当局が受領した意見にもかかわらず回収の追求を決定する）が、幹事が支払いの分配に関する報告書を提出した場合、助成当局は、**受給者当たりの債務分担額**を以下によって計算する。

(a) 以下のとおり計算される金額が赤字の受給者を特定する。

{ { { その受給者のための容認EU負担分総額を
アクションのための容認EU負担分総額
で除したもの } に
アクションのための最終助成金額
を乗じたもの } から
{ その受給者が受領する事前融資および中間払い（もしあれば） }
を差し引いたもの }

次に

(b) 以下のとおり計算される債務を分配する。

{ { 関係受給者についてポイント(a)によって計算される金額を
ポイント(a)によって特定される全受給者のためにポイント(a)によって計算される金額の合計
で除したもの } に
回収予定金額
を乗じたもの }

そして、支払条件および支払日を記した**請求書**とともに、各受給者からの回収予定金額を確認する（**確認書**）。

受給者のための請求書には、その関連事業体（もしあれば）のために計算される金額を含む。

幹事が支払いの分配に関する報告書を提出しなかった場合、助成当局は、幹事から全額を回収する（**確認書**および支払条件および支払日を記した**請求書**）。

支払いが請求書における特定日までに行われない場合、助成当局は、第22.4条に従って**強制回収**を行う。

22.3.5 最終支払い後の監査実施 — 訂正最終助成金額 — 回収

助成当局は、万が一、最終支払い後（特に確認、精査、監査または検査後、第25条参照）に費用もしくは出資金を拒絶し（第27条参照）、または助成金を減額する（第28条参照）場合、関係当事者のための**訂正最終助成金額**を計算する。

受給者の**訂正最終助成金額**は、以下の段階で計算される。

段階1 — 訂正容認EU負担分総額の計算

段階1 — 訂正容認EU負担分総額の計算

助成当局は、「訂正容認費用」および「訂正容認出資金」の計算によって、受給者のための「訂正容認EU負担分」をまず計算する。

その後、助成当局は、助成金の減額（もしあれば）を考慮に入れる。結果として生じる「訂正容認EU負担分総額」は、受給者の**訂正最終助成金額**である。

訂正最終助成金額が受給者の最終助成金額（すなわち、アクションのための最終助成金額の分担額）より低い場合、以下の手順に従って**回収される**。

受給者の**最終助成金額**（すなわち、アクションのための最終助成金額の分担額）は、以下のとおり計算される。

$$\left\{ \left\{ \text{その受給者のための容認EU負担分総額を} \right. \right. \\ \left. \text{アクションのための容認EU負担分総額} \right. \\ \left. \text{で除したもの} \right\} \times \\ \left. \left. \text{アクションのための最終助成金額} \right. \right. \\ \left. \left. \text{を乗じたもの} \right\}$$

助成当局は、以下の**事前情報書**を関係受給者に送付する。

- 回収する意思、支払金額、回収予定金額およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内で意見を請求するもの

意見が提出されない（または助成当局が受領した意見にもかかわらず回収の追求を決定する）場合、助成当局は、支払条件および支払日を記した**請求書**とともに、回収予定金額を確認する（**確認書**）。

関連事業者（もしあれば）に対する回収は、その受給者を通じて扱われる。

支払いが請求書における特定日までに行われない場合、助成当局は、第22.4条に従って**強制回収**を行う。

22.4強制回収

支払いが請求書における特定日までに行われない場合、支払金額は、以下いずれかによって回収される。

- (a) 助成当局が幹事または受給者に負う金額に対して（幹事または受給者の承諾なく）当該金額を相殺すること。

例外的な状況で、EUの金銭的利益を守るため、当該金額は、請求書における特定支払日前に相殺することができる。

助成当局が欧州委員会またはEU執行機関である場合の助成金については、その他の委員会サービスまたは執行機関が負う金額に対しても、債務を相殺することができる。

- (b) 資力保証書: 該当なし
- (c) 受給者の連帯責任: 該当なし
- (d) 関連事業者の連帯責任を問うこと（もしあれば、データシート、ポイント4.4参照）。
- (e) 法的措置を講じること（第43条参照）、または助成当局が欧州委員会もしくはEU執行機関であることを条件として、EUの機能に関する条約（TFEU）第299条およびEU財務規則2018/1046第100条(2)に基づく執行力のある決定を採用すること。

相互保険メカニズムが介入のために助成当局によって求められた場合、回収は、相互保険メカニズムの名義で継続される。請求書が2通、送付された場合、（相互保険メカニズム名義の）第2の請求書は、（助成当局名義の）第1の請求書と差し替えられたとみなされる。MIMによる介入の場合、相殺、執行力のある決定またはその他上記の強制回収の形式が必要な変更を加えて用いられることがある。

回収予定金額は、請求書における支払日の翌日から支払全額の受領日まで（同日を含む。）の期間の第22.5条に定める金利による**延滞利息**分、増額する。

部分払いは、まず経費、手数料および延滞利息に対して、次に元金に対して入金される。

回収手続で生じる銀行手数料は、指令2015/2366³⁷が適用されない限り、受給者が負担する。

助成当局がEU執行機関である場合の助成金については、相殺または執行力のある決定による強制回収は、欧州委員会のサービスによって行われる（第43条も参照）。

22.5不遵守の結果

22.5.1 助成当局が支払期限内に支払いを行わない場合（上記参照）、受給者は、欧州中央銀行（ECB）がユーロによるその主要資金供給オペのために適用する基準金利に、データシート（ポイント4.2）における特定率（%）を加えた利率での延滞利息を受ける権利を有する。使用されるべきECB基準金利とは、*欧州連合官報のCシリーズ*に掲載される支払期限失効月の初日の有効金利である。

延滞利息は、200ユーロ以下の場合、追納受領2か月以内の求めに応じてのみ、幹事に支払われる。

全受給者がEU加盟国（本合意書の目的で加盟国を代理して行為する地域および現地政府当局その他の公共機関を含む。）の場合、延滞利息の支払いは不要である。

支払いまたは支払期限が停止される場合（第29条および第30条参照）、支払いは、延滞とみなされない。

延滞利息は、支払期日翌日から（上記参照）支払日まで（同日を含む。）の期間を対象とする。

延滞利息は、最終助成金額の計算の目的では考慮されない。

22.5.2 幹事が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成金は減額されることがあり（第29条参照）、助成金または幹事は打ち切られることがある（第32条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第23条 — 保証書

該当なし

第24条 — 証明書

24.1 運営検証報告書（OVR）

該当なし

³⁷ 指令2002/65/EC、2009/110/ECおよび2013/36/EUならびに規則(EU)第1093/2010号を修正し、指令2007/64/ECを廃止する、内部市場における決済サービスに関する2015年11月25日欧州議会および理事会指令(EU) 2015/2366（OJ L 337, 23.12.2015、35ページ）

24.2財務諸表に関する証明書 (CFS)

助成当局が要求する場合（データシート、ポイント4.3参照）、受給者は、データシートに定めるスケジュール、閾値および条件に従って、その財務諸表に関する証明書（CFS）を提供しなければならない。

幹事は、定期報告書の一部としてこれを提出しなければならない（第21条参照）。

証明書は、ポータルに掲載するテンプレートを用いて作成され、実費および通常の費用会計慣行による費用（もしあれば）に基づき申告される費用を対象とし、かつ以下の条件を満たさなければならない。

- (a) 独立していて、指令2006/43/ECを遵守する承認を受けた有資格外部監査人（または公共機関については、適格独立公務員）が提供すること。
- (b) 財務諸表が本合意書の規定を遵守しており、申告される費用が対象となることが可能なように確実にするため、最高職業基準によって検証を実行しなければならないこと。

証明書は、助成当局がその確認、精査でも監査でもこれを実行する権利に影響を与えず、欧州会計監査院（ECA）、欧州検察庁（EPPO）でも欧州不正対策局（OLAF）でも、これが本合意書に基づく監査および調査のためにその特権を用いることを妨げない（第25条参照）。

費用（またはその一部）が助成当局の監査を既に受けていた場合、当該費用は、証明書の対象となる必要がなく、閾値の計算（もしあれば）の勘定には入れられない。

24.3通常の費用会計慣行の遵守に関する証明書 (CoMUC)

該当なし

24.4制度および手続監査 (SPA)

- 文書による（すなわち、正式に承認された書面による）通常の費用会計慣行（もしあれば）によるユニット、定率または一括払い費用または出資金を使用しているか、あるいは
- 自らの費用および出資金を計算するための制度および手続に関する正式な文書（すなわち、正式に承認された書面によるもの）があり、Horizon 2020またはユーラトム研究・研修プログラム（2014～2018または2019～2020）に基づくアクション150以上への参加実績があり、かつHorizon Europeまたはユーラトム研究・研修プログラム（2021～2025または2026～2027）に基づく進行中のアクション3以上に参加する

受給者は、制度および手続監査（SPA）を助成当局に申請することができる。

本監査は、以下のとおり実行される。

段階1 — 受給者による申請

段階2 — 申請が受け入れられる場合、助成当局は、制度および手続監査を実行し、これは（受給者のHorizon Europeまたはユーラトム研究・研修プログラム財務諸表の見本に関する）取引監査によって補完される。

段階3 — 監査結果は、低、中または高の受給者のリスク評価分類の形式をとる。

低リスク受給者は、事後監査（第25条参照）がより少なく（またはより詳細でなく）なり、財務諸表に関する証明書（CFS、第21条、第24.2条およびデータシート、ポイント4.3参照）を提出するための閾値がより高くなる、という恩恵を受ける。

24.5 不遵守の結果

受給者が財務諸表に関する証明書（CFS）を提出しないか、または証明書が拒絶される場合、容認EU費用負担分は、CFS閾値を反映するために上限を設定される。

受給者が本条に基づく自らの他の義務のいずれかに違反する場合、助成当局は、第5章で説明する措置を適用することができる。

第25条 — 確認、精査、監査および調査 — 所見の波及

25.1 助成当局の確認、精査および監査

25.1.1 内部確認

助成当局は、アクション中またはその後、費用および出資金、成果物ならびに報告書の評価を含む、アクションの適正な実施および本合意書に基づく義務の遵守を確認することができる。

25.1.2 プロジェクト精査

助成当局は、アクションの適正な実施および本合意書に基づく義務の遵守に関する精査を実行することができる（一般プロジェクト精査または特定問題精査）。

かかるプロジェクト精査は、アクション実施中に開始し、データシート（ポイント6参照）に定める期限までとすることができる。当該精査は、幹事または関係受給者に正式に通知され、通知日に開始するとみなされる。

必要ならば、助成当局は、独立外部専門家の援助を受けることができる。助成当局が外部専門家を使用する場合、幹事または関係受給者は、その知らせを受け、商業上の秘密保持または利益相反を理由として異議を唱える権利を有する。

幹事または関係受給者は、積極的に協力し、かつ、求められる期限内に、既に提出した成果物および報告書のほか（財源の使用に関する情報を含む）情報およびデータを提供しなければならない。助成当局は、当該情報を直接、提供するよう受給者に請求することができる。要注意情報および文書は、第13条に従って取り扱われる。

幹事または関係受給者は、外部専門家と同席するものを含めて、会議への参加を請求されることがある。

実地視察のため、関係受給者は、現場および敷地（外部専門家のもを含む。）に立ち入ることができるようにし、かつ請求される情報が容易に入手可能であるよう確実にしなければならない。

提供される情報は、正確、的確かつ完全であり、電子形式を含む求められる形式によらなければならない。

精査所見に基づき、**プロジェクト精査報告書**が作成される。

助成当局は、幹事または関係受給者に対してプロジェクト精査報告書を正式に通知し、幹事または当該受給者は、通知受領から30日で意見を述べる。

（プロジェクト精査報告書を含む）プロジェクト精査は、本合意書の言語による。

25.1.3 監査

助成当局は、アクションの適正な実施および本合意書に基づく義務の遵守に関する監査を実行することができる。

かかる監査は、アクション実施中に開始し、データシート（ポイント6参照）に定める期限までとすることができる。当該監査は、関係受給者に正式に通知され、通知日に開始するとみなされる。

助成当局は、自らの監査サービスの利用、集中サービスへの監査の委任または外部監査事務所の利用を行うことができる。助成当局が外部事務所を利用する場合、関係受給者は、その知らせを受け、商業上の秘密保持または利益相反を理由として異議を唱える権利を有する。

関係受給者は、本合意書の遵守を検証するために、積極的に協力し、かつ、求められる期限内に、（完全勘定書、個別給与明細その他の個人データを含む）情報を提供しなければならない。要注意情報および文書は、第13条に従って取り扱われる。

実地視察のため、関係受給者は、現場および敷地（外部監査事務所のもを含む。）に立ち入ることができるようにし、かつ請求される情報が容易に入手可能であるよう確実にしなければならない。

提供される情報は、正確、的確かつ完全であり、電子形式を含む求められる形式によらなければならない。

監査所見に基づき、**監査報告書案**が作成される。

監査人は、関係受給者に対して監査報告書案を正式に通知し、関係受給者は、通知受領から30日で意見を述べる（否定的監査手順）。

最終監査報告書は、関係受給者による意見を考慮に入れ、正式に関係当事者に通知される。

（監査報告書を含む）監査は、本合意書の言語による。

25.2他の助成当局の助成金における欧州委員会の確認、精査および監査

助成当局が欧州委員会ではない場合、かかる当局は、助成当局と同じ確認、精査及び監査の権利を有する。

25.3簡易形式の資金提供を評価するための記録の閲覧

受給者は、EUプログラムで使用される簡易形式の資金提供の定期評価のため、欧州委員会がその法定記録を閲覧できるようにしなければならない。

25.4OLAF、EPPOおよびECAの監査および調査

以下の機関も、アクション中またはその後、確認、精査、監査および調査を実行することができる。

- 規則第883/2013号³⁸および第2185/96号³⁹に基づき欧州不正対策局（OLAF）
- 規則2017/1939に基づき欧州検察庁（EPPO）
- EUの機能に関する条約（TFEU）第287条およびEU財務規則2018/1046第257条に基づき欧州会計監査院（ECA）

かかる機関が請求する場合、かかる規則に規定されるとおり、関係受給者は、求められる形式による正確、的確かつ完全な情報（完全勘定書、個別給与明細その他の個人データを含み、電子形式によるものを含む。）を提供し、実施視察または検査のため、現場および敷地に立ち入ることができるようにしなければならない。

この目的達成のため、関係受給者は、少なくともデータシート（ポイント6）に定める期限まで、かついずれの場合も、係属中の確認、精査、監査、調査、訴訟またはその他の請求の追求が終結するまで、アクションに関する該当情報すべてを保持しなければならない。

25.5確認、精査、監査および調査の結果 — 所見の波及

25.5.1 本助成金における確認、精査、監査および調査の結果

本助成金を背景として実行される確認、精査、監査または調査の所見は、拒絶（第27条参照）、助成金減額（第28条参照）または第5章で説明するその他の措置につながり得る。

³⁸ 欧州議会および理事会規則(EC)第1073/1999号および理事会規則(ユーラトム)第1074/1999号を廃止する、欧州不正対策局（OLAF）が実施する調査に関する2013年9月11日欧州議会および理事会規則(EU、ユーラトム)第883/2013号（OJ L 248, 18/09/2013、1ページ）

³⁹ 詐術その他の不正行為から欧州協同体の金銭的利益を保護するために委員会が実行する実地視察および検査に関する1996年11月11日理事会規則(ユーラトム、EC)第2185/1996号（OJ L 292, 15/11/1996、2ページ）

最終支払い後の拒絶または助成金減額は、訂正最終助成金額につながる（第22条参照）。

アクション実施中の確認、精査、監査または調査の所見は、別紙1に定めるアクションの説明を変更するため、修正合意書の請求（第39条参照）につながり得る。

確認、精査、監査または調査によっていずれかのEU助成金における体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または義務の違反が発見される場合も、相当条件に基づき与えられる他のEU助成金での結果につながり得る（「他の助成金への波及」）。

さらに、OLAFまたはEPPOの調査から生じる所見は、国内法に基づく刑事訴追につながり得る。

25.5.2 他の助成金からの波及

他の助成金での確認、精査、監査または調査の所見は、以下の場合、本助成金に及ぶことがある。

- (a) 相当条件に基づき与えられる他のEU助成金で、関係受給者が体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または義務の違反を犯し、これが本助成金に重大な影響を与えたと認められ、かつ
- (b) かかる所見がデータシート（ポイント6参照）に定める監査期限内に、所見の影響を受ける助成金のリストとともに、関係受給者に正式に通知される場合

助成当局は、所見を波及させる意思および影響を受ける助成金のリストを関係受給者に正式に通知する。

波及が**費用または出資金の減額**に関係する場合、通知には以下を含む。

- (a) 所見の影響を受ける助成金のリストに関する意見を提出するようにとの誘い
- (b) 影響を受ける助成金すべての訂正財務諸表の提出の請求
- (c) 関係受給者が以下いずれかの場合、拒絶予定金額を計算するため、体系的または再発する過誤に基づき設定される推定のための補正率
 - (i) 訂正財務諸表の提出が不可能または実行不能と考える場合
 - (ii) 訂正財務諸表を提出しない場合

波及が**助成金減額**に関係する場合、通知には以下を含む。

- (a) 所見の影響を受ける助成金のリストに関する意見を提出するようにとの誘い
- (b) 体系的または再発する過誤および比例の原則に基づき設定される**推定のための補正率**

関係受給者は、通知受領から**60日**で、意見、訂正財務諸表を提出し、または適式に立証される**代替補正方法/率**を提案する。

これに基づき、助成当局は、影響を分析し、実施について決定する（すなわち、訂正財務諸表もしくは発表された/代替の方法/率またはこれらの組み合わせに基づき、拒絶または助成金減額手順を開始する、第27条および第28条参照）。

25.6不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、立証が不十分な費用または出資金は対象とされず（第6条参照）、拒絶され（第27条参照）、助成金は減額されることがある（第28条参照）。

当該違反は、第5章で説明するその他の措置にもつながり得る。

第26条 — 影響評価

26.1影響評価

助成当局は、助成金に資金提供するEUプログラムの目的および指標に対して判断されるアクションの影響評価を実行することができる。

かかる評価は、アクション実施中に開始し、データシート（ポイント6参照）に定める期限までとすることができる。当該評価は、幹事または受給者に正式に通知され、通知日に開始するとみなされる。

必要ならば、助成当局は、独立外部専門家の援助を受けることができる。

幹事または受給者は、電子形式による情報を含む、アクションの影響評価に関連する情報を提供しなければならない。

26.2不遵守の結果

受給者が本条に基づくその義務のいずれかに違反する場合、助成当局は、第5章で説明する措置を適用することができる。

第5章 不遵守の結果

第1節 拒絶および助成金減額

第27条 — 費用および出資金の拒絶

27.1条件

受給者の打ち切り時、中間払い時またはその後、助成当局は、特に確認、精査、監査または調査（第25条参照）の後、対象となることができない費用または出資金（第6条参照）を拒絶する。

拒絶は他の助成金から本助成金への所見の波及に基づくこともある（第25条参照）。

非対象費用または出資金は拒絶される。

27.2 手順

拒絶が回収につながらない場合、助成当局は、拒絶の旨、金額およびその理由を幹事または関係受給者に正式に通知する。幹事または関係受給者は、拒絶に同意しない場合、通知受領30日以内に、意見を提出することができる（支払精査手順）。

拒絶が回収につながる場合、助成当局は、第22条に定める事前情報書とともに否定的手順に従う。

27.3 効果

助成当局は、費用または出資金を拒絶する場合、申告される費用または出資金からこれを控除したうえ、支払金額を計算する（そして必要ならば回収を行う、第22条参照）。

第28条 — 助成金減額

28.1 条件

助成当局は、受給者の打ち切り時、最終支払い時またはその後、以下いずれかの場合に受給者のための助成金を減額することができる。

- (a) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が以下いずれかを犯した場合
 - (i) 重大な過誤、不正行為または詐術
 - (ii) 本合意書に基づく、またはその授与中の深刻な義務の違反（アクションの不適切な実施、募集条件の不遵守、虚偽情報の提出、要求される情報の不提供、倫理または安全保障規則の違反（該当する場合）等を含む。）
- (b) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が、相当条件に基づき自らに与えられる他のEU助成金において、本助成金に重大な影響を及ぼす体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または深刻な義務の違反を犯した場合（所見の波及、第25.5条参照）

削減される金額は、関係受給者ごとに、その容認EU負担分に対する個別減額率の適用によって、過誤、不正行為、詐術または義務の違反の深刻度および期間に比例して計算される。

28.2 手順

助成金減額が回収につながらない場合、助成当局は、減額の旨、削減予定金額およびその理由を幹事または関係受給者に正式に通知する。幹事または関係受給者は、減額に同意しない場合、通知受領30日以内に、意見を提出することができる（支払精査手順）。

助成金減額が回収につながる場合、助成当局は、第22条に定める事前情報書とともに否定的手順に従う。

28.3効果

助成当局は、助成金を減額する場合、削減額を控除したうえ、支払金額を計算する（そして必要ならば回収を行う、第22条参照）。

第2節 停止および解約・打ち切り

第29条 — 支払期限の停止

29.1条件

助成当局は、いつ何時でも、以下いずれかによって支払処理ができない場合は支払期限を停止することができる。

- (a) 要求される報告書（第21条参照）が提出されなかった、もしくは不完全であり、または追加情報が必要とされること。
- (b) 支払予定金額について疑義があり（係属中の波及手順、対象性に関する疑問、助成金減額の必要性等）、追加の確認、精査、監査または調査が必要なこと。
- (c) EUの金銭的利益に影響するその他の問題があること。

29.2手順

助成当局は、停止の旨およびその理由を幹事に正式に通知する。

停止は、通知の送付日に効力を生じる。

支払期限を停止するための条件を満たさなくなった場合、停止は解除され、残りの支払期間（データシート、ポイント4.2参照）が再開する。

停止が2か月を超える場合、幹事は、停止が継続するか確認するよう、助成当局に請求することができる。

支払期限が報告書の不遵守によって停止されていて、訂正報告書が提出されない（または提出されたが、これも拒絶される）場合、助成当局は、助成金または幹事の参加を打ち切ることもできる（第32条参照）。

第30条 — 支払いの停止

30.1条件

助成当局は、いつ何時でも、以下いずれかの場合は1以上の受給者について支払いの全部または一部を停止することができる。

- (a) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が以下いずれかを犯したか、またはその疑いがある場合

- (i) 重大な過誤、不正行為または詐術
 - (ii) 本合意書に基づく、またはその授与中の深刻な義務の違反（アクションの不適正な実施、募集条件の不遵守、虚偽情報の提出、要求される情報の不提供、倫理または安全保障規則の違反（該当する場合）等を含む。）
- (b) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が、相当条件に基づき自らに与えられる他のEU助成金において、本助成金に重大な影響を及ぼす体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または深刻な義務の違反を犯した場合（所見の波及、第25.5条参照）

支払いが1以上の受給者について停止される場合、助成当局は、停止されない部分について部分払いを行う。停止が最終支払いに関係する場合、停止解除後の残額の支払い（または回収）は、アクションを完了する支払いとみなされる。

30.2手順

支払いを停止する前に、助成当局は、以下の**事前情報書**を関係受給者に送付する。

- 支払いを停止する意思およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内に意見を請求するもの

助成当局は、意見を受領しない、または受領した意見にもかかわらず手順の追求を決定する場合、停止を確認する（**確認書**）。あるいは、助成当局は、手順の中止を正式に通知する。

停止手順の終了時、助成当局は、幹事にも知らせる。

停止は、確認通知の送付日の翌日に**効力を生じる**。

支払いを再開するための条件が満たされる場合、停止は**解除される**。助成当局は、関係受給者（および幹事）に正式に通知し、停止終了日を設定する。

停止中は、事前融資は関係受給者に支払われない。中間払いについて、最終のものを除く全報告期間の定期報告書（第21条参照）は、関係受給者（またはその関連事業体）からの財務諸表を内容に含んではならない。幹事は、停止解除後の次回定期報告書にこれを含めるか、または、アクション終了前に停止が解除されない場合、最終定期報告書に含める。

第31条 — 助成合意書の停止

31.1コンソーシアム請求型のGA停止

31.1.1 条件および手順

受給者は、例外的な状況、特に**不可抗力**（第35条参照）が実施を不可能または非常に困難にさせる場合、助成金またはその一部の停止を請求することができる。

幹事は、以下を伴う**修正合意書**（第39条参照）の請求を提出しなければならない。

- その理由
- 停止の効力が生じる日（修正合意書の請求提出日より前の場合がある。）
- 再開予定日

停止は、修正合意書における特定日に**効力を生じる**。

状況が実施の再開を可能とし次第、幹事は、停止終了日、再開日（停止終了日の翌日）を設定し、期間を延長し、その他のアクションを新しい状況に適応させるために必要な変更を行うために、本合意書の別の**修正合意書**を直ちに請求しなければならない。ただし、助成金が打ち切られた場合はこの限りではない（第32条参照）。停止は、修正合意書に定める停止終了日から効力を生じて**解除される**。この日は、修正合意書の請求提出日より前の場合がある。

停止中は、事前融資は支払われない。助成金停止中に実施される活動のための生じる費用または出資金は、対象となることができない（第6.3条参照）。

31.2 EU主導型のGA停止

31.2.1 条件

助成当局は、以下いずれかの場合は助成金またはその一部を停止することができる。

- (a) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が以下いずれかを犯したか、またはその疑いがある場合
 - (i) 重大な過誤、不正行為または詐術
 - (ii) 本合意書に基づく、またはその授与中の深刻な義務の違反（アクションの不適正な実施、募集条件の不遵守、虚偽情報の提出、要求される情報の不提供、倫理または安全保障規則の違反（該当する場合）等を含む。）
- (b) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が、相当条件に基づき自らに与えられる他のEU助成金において、本助成金に重大な影響を及ぼす体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または深刻な義務の違反を犯した場合（所見の波及、第25.5条参照）
- (c) その他、以下の場合
 - (i) **[オプション1既定: 関連アクションの問題: 該当なし]** **[オプション2助成金用選択肢: 関連アクション（第3条参照）が別紙1に定めるようには開始しておらず、停止されていたか、または原因とはならなくなり、このことが本合意書に基づくアクションの実施に影響する場合]**

(ii) 追加GA停止事由:

- アクションがその科学的または技術的関連性を失った場合
- EIC Acceleratorアクションについて: アクションがその経済的関連性を失った場合
- 課題解決型EIC PathfinderアクションおよびHorizon Europeミッションについて: アクションが当初に選択されたポートフォリオの一部としてのその関連性を失った場合

31.2.2 手順

助成金を停止する前に、助成当局は、以下の**事前情報書**を幹事に送付する。

- 助成金を停止する意思およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内で意見を請求するもの

助成当局は、意見を受領しない、または受領した意見にもかかわらず手順の追求を決定する場合、停止を確認する（**確認書**）。あるいは、助成当局は、手順の中止を正式に通知する。

停止は、確認通知の送付日の翌日（または通知に特定する後日）に**効力を生じる**。

アクションの実施を再開するための条件が満たされ次第、助成当局は、**停止解除書**を幹事に正式に通知し、同書で停止終了日を設定し、かつ再開日（停止終了日の翌日）を設定し、期間を延長し、その他のアクションを新しい状況に適応させるために必要な変更を行うために、本合意書の修正合意書を請求するよう幹事に要請する。ただし、助成金が打ち切られた場合はこの限りではない（第32条参照）。停止は、停止解除書に定める停止終了日から効力を生じて**解除される**。この日は、停止解除書の送付日より前の場合がある。

停止中は、事前融資は支払われない。停止中に実施される活動のための生じる費用または出資金は、対象となることができない（第6.3条参照）。

受給者は、助成当局の停止による損害賠償を請求することができない（第33条参照）。

助成金の停止は、助成当局の助成金や受給者を打ち切る権利（第32条参照）にも助成金を減額する権利（第28条参照）にも影響を与えない。

第32条 — 助成合意書または受給者の解約・打ち切り

32.1 コンソーシアム請求型GA解約

32.1.1 条件および手順

受給者は、助成金の打ち切りを請求することができる。

幹事は、以下を伴う**修正合意書**（第39条参照）の請求を提出しなければならない。

- その理由
- コンソーシアムがアクションに関する作業を終了する日（「作業終了日」）
- 打ち切りが効力を生じる日（「打ち切り日」、修正合意書の請求提出日より後でなければならない。）

打ち切りは、修正合意書における特定日に**効力を生じる**。

理由が示されず、または助成当局がその理由によっては打ち切りが正当化されないと考える場合、助成当局は、助成金が不当に打ち切られたとみなすことができる。

32.1.2 効果

幹事は、打ち切りが効力を生じてから**60日以内**に、（打ち切りまでの公開報告期間での）**定期報告書**を提出しなければならない。

助成当局は、提出される報告書に基づき、作業終了日前に実施される活動のための生じる費用および出資金を考慮に入れて最終助成金額および最終支払いを計算する（第22条参照）。作業終了後にのみ締結すべき契約に関する費用は、対象となることができない。

助成当局が報告書を期限内に受領しない場合、承認された定期報告書に含まれる費用および出資金のみが考慮に入れられる（承認された定期報告書がない場合、いずれの費用/出資金も考慮に入れられない。）。

不当な打ち切りは、助成金減額につながり得る（第28条参照）。

打ち切り後も、受給者の義務（特に第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第16条（知的財産権）、第17条（伝達、普及および可視性）、第21条（報告）、第25条（確認、精査、監査および調査）、第26条（影響評価）、第27条（拒絶）、第28条（助成金減額）および第42条（請求の譲渡））は適用され続ける。

32.2 コンソーシアム請求型受給者の打ち切り

32.2.1 条件および手順

幹事は、関係受給者の求めに応じて、または他の受給者を代理して、1以上の受給者の参加の打ち切りを請求することができる。

幹事は、以下を伴う**修正合意書**（第39条参照）の請求を提出しなければならない。

- その理由
- 関係受給者の意見（または本意見が請求されたことの書面による証明）
- 受給者がアクションに関する作業を終了する日（「作業終了日」）

- 打ち切りが効力を生じる日（「打ち切り日」、修正合意書の請求提出日より後でなければならない。）

打ち切りが幹事に関係し、幹事の同意なく行われる場合、修正合意書の請求は、（コンソーシアムを代理して行為する）別の受給者が提出しなければならない。

打ち切りは、修正合意書における特定日に効力を生じる。

何の情報も与えられず、または助成当局がその理由によっては打ち切りが正当化されないと考える場合、助成当局は、受給者が助成金を不当に打ち切らせたとみなすことができる。

32.2.2 効果

幹事は、打ち切りが効力を生じてから60日以内に、以下を提出しなければならない。

- (i) 関係受給者に対する支払いの分配に関する報告書
- (ii) 打ち切りまでの公開報告期間における関係受給者からの打ち切り報告書で、作業の進捗の概要、財務表、財源の使用に関する説明を内容に含むものとともに、該当する場合、財務諸表に関する証明書（CFS、第21条、第24.2条およびデータシート、ポイント4.3参照）
- (iii) 必要とされるその他の修正合意書（打ち切られる受給者の任務および見積予算の再割り当て、打ち切られる受給者と交代する新受給者の追加、幹事の変更等）を伴う第2の修正合意書の請求（第39条参照）

助成当局は、提出される報告書に基づき、作業終了日前に実施される活動のための生じる費用および出資金を考慮に入れて受給者に支払うべき金額を計算する（第22条参照）。作業終了後にのみ締結すべき契約に関係する費用は、対象となることができない。

打ち切り報告書の情報は、次回報告期間での定期報告書にも含まなければならない（第21条参照）。

助成当局が打ち切り報告書を期限内に受領しない場合、承認された定期報告書に含まれる費用および出資金のみが考慮に入れられる（承認された定期報告書がない場合、いずれの費用/出資金も考慮に入れられない。）。

助成当局は、支払いの分配に関する報告書を期限内に受領しない場合、以下のように考える。

- 幹事が関係受給者に支払いを分配しなかったこと。
- 関係受給者がいずれの金額も幹事に弁済してはならないこと。

第2の修正合意書の請求が助成当局に受け入れられる場合、本合意書は、必要な変更を導入するために修正される（第39条参照）。

（助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反するために）第2の修正合意書の請求が助成当局に拒絶される場合、助成金は、打ち切ることができる（第32条参照）。

不当な打ち切りは、助成金の減額（第31条参照）または打ち切り（第32条参照）につながり得る。

打ち切り後も、関係受給者の義務（特に第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第16条（知的財産権）、第17条（伝達、普及および可視性）、第21条（報告）、第25条（確認、精査、監査および調査）、第26条（影響評価）、第27条（拒絶）、第28条（助成金減額）および第42条（請求の譲渡））は適用され続ける。

32.3 EU主導型GAまたは受給者の解約・打ち切り

32.3.1 条件

幹事は、以下の場合、1以上の受給者の助成金または参加を打ち切ることができる。

- (a) 1以上の受給者が本合意書に加盟しない場合（第40条参照）
- (b) アクションまたは受給者の法的、財務、技術、組織もしくは所有状況への変更が、アクションの実施に実質的に影響し、または助成金を与える決定に疑問を呈する場合（参加宣誓書記載の除外事由の1つに関連する変更を含む。）
- (c) 1以上の受給者の打ち切り後、本合意書への必要な変更（およびそのアクションへの影響）が助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性がある場合
- (d) アクションの実施が不可能になった、またはその継続に必要な変更が助成金を与える決定に疑問を呈する、もしくは申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性がある場合
- (e) 受給者（またはその債務に無限責任を負う者）が破産手続等（倒産、解散、清算人または裁判所による管理、債権者との和議、事業活動の停止等を含む。）の対象となる場合
- (f) 受給者（またはその債務に無限責任を負う者）が社会保障または納税義務に違反している場合
- (g) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が職業上の重大非行で有罪判決を受けた場合
- (h) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が詐欺、汚職を犯した、または犯罪組織、マネーロンダリング、（テロ資金供与を含む）テロ関係犯罪、児童労働もしくは人身売買に関与する場合
- (i) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が自国における金銭的、社会的その他の法的義務を回避する意図で異なる管轄下に設立された（またはこの目的で別の事業体を設立した）場合

- (j) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が以下のいずれかを犯した場合
- (i) 重大な過誤、不正行為または詐術
 - (ii) 本合意書に基づく、またはその授与中の深刻な義務の違反（アクションの不適な実施、募集条件の不遵守、虚偽情報の提出、要求される情報の不提供、倫理または安全保障規則の違反（該当する場合）等を含む。）
- (k) 受給者（あるいは代表権、意思決定権もしくは支配権を有するか、または助成金の授与/実施に不可欠な者）が、相当条件に基づき自らに与えられる他のEU助成金において、本助成金に重大な影響を及ぼす体系的または再発する過誤、不正行為、詐術または深刻な義務の違反を犯した場合（所見の波及、第25.5条参照）
- (l) 助成当局による特定の請求にかかわらず、受給者が、幹事を通じて、ポイント(d)、(f)、(e)、(g)、(h)、(i)または(j)に基づく状況のいずれかにあるその関連事業体またはアソシエイトパートナーの1つの参加を終了し、その任務を再度割り当てるための本合意書に対する修正合意書を請求しない場合
- (m) その他、以下の場合
- (i) *[オプション1既定: 関連アクションの問題: 該当なし] [オプション2助成金用選択肢: 関連アクション（第3条参照）が別紙1に定めるようには開始しておらず、打ち切られていたか、または原因とはならなくなり、このことが本合意書に基づくアクションの実施に影響する場合]*
 - (ii) 追加GA解約事由:
 - アクションがその科学的または技術的関連性を失った場合
 - EIC Acceleratorアクションについて: アクションがその経済的関連性を失った場合
 - 課題解決型EIC PathfinderアクションおよびHorizon Europeミッションについて: アクションが当初に選択されたポートフォリオの一部としてのその関連性を失った場合

32.3.2 手順

1以上の受給者の助成金または参加を打ち切る前に、助成当局は、以下の**事前情報書**を幹事または関係受給者に送付する。

- 打ち切る意思およびその理由を正式に通知し、
- 通知受領30日以内で意見を請求するもの

助成当局は、意見を受領しない、または受領した意見にもかかわらず手順の追求を決定する場合、打ち切りおよびこれが効力を生じる日を確認する（**確認書**）。あるいは、助成当局は、手順の中止を正式に通知する。

受給者の打ち切りについて、助成当局は、手順の終了時に、幹事にも知らせる。

打ち切りは、確認通知の送付日の翌日（または通知に特定する後日、「打ち切り日」）に効力を生じる。

32.3.3 効果

(a) GA解約について

幹事は、解約が効力を生じてから60日以内に、（解約までの公開報告期間での）**定期報告書**を提出しなければならない。

助成当局は、提出される報告書に基づき、作業終了日前に実施される活動のための生じる費用および出資金を考慮に入れて最終助成金額および最終支払いを計算する（第22条参照）。作業終了後にのみ締結すべき契約に関する費用は、対象となることができない。

助成金が報告書提出義務の違反のために打ち切られる場合、幹事は、打ち切り後にいずれの報告書も提出することができない。

助成当局が報告書を期限内に受領しない場合、承認された定期報告書に含まれる費用および出資金のみが考慮に入れられる（承認された定期報告書がない場合、いずれの費用/出資金も考慮に入れられない。）。

解約は、助成当局の助成金を減額する権利（第28条参照）にも行政処分を科す権利（第34条参照）にも影響を与えない。

受給者は、助成当局の解約による損害賠償を請求することができない（第33条参照）。

解約後も、受給者の義務（特に第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第16条（知的財産権）、第17条（伝達、普及および可視性）、第21条（報告）、第25条（確認、精査、監査および調査）、第26条（影響評価）、第27条（拒絶）、第28条（助成金減額）および第42条（請求の譲渡））は適用され続ける。

(b) 受給者の打ち切りについて

幹事は、打ち切りが効力を生じてから60日以内に、以下を提出しなければならない。

- (i) 関係受給者に対する**支払いの分配に関する報告書**
- (ii) 打ち切りまでの公開報告期間における関係受給者からの**打ち切り報告書**で、作業の進捗の概要、財務表、財源の使用に関する説明を内容に含むものとともに、該当する場合、財務諸表に関する証明書（CFS、第21条、第24.2条およびデータシート、ポイント4.3参照）

- (iii) 必要とされる一切の修正合意書（打ち切られる受給者の任務および見積予算の再割り当て、打ち切られる受給者と交代する新受給者の追加、幹事の変更等）を伴う**修正合意書の請求**（第39条参照）

助成当局は、提出される報告書に基づき、打ち切りが効力を生じる前に実施される活動のための生じる費用および出資金を考慮に入れて受給者に支払うべき金額を計算する（第22条参照）。作業終了後にのみ締結すべき契約に係る費用は、対象となることができない。

打ち切り報告書の情報は、次回報告期間での定期報告書にも含まれなければならない（第21条参照）。

助成当局が打ち切り報告書を期限内に受領しない場合、承認された定期報告書に含まれる費用および出資金のみが考慮に入れられる（承認された定期報告書がない場合、いずれの費用/出資金も考慮に入れられない。）。

助成当局は、支払いの分配に関する報告書を期限内に受領しない場合、以下のように考える。

- 幹事が関係受給者に支払いを分配しなかったこと。
- 関係受給者がいずれの金額も幹事に弁済してはならないこと。

修正合意書の請求が助成当局に受け入れられる場合、本合意書は、必要な変更を導入するために**修正される**（第39条参照）。

（助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反するために）修正合意書の請求が助成当局に拒絶される場合、助成金は、打ち切ることができる（第32条参照）。

打ち切り後も、受給者の義務（特に第13条（秘密保持およびセキュリティ）、第16条（知的財産権）、第17条（伝達、普及および可視性）、第21条（報告）、第25条（確認、精査、監査および調査）、第26条（影響評価）、第27条（拒絶）、第28条（助成金減額）および第42条（請求の譲渡））は適用され続ける。

第3節 **その他の結果: 損害賠償および行政処分**

第33条 — 損害賠償

33.1 助成当局の責任

助成当局に対して、重過失による場合を含めて、本合意書の実施の結果として受給者でも第三者でも、これらに生じる損害について責任を問うことはできない。

助成当局に対して、本合意書の実施の結果として受給者その他のアクションに関与する参加者のいずれに生じる損害についても責任を問うことはできない。

33.2受給者の責任

受給者は、アクションの実施の結果として、またはアクションが本合意書を完全に遵守して実施されなかったために助成当局が被る損害について、これが重過失または故意によって生じたことを条件として、助成当局を補償しなければならない。

当該責任は、間接的損失、結果的損失にもこれに相当する損害（逸失利益、収益の喪失、契約の喪失等）にも及ばない。ただし、当該損害が故意または秘密保持義務違反によって生じたことを条件とする。

第34条 — 行政処分及びその他の措置

本合意書のいずれの規定も、本合意書に規定する契約上の措置に加えてであるか、その代替としてかを問わず、行政処分（すなわち、EU授与手順からの除外および/または罰金）その他の公法措置の採用を妨げるものと解釈することはできない（たとえば、EU財務規則2018/1046第135条から第145条ならびに規則2988/95⁴⁰第4条および第7条参照）。

第4節 不可抗力

第35条 — 不可抗力

本合意書に基づくその義務の遂行を不可抗力によって妨げられる当事者は、その義務に違反しているとみなすことができない。

「不可抗力」とは、以下の状況または事象をいう。

- いずれかの当事者による本合意書に基づくその義務の遂行を妨げ、
- 予見不能な例外的状況で、両当事者の支配が及ばなかった、
- 当該当事者側（またはアクションに関与するその他の参加者側）の過誤にも過失にもよらなかった、
- あらゆるデューデリジェンスの行使にもかかわらず避けられなかったことが判明するもの

不可抗力をなすいずれの状況も、その性質、予想期間および予見可能な効果を述べて、遅滞なく他方当事者に正式に通知しなければならない。

両当事者は、あらゆる必要な措置を直ちに講じて不可抗力による損害を限定し、かつ最善を尽くして可能な限り速やかにアクションの実施を再開しなければならない。

⁴⁰ 欧州協同体の金銭的利益に関する1995年12月18日理事会規則(EC、ユーラトム)第2988/95号 (OJ L 312, 23.12.1995、1ページ)

第6章 最終規定

第36条 — 当事者間の伝達

36.1伝達の形式および手段 — 電子管理

EU助成金は、EU資金提供・入札ポータル（「ポータル」）を通じて完全に電子的に管理される。

伝達はすべて、ポータル約款に従って、ポータルで提供される形式およびテンプレートを用いて、ポータルを通じて電子的に行わなければならない（ただし、助成当局が別途、明示に指示する場合を除く。）。

伝達は、書面で行われ、助成合意書（プロジェクト番号および略語）を明確に特定しなければならない。

伝達は、ポータル約款によって権限を与えられる者が行わなければならない。権限者の氏名を明かすため、各受給者には、本合意書の署名前に、指名される「法的事業体任命代表者（LEAR）」がいなければならない。LEARの役割および任務は、その任命書に規定する（ポータル約款参照）。

電子交換システムが一時的に利用できない場合、ポータル上に指示が示される。

36.2伝達日

ポータルを通じて行われる伝達の送信日は、タイムログが示す送信日時である。

ポータルを通じて行われる伝達の受信日は、タイムログが示すその伝達へのアクセス日時である。送付後10日以内にアクセスされなかった正式通知は、アクセスされたとみなされる（ポータル約款参照）。

伝達が例外的に紙媒体（Eメールまたは郵便）で行われる場合、一般原則が適用される（すなわち送付/受領日）。配達証明付き書留郵便による正式通知は、郵便業務が登録する配達日または郵便局での回収期限のいずれかに受領されたとみなされる。

電子交換システムが一時的に利用できない場合、発信当事者は、特定期限内に伝達を送信するその義務に違反しているとみなすことはできない。

36.3伝達用住所

ポータルは、ヨーロッパのウェブサイトを通じてアクセス可能である。

（例外的に許容される場合の）助成当局に対する紙媒体での伝達用住所は、助成当局のウェブサイト上に示す公式郵便住所である。

受給者については、ポータル参加者登録簿に特定する法的住所である。

第37条 — 本合意書の解釈

データシートの規定は、本合意書の約款の残りの部分に優先する。

別紙5は約款に優先し、約款は、別紙5以外の別紙に優先する。

別紙2は別紙1に優先する。

第38条 — 期間および期限の計算

規則第1182/71号⁴¹に従って、年月日で表される期間は、トリガーイベントが生じる瞬間から計算される。

そのイベントが生じる日は、期間に属するとはみなされない。「日」とは、営業日ではなく暦日である。

第39条 — 修正合意書

39.1条件

本合意書は、助成金を与える決定に疑問を呈する、または申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性がある本合意書に対する変更を必然的に伴わない限り、修正することができる。

修正合意書は、当事者のいずれによっても請求することができる。

39.2手順

修正合意書を請求する当事者は、ポータル修正合意書ツールで直接、署名される修正合意書の請求を提出しなければならない。

幹事は、受給者を代理して修正合意書の請求を提出し、受領する（別紙3参照）。幹事の変更が幹事の同意なく請求される場合、当該請求は、（他の受給者を代理して行なう）別の受給者が提出しなければならない。

修正合意書の請求には、以下を含まなければならない。

- その理由
- 適切な関係書類
- その同意のない幹事の変更について、幹事の意見（またはこの意見が書面で請求されたことの証明）

助成当局は、追加情報を請求することができる。

⁴¹ 期間、日および期限に適用される規則を決定する1971年6月3日理事会規則(EEC、ユーラトム)第1182/71号 (OJ L 124, 8/6/1971、1ページ)

請求を受領する当事者が同意する場合、当該当事者は、通知（または助成当局が請求した追加情報）の受領45日以内にツールで修正合意書に署名しなければならない。かかる当事者は、同意しない場合、同期限内にその不同意を正式に通知しなければならない。期限は、請求の評価に必要な場合は延長することができる。期限内に通知を受領しない場合、その請求は拒絶されたとみなされる。

修正合意書は、受領当事者の署名日に発効する。

修正合意書は、発効日または修正合意書における他の特定日に効力を生じる。

第40条 — 新受給者の加盟および追加

40.1前文記載の受給者の加盟

幹事ではない受給者は、本合意書の発効（第44条参照）後30日以内にポータル助成金準備ツールで直接、加盟書（別紙3参照）に署名することによって、助成金に加盟しなければならない。

かかる受給者は、本合意書の発効日（第44条参照）から効力を生じて、本合意書に基づく権利義務を引き受ける。

受給者が上記期限内に助成金に加盟しない場合、幹事は、30日以内に、当該受給者を打ち切り、アクションの適正な実施の確保に必要な変更を行うために修正合意書を請求する（第39条参照）。これによって、助成当局の助成金を打ち切る権利（第32条参照）が影響を受けることはない。

40.2新受給者の追加

正当化される場合、受給者は、新受給者の追加を請求することができる。

この目的で、幹事は、第39条に従って修正合意書の請求を提出しなければならない。これには、ポータル修正合意書ツールで直接、新受給者が署名する加盟書（別紙3参照）を含まなければならない。

新受給者は、加盟書（別紙3参照）に特定するその加盟日から効力を生じて、本合意書に基づく権利義務を引き受ける。

追加は、単独受給者助成金でも可能である。

第41条 — 本合意書の移転

正当化される場合、単独受給者助成金の受給者は、助成金の新受給者に対する助成金の振替を請求することができる。ただし、助成金を与える決定に疑問を呈する可能性も申請者の平等な扱いの原則に違反する可能性もないことを条件とする。

かかる受給者は、以下を伴う修正合意書（第39条参照）の請求を提出しなければならない。

- その理由
- ポータル修正合意書ツールで直接、新受給者が署名する加盟書（別紙3参照）

- 追加関係書類（助成当局が要求する場合）

新受給者は、加盟書（別紙3参照）に特定する加盟日から効力を生じて、本合意書に基づく権利義務を引き受ける。

第42条 — 助成当局に対する支払請求権の譲渡

受給者は、助成当局に対するその支払請求権をいずれの第三者にも譲渡することができない。ただし、（関係受給者を代理する）幹事による論理的に有効な書面の請求に基づき助成当局が書面で明示に承認する場合を除く。

助成当局が譲渡を受け入れていないか、または譲渡の条件が遵守されない場合、その譲渡は、かかる受給者には無効である。

いずれの状況でも、譲渡によって、受給者は助成当局に対するその義務を免除されない。

第43条 — 適用法および紛争の解決

43.1適用法

本合意書は、適用されるEU法に準拠し、必要な場合はベルギー法が補う。

特例は、国際組織である受給者（もしあれば、データシート、ポイント5参照）について適用することができる。

43.2紛争解決

紛争が本合意書の解釈、適用または効力に関係する場合、両当事者は、EUの機能に関する条約（TFEU）第272条に基づき、EU第一審裁判所、または、上訴ではEU司法裁判所において、訴訟を提起することができる。

EU域外受給者について（もしあれば）、当該紛争は、国際協定がEUの裁判所の判決の執行力を規定していない限り、ベルギー国ブリュッセルの裁判所に付託されなければならない。

特別紛争解決の場として仲裁を伴う受給者について（もしあれば、データシート、ポイント5参照）、紛争は、円満な和解がない場合は、ポータルに掲載されている仲裁規則に従って解決される。

紛争が行政処分、相殺またはTFEU第299条に基づく執行力のある決定（第22条および第34条参照）に関係する場合、受給者は、TFEU第263条に基づき、EU第一審裁判所、または、上訴ではEU司法裁判所において、訴訟を提起しなければならない。

助成当局がEU執行機関（前文参照）である場合の助成金について、相殺および執行力のある決定に対する訴訟は、欧州委員会に対して（助成当局に対してではない、第22条も参照のこと。）提起しなければならない。

第44条 — 発効

本合意書は、助成当局または幹事の署名日のうちより遅い方の日に発効する。

署名

幹事

[職能/名/姓]

[電子署名]

[英語]による

年月日 [電子タイムスタンプ]

助成当局

[名/姓]

[電子署名]

[英語]による

年月日 [電子タイムスタンプ]

アクションの説明

見積予算

ANNEX 2 HORIZON EUROPE MGA – MULTI • MONO

ESTIMATED BUDGET FOR THE ACTION

Estimated eligible ¹ costs (per budget category)															Estimated EU contribution ²						
Direct costs														Indirect costs	Total costs	EU contribution to eligible costs			Maximum grant amount ⁶		
A. Personnel costs		B. Subcontracting costs	C. Purchase costs			D. Other cost categories								E. Indirect costs ³		Funding rate % ⁴	Maximum EU contribution ⁵	Requested EU contribution			
A.1 Employer (or equivalent)	A.2 HE manager and natural persons beneficiary	B. Subcontracting	C.1 Travel and subsistence	C.2 Equipment	C.3 Other goods, works and services	D.1 Financial support to third parties ⁷	D.2 Internally involved gender and partner ⁷	D.3 Transnational access to research infrastructure-unit cost ⁷	D.4 Virtual access to research infrastructure-unit cost ⁷	[OPTION for HE PCDF/FPF] D.5 procurement cost ⁷	[OPTION for Euratom Defund] D.6 Euratom Defund staff mobility cost ⁷	[OPTION for HE ERC] D.8 ERC additional funding (subcontracting, FSTP and internally involved gender and services) ⁷	E. Indirect cost ³								
A.2 Natural persons under direct contract	A.3 Secondary persons																				
Form of funding		Actual cost	Unit cost (usual accounting practice)	Unit cost ⁷	Actual cost	Actual cost	Actual cost	Actual cost	/ Actual cost ⁷	Unit cost (usual accounting practice)	/ Unit cost ⁷	/ Unit cost ⁷	/ Actual cost ⁷	/ Unit cost ⁷	/ Actual cost ⁷	/ Actual cost ⁷	Flat-rate cost ⁸				
a1	a2	a3	b	c1	c2	c3	/ d1%	d2	/ d3	/ d4%	/ d5%	/ d6%	/ d7%	/ d8%	e	f = 0,25*(a1+a2+a3)+d1+d2+d3+d4+d5+d6+d7+d8	U	g = f*U%	h	m	
1 - [short name beneficiary]																					
1.1 - [short name affiliated entity]																					
2 - [short name beneficiary]																					
2.1 - [short name affiliated entity]																					
3 - [short name associated partner]																					
Total consortium																					

別紙2a**ユニット費用および出資金に関する追加情報****給与所得者ではない中小企業主/個人受給者** (決定C(2020) 7115⁴²)

種類: ユニット費用

ユニット: アクションでの勤務に費やす日数 (半日単位で四捨五入)

ユニット当たり金額 (日歩): 以下の式によって計算される。

$$\frac{\{5\,080\text{ユーロ}/18\text{日}=\mathbf{282,22}\} \times \{\text{受給者設立国の国別補正係数}\}}{\text{乗じたもの}}$$

使用される国別補正係数は、募集時に有効なHorizon Europeワーク・プログラム (マリア・スクウォードフスカ=キュリー・アクションのセクション) ([ポータル参考書類](#)参照) に定めるものである。

HEおよびユーラトム研究基盤施設アクション⁴³

種類: ユニット費用

ユニット⁴⁴: (アクセスプロバイダーおよび設備ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

ユニット当たり費用*: (アクセスプロバイダーおよび設備ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

* 金額は以下のとおり計算される。

多国間アクセスについて

$$\frac{\text{設備に対する平均年間総多国間アクセス費用 (過去2年間⁴⁵)}}{\text{設備に対する多国間アクセスの平均年間総量 (過去2年間⁴⁶)}}$$

仮想アクセスについて

$$\frac{\text{設備に対する総仮想アクセス費用 (過去1年間⁴⁷)}}{\text{設備に対する仮想アクセスの総量 (過去1年間⁴⁸)}}$$
ユーラトム職員交流費用⁴⁹

⁴² アクションまたはワーク・プログラムに基づく就業に対する給与所得者ではない中小企業主および個人の人件費のためのユニット費用の使用を正式承認する2020年10月20日委員会決定 (C(2020)7115)

⁴³ Horizon Europeプログラム (2021~2027) および欧州原子力共同体の研究・研修プログラム (2021~2025) に基づく研究基盤施設アクションにおける多国間および仮想アクセスを提供する費用のためのユニット費用の使用を認可する正式承認する2021年4月19日決定

⁴⁴ 提案者のアクセスプロバイダーが固定するアクセス・ユニット (ビーム時間数、アクセス週数、サンプル分析等)

⁴⁵ 例外的かつ適式に正当化される場合、助成当局は、これと異なる参考期間に同意することができる。

⁴⁶ 例外的かつ適式に正当化される場合、助成当局は、これと異なる参考期間に同意することができる。

⁴⁷ 例外的かつ適式に正当化される場合、助成当局は、これと異なる参考期間に同意することができる。

⁴⁸ 例外的かつ適式に正当化される場合、助成当局は、これと異なる参考期間に同意することができる。

毎月の生活手当

種類: ユニット費用

ユニット: 核分裂および核融合活動での研究および研修に出向職員が費やす月数 (人月)

ユニット当たり金額*: (受給者/関連事業体および出向ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

*2021年1月1日から、金額は以下のとおり計算される。

{4 300ユーロに

職員出向国の国別補正係数**を乗じたもの⁵⁰}**2021年1月1日からの国別補正係数⁵¹EU加盟国⁵²

国/場所	係数(%)
ブルガリア	59,1
チェコ共和国	85,2
デンマーク	131,3
ドイツ	101,9
ボン	95,8
カールスルーエ	98
ミュンヘン	113,9
エストニア	82,3
アイルランド	129
ギリシャ	81,4
スペイン	94,2
フランス	120,5
クロアチア	75,8
イタリア	95
ヴァレーゼ	90,7
キプロス	78,2
ラトビア	77,5
リトアニア	76,6

⁴⁹ 欧州原子力共同体の研究・研修プログラム (2021~2025) に基づくコファンド・アクションにおける交流のためのユニット費用の使用を正式承認する2021年3月15日 [決定](#)

⁵⁰ 生活手当のためのユニット費用は、出向国内専門家 (SNE) の欧州委員会への出向のために適用される計算方法相当の方法で計算される。

⁵¹  財務諸表については、金額は、実際の出向地によって調整されなければならない。

訂正係数は、欧州原子力共同体の研究・研修プログラム2021~2025に基づく核融合プログラム・コファンド・アクションのためのユニット費用の使用を正式承認する決定で採用された。この係数は、欧州連合の官吏その他の使用人の報酬および年金の2020年間更新情報および購買力平価の確保のために当該情報に適用される補正係数に基づく (OJ C 428, 11.12.2020)。訂正係数は、本助成合意書の修正合意書を通じて2021年1月1日から適用される。

⁵² ベルギーおよびルクセンブルクでは、補正係数は適用されないものとする。

ハンガリー	71,9
マルタ	94,7
オランダ	113,9
オーストリア	107,9
ポーランド	70,9
ポルトガル	91,1
ルーマニア	66,6
スロベニア	86,1
スロバキア	80,6
フィンランド	118,4
スウェーデン	124,3

第三国

国/場所	係数(%)
中国	82,2
インド	72,3
日本	111,8
ロシア	92,7
韓国	92,3
スイス	129,2
ウクライナ	82,3
英国	97,6
米国	101,4 (ニューヨーク) 90,5 (ワシントン)

交流手当

種類: ユニット費用

ユニット: 核分裂および核融合活動での研究および研修に出向職員が費やす月数 (人月)

ユニット当たり金額: 人月当たり **600ユーロ**、(受給者/関連事業体および出向ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

家族手当

種類: ユニット費用

ユニット: 核分裂および核融合活動での研究および研修に出向職員が費やす月数 (人月)

ユニット当たり金額: 人月当たり **660ユーロ**、(受給者/関連事業体および出向ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

教育手当

種類: ユニット費用

ユニット: 核分裂および核融合活動での研究および研修に出向職員が費やす月数（人月）

ユニット当たり金額*: (受給者/関連事業体および出向ごとの) 別紙2bのユニット費用表参照

*2021年1月1日から、金額は以下のとおり計算される。

{283.82ユーロ x 被扶養児童数⁵³}

⁵³ 見積予算（別紙2）については、平均を使用すべきである。（ 財務諸表については、児童（および月）数は、出向開始時の実際の家族状態によって調整されなければならない。）

別紙2b

カスタム対応ユニット費用および出資金に関する追加情報

HEおよびユーラトム研究基盤施設アクション⁵⁴

ユニット費用表（研究基盤施設に対する多国間アクセスのユニット費用および研究基盤施設に対する仮想アクセスのユニット費用）⁵⁵

アクセス プロバイ ダー略称 *	基盤施 設略称	設備		アクセス のユニッ ト	ユニット 当たり金 額	ユニッ トの推 定数	総ユニット 費用（ユニ ット当 たり 費用 x ユ ニットの推 定数）
		数	略称				

* 受給者または関連事業体。第三者の設備については、その第三者が関連している受給者/関連事業体の略称を本欄に示すこと。

ユーラトム職員交流費用⁵⁶

ユニット費用表（ユーラトム・コファンド職員交流ユニット費用）

参加者	出向（名称*、出 向先、期間**）	ユニット費用の種類	ユニット	ユニッ ト当 たり 金額	ユニッ トの推 定数	総ユニッ ト費用 （ユニッ ト当 たり 費用 x ユ ニットの推 定数）
[受給者/関連事業体 の略称挿入]	[情報挿入]	毎月の生活手当	人月		3	
		交流手当	人月		3	
		家族手当	人月		3	
		教育手当	人月		3	

⁵⁴ Horizon Europeプログラム（2021～2027）および欧州原子力共同体の研究・研修プログラム（2021～2025）に基づく研究基盤施設アクションにおける多国間および仮想アクセスを提供する費用のためのユニット費用の使用を認可する正式承認する2021年4月19日 [決定](#)

⁵⁵ 提案および別紙1の一部である 提供予定の推定費用/アクセス量に関する表からのデータ

⁵⁶ 欧州原子力共同体の研究・研修プログラム（2021～2025）に基づくコファンド・アクションにおける交流のためのユニット費用の使用を正式承認する2021年3月15日 [決定](#)

- * 見積予算については、NNを使用すべきである。（財務諸表については、NNは実名に変更すべきである。）
- ** 見積予算については、1か月30日で数える。（財務諸表については、月日数は、実際の出向期間に応じて採用されなければならない。EU資金提供・入札ポータルに掲載されている[AGA – 注釈付き助成合意書](#)で説明される計算による。

[HE JU RIA、IAおよびCSA用オプション: [オプション募集用選択肢:

別紙2e

複雑な資金提供率計算表⁵⁷]]

⁵⁷ [ポータル参考文献](#)に掲載されているテンプレート

受給者用加盟書⁵⁸

⁵⁸ [ポータル参考書類](#)に掲載されているテンプレート

[オプション助成金用選択肢:

別紙3a

関連事業体の連帯責任に関する宣言書⁵⁹⁾

⁵⁹⁾ [ポータル参考書類](#)に掲載されているテンプレート

特則

秘密保持およびセキュリティ（— 第13条）

セキュリティ勧告を伴う要注意情報

セキュリティ勧告を伴う要注意情報は、助成当局が課す追加要件を遵守しなければならない。

関係アクション任務を開始する前に、受給者は、その任務の実施に必要な承認その他の必須文書すべてを取得していなければならない。当該文書は、ファイルにしておき、求めに応じて幹事が助成当局に提出しなければならない。文書が英語によらない場合、英語での要約とともに提出しなければならない。

開示または普及を制限する要件について、情報は、勧告に従って扱われなければならない。助成当局の書面による承認後でなければ開示も普及も行うことができない。

EU機密情報

EU機密情報は、アクションによってその使用または生成が行われる場合、機密情報のリストから外されるまでは、別紙1ならびに決定2015/444⁶⁰およびその実施規則に定めるセキュリティ分類ガイド（SCG）およびセキュリティ観点書（SAL）に従って取り扱われなければならない。

EU機密情報を内容に含む成果物は、助成当局と合意する特別手順によって提出されなければならない。

EU機密情報が関与するアクション任務は、助成当局の書面による明示の事前承認があり、かつEU加盟国またはEUとの情報保護協定（もしくは委員会との行政取決め）があるEU域外国で設立された事業体に対するものでなければ、下請に出すことができない。

EU機密情報は、助成当局の書面による明示の事前承認なく、（アクションの実施に関与する参加者を含む）いずれの第三者にも開示することができない。

倫理（— 第14条）

倫理および研究公正

受給者は、以下のいずれをも遵守してアクションを実行しなければならない。

⁶⁰ EU機密情報を保護するためのセキュリティ規則に関する2015年3月13日委員会決定2015/444/EC、ユーラトム（OJ L 72, 17.3.2015、53ページ）

- (最高水準の研究公正を含む) 倫理基準
- EU基本権憲章ならびにヨーロッパ人権と基本的自由の保護のための条約およびその追補議定書を含む、適用EU・国際・国内法

EU内外を問わず、全加盟国で禁じられる活動のために資金提供を与えることはできない。ある加盟国で禁じられる活動については、その加盟国で資金提供を与えることはできない。

受給者は、比例の原則、プライバシーの権利、個人データの保護に対する権利、肉体的および精神的な人格に対する権利、差別を受けない権利、環境の保護および高度な人間の健康の保護を確保する必要性に対して、特に注意を払わなければならない。

受給者は、アクションに基づく活動が民間用途に専ら重点を置くよう確実にしなければならない。

受給者は、アクションに基づく活動が以下ではないよう確実にしなければならない。

- 再生を目的として人のクローン化を目指すこと。
- 人間の遺伝子を変更してそれを遺伝可能とすることを目的とすること（ただし、生殖腺のがん治療に関する研究は除き、当該研究は融資を受け得る。）
- 研究または幹細胞調達を専らの目的として、体細胞核移植によるものを含めて、ヒト胚の作成を目的とすること。
- ヒト胚の破壊につながること（幹細胞取得のため等）。

ヒト胚またはヒト胚性幹細胞に関する研究が関与する活動は、以下のいずれかの場合にのみ、実行することができる。

- 別紙1に定められる場合
- 幹事が助成当局の（書面による）明示の承認を得た場合

また、受給者は、研究公正のための欧州行動規範⁶¹に定める、研究公正の基本的原則を尊重しなければならない。

すなわち、以下の原則を遵守しなければならない、ということである。

- 資源の設計、方法論、分析および使用に反映される研究の質を確保するにあたっての信頼性

⁶¹ ALLEA（欧州アカデミー協会）の研究公正のための欧州行動規範

- 透明、公正かつ公平な方法による研究の開発、取り組み、精査、報告および伝達にあたっての誠実さ
- 同僚、研究参加者、社会、生態系、文化遺産および環境の尊重
- 考案から公表までの研究、その管理および組織、研修、監督およびメンタリングならびにその幅広い影響に対する説明責任

また、受給者は、研究任務を実行する者が、可能な限りで公開性、再現性および追跡可能性の確保を含む研究に関するグッドプラクティスに従い、かつ規範で説明する研究公正の違反を行わないよう、確実にしなければならないことも意味する。

倫理上の問題を提起する活動は、倫理委員会が策定する追加要件を遵守しなければならない（事後確認、精査または監査を含む、第25条参照）。

倫理上の問題を提起するアクション任務を開始する前に、受給者は、その任務の実施に必要な承認その他の必須文書すべてについて、特に（国内または現地）倫理委員会その他のデータ保護当局等の機関からこれらを取得していなければならない。

当該文書は、ファイルにしておき、求めに応じて幹事が助成当局に提出しなければならない。文書が英語によらない場合、英語での要約とともに提出しなければならない。かかる要約は、文書が当該のアクション任務を対象とすることを示し、関係委員会または当局の結論（もしあれば）を含むものとする。

価値観（— 第14条）

男女共同参画

受給者は、あらゆる措置を講じて、アクションの実施において、該当する場合は男女共同参画計画に則して男女間の機会均等の確保を促進しなければならない。受給者は、可能な範囲で、アクションに配属される人員の監督職および管理職を含む全役職で男女共同参画を目指さなければならない。

知的財産権（IPR） — 背景的情報および成果 — アクセス権および使用権（— 第16条）

定義

アクセス権 — 成果や背景的情報を使用する権利。

普及 — 成果の保護または利用に起因するもの以外の適切な手段による成果の公開であり、あらゆる媒体での科学的出版物によるものを含む。

利用 — 製品やプロセスの開発、作成、製造、販売、サービスの作成と提供、標準化活動などの商業的利用をはじめとする、当該行為でカバーされているもの以外のさらなる研究・イノベーション活動における成果の利用。

公正かつ合理的な条件 – アクセス要求の具体的な状況、例えばアクセス要求された成果または背景的情報の実際または潜在的な価値、および／または想定される利用の範囲、期間、その他の特徴を考慮した、可能な金銭的条件またはロイヤルティフリーの条件などの適切な条件。

FAIR原則 – 「見つけやすさ」、「アクセスしやすさ」、「相互運用性」、「再利用性」。

オープンアクセス – エンドユーザーに無償で提供される研究成果の オンラインアクセス。

オープンサイエンス – オープンな共同作業、ツール、知識の拡散に基づく科学的プロセスへのアプローチ。

研究データ管理 – 組織化、保管、保存、セキュリティ、品質保証、永続識別子 (PID) の割り当て、ライセンスを含むデータ共有のための規則と手順を含む、研究ライフサイクル内のプロセス。

研究成果 – ソフトウェア、アルゴリズム、プロトコル、モデル、ワークフロー、電子ノートなど、科学出版物、データ、その他の工学的な結果やプロセスの形でアクセスが可能な結果。

義務の範囲

このセクションでは、「受給者」という表現には、関連団体（もしあれば）は含まれない。

背景的情報に関する合意

受給者は、アクションを実施するため、またはその成果を利用するために必要な背景的情報を、書面による合意で特定しなければならない。

公募条件が戦略的利益の理由により制御を制限している場合、公募条件に定められた適格国または対象国のいずれでもない国（またはその国の事業体）による管理またはその他の制限を受けており、かつ成果の利用に影響を与える（すなわち、成果の利用が制御または制限の対象となる）背景的情報は使用してはならず、助成当局との別段の合意がない限り、背景的情報に関する契約において明示的に除外しなければならない。

成果の所有権

成果は、それを生み出した受給者が所有する。ただし、以下の場合には、2人以上の受給者が共同で成果を所有する。

- 受給者が共同で生み出したもの、および
- 以下のことをすることはできない。
 - 各受給者のそれぞれの貢献度を確立する、または

- その保護を申請、取得、維持する目的で分離する。

共同所有者は、本契約に基づく義務を確実に履行するために、共同所有権の配分および行使条件について書面で合意しなければならない（「共同所有権契約」）。

共同所有契約またはコンソーシアム契約で別段の合意がない限り、各共同所有者は、他の共同所有者が与えられた場合には、共同で所有する成果を利用するための非独占的なライセンスを第三者に与えることができる（サブライセンスの権利はない）。

- 少なくとも45日前の事前通知および
- 公正で妥当な報酬

共同所有者は、共同所有権以外の制度を適用することを書面で合意することができる。

第三者（従業員等を含む）が成果に対する権利を主張する可能性がある場合、当該受給者は、本契約上の義務と両立する形でそれらの権利を行使できるようにしなければならない。

受給者は、最終定期報告書に成果の所有者（成果所有者リスト）を記載しなければならない。

成果の保護

助成金の下で資金提供を受けた受給者は、商業的利用の見込み、他の受給者の正当な利益、その他の正当な利益を含むすべての関連する考慮事項を考慮した上で、保護が可能であり正当化される場合には、その成果を適切な期間および適切な地域範囲で適切に保護しなければならない。

成果の利用

助成金による資金提供を受けた受給者は、アクション終了後4年まで（データシート、ポイント1を参照）、成果を直接利用したり、特に譲渡やライセンスを通じて他の事業体に間接的に利用してもらうために最善の努力をしなければならない。

受給者の最善の努力にもかかわらず、アクション終了後1年以内に成果が利用されない場合、受給者は（助成当局と書面で別途合意した場合を除き）ホライズン成果プラットフォームを利用して、成果を利用する利害関係者を探さなければならない。

成果が規格に組み込まれる場合、受給者は（助成当局との別段の合意がない限り、あるいは不可能な場合を除き）、標準化機関に資金提供声明（第17条参照）を規格（関連する情報）に含めるよう求めなければならない。

追加の利用義務

公募条件が、追加の利用義務（戦略的資産、利益、自律性を理由とした参加または支配の制限に関連する義務を含む）を課している場合。

またはセキュリティ上の理由から）、受給者はアクション終了後4年まで遵守しなければならない（データシート、ポイント1参照）。

公募条件が公共の緊急事態の場合に追加的な利用義務を課している場合、受給者は（助成当局から要請があった場合）要請で指定された限られた期間、公共の緊急事態に対処するために成果を必要とする法人に対して、公正かつ合理的な条件で、その成果に非独占的なライセンスを付与し、その結果得られた製品やサービスを公正かつ合理的な条件で迅速かつ広範に利用することを約束しなければならない。この規定は、アクション終了後4年まで適用される（データシート、ポイント1参照）。

規格に関する追加情報義務

公募条件が標準化の可能性に関する追加情報義務を課している場合、受給者は、アクション終了後4年まで（データシート、ポイント1を参照）、成果が欧州または国際的な規格に貢献することが合理的に期待できる場合、助成当局に報告しなければならない。

成果の譲渡とライセンス

所有権の移転

受給者は、本契約に基づく義務の遵守に影響を与えないことを条件に、成果の所有権を譲渡することができる。

受給者は、その成果に関する契約に基づく義務が新しい所有者に引き継がれ、この新しい所有者がその後の譲渡においてそれらを引き継ぐ義務を負うことを保証しなければならない。

さらに、関連事業体を含む特定の第三者に対して書面で別段の合意をしない限り、あるいは適用法上不可能な場合を除き、アクセス権を有する他の受給者に譲渡の少なくとも45日前（書面で合意した場合はそれ以下）に通知しなければならない。この通知には、関係する受給者が自らのアクセス権への影響を評価できるよう、新しい所有者に関する十分な情報が含まれていなければならない。受給者は、譲渡がそのアクセス権に悪影響を及ぼすことを示すことができれば、通知を受けてから30日以内（書面で合意した場合はそれ以下）に異議を申し立てることができる。この場合、関係する受給者の間で合意が成立するまで、譲渡を行うことはできない。

ライセンスの付与

受給者は、その義務の遵守に影響を与えないことを条件に、独占的な場合も含めて、その成果にライセンスを付与することができる（または、その他の方法で利用する権利を付与することができる）。

成果に対する独占的ライセンスは、関係する他のすべての受給者がアクセス権を放棄した場合にのみ付与することができる。

移転またはライセンス供与に異議を唱える権利の付与 – ホライズン・ヨーロッパのアクション

ホライズン・ヨーロッパのアクションの公募条件に譲渡やライセンス供与に対する異議申し立ての権利が規定されている場合、助成当局はアクション終了後4年以内で

あれば（以下参照）、異議申し立てを行うことができる。

データシート、ポイント1) – 以下の場合、所有権の移転または成果の独占的ライセンス供与に異議を唱える。

- 成果を出した受給者が助成金を受けていること。
- ホライズン・ヨーロッパに関連していないEU加盟国で設立された法人に対するものであること。
- 譲渡またはライセンスがEUの利益にそぐわないと助成当局が判断した場合。

所有権の移転または独占的ライセンスの付与を意図する受給者は、意図する移転またはライセンスの付与が行われる前に、助成当局に正式に通知しなければならない。

- 該当する具体的な成果を特定する。
- 新しい所有者またはライセンシー、および計画された、または可能性のある成果の利用について詳細に記述する。
- 譲渡またはライセンスがEUの利益、特に競争力、倫理的原則および安全保障上の配慮との整合性に与える可能性のある影響についての理由のある評価を含む。

助成当局は、追加の情報を要求することができる。

助成当局が譲渡または独占的ライセンスに異議を唱えることを決定した場合、通知（または要求した追加情報）を受け取ってから60日以内に関係する受給者に正式に通知しなければならない。

次のような場合には、譲渡や使用許諾を行うことはできない。

- 上記の期間内に、助成当局の決定を保留
- 助成当局が異議を唱える場合
- 条件が満たされるまでは、助成当局の異議申し立てに条件がある場合

受給者は、EUの利益を保護する措置が講じられている場合、具体的に特定された第三者への意図的な移転または付与に関して、異議申立権の放棄を正式に通知することができる。助成当局が同意した場合、通知（または要求された追加情報）を受け取ってから60日以内に、当該受給者に正式に通知する。

移転やライセンス供与に異議を唱える権利を当局に付与する – ユーラトムのアクション

ユーラトムのアクションの公募条件に譲渡やライセンス供与に対する異議申し立ての権利が規定されている場合、助成当局はアクション終了後4年以内であれば（データシート、ポイント1を参照）、以下のような場合に所有権の譲渡や成果の独占的または非独占的ライセンス供与に対して異議申し立てを行うことができる。

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

- 成果を出した受給者が助成金を受けていること。
- ユーラトム研究訓練プログラム2021-2025に関連していない非EU加盟国で設立された法人に対するものであること。
- 譲渡またはライセンスがEUの利益にそぐわないと助成当局が判断した場合。

所有権の移転またはライセンスの付与を意図する受給者は、意図する移転またはライセンスの付与が行われる前に、助成当局に正式に通知しなければならない。

- 該当する具体的な成果を特定する。
- 成果、新しい所有者またはライセンシー、および成果の利用計画または可能性を詳細に記述する。
- 譲渡またはライセンスが、特に競争力、倫理的原則との整合性、安全保障上の配慮（ユーラトム条約第24条に基づくEU加盟国の防衛上の利益を含む）など、EUの利益に与える可能性のある影響についての合理的な評価を含むものであること。

助成当局は、追加の情報を要求することができる。

助成当局が譲渡またはライセンスに異議を唱えることを決定した場合、通知（または要求された追加情報）を受け取ってから60日以内に、関係する受給者に正式に通知する。

次のような場合には、転送やライセンスを行うことはできない。

- 上記の期間内に、助成当局の決定を保留
- 助成当局が異議を唱える場合
- 条件が満たされるまでは、助成当局の異議申し立てに条件がある場合

受給者は、EUの利益を保護する措置が講じられている場合、具体的に特定された第三者への意図的な移転または付与に関して、異議申立権の放棄を正式に通知することができる。助成当局が同意した場合、通知（または要求された追加情報）を受け取ってから60日以内に、当該受給者に正式に通知する。

EUおよびその加盟国の戦略的資産、利益、自治、安全保障上の理由による移転およびライセンス付与の制限

公募条件が、戦略的資産、利益、自治、安全保障上の理由から参加または支配を制限している場合、受給者は、助成当局に事前に申請して承認を得ない限り、公募条件に定められた適格国または対象国ではない国に設立された（または、該当する場合は、そのような国またはそのような国の事業体に支配されている）第三者に成果の所有権を譲渡したり、ライセンスを付与したりすることはできない。

要求は以下のものでなければならない。

- 該当する具体的な成果を特定する。
- 新しい所有者と、計画されている、または可能性のある成果の利用について詳細に記述する。
- 譲渡またはライセンスがEUおよびその加盟国の戦略的資産、利益、自律性または安全性に及ぼす可能性の高い影響についての合理的な評価を含む。

助成当局は、追加の情報を要求することができる。

成果と背景的情報へのアクセス権

アクセス権の行使 – アクセス権の放棄 – サブライセンスの禁止

アクセス権の行使およびアクセス権の放棄の要求は、書面で行う必要がある。

アクセスを許可する受給者との間で書面による別段の合意がない限り、アクセス権にはサブライセンスの権利は含まれません。

受給者が訴訟に関与しなくなった場合でも、アクセスを許可する義務には影響しない。

受給者がその義務を怠った場合、受給者はその受給者がもはやアクセス権を持たないことに同意することができる。

アクション実施のためのアクセス権

受給者は、背景的情報を保有する受給者が協定に加盟する前に以下のことを行っていない限り、アクションの下で自らのタスクを実施するために必要な背景的情報へのアクセスを、ロイヤルティフリーで相互に許諾しなければならない。

- 他の受給者にその背景的情報へのアクセスが制限されることを通知した、または
- 他の受給者との間で、アクセスがロイヤルティフリーではないことに合意した。

受給者は、アクションの下でそれぞれのタスクを実施するために必要な成果へのアクセスを、ロイヤルティフリーで相互に認めなければならない。

成果の利用のためのアクセス権

受給者は、公正かつ合理的な条件の下で、自分の成果を利用するために必要な成果へのアクセスを相互に認めなければならない。

ただし、背景的情報を保有する受給者が、協定に加盟する前に、その背景的情報へのアクセスが制限されることを他の受給者に通知した場合はこの限りではない。

アクセス要求は、書面で別段の合意がない限り、アクション終了後1年以内に行わなければならない（データシート、ポイント1参照）。

同一管理下にある事業体のアクセス権

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

受給者が書面で別段の合意をした場合を除き、以下の事業体に対しても、公正かつ合理的な条件の下で、成果へのアクセス、および上記で言及された制限（もしあれば）を条件とした背景的情報の提供が認められなければならない。

- EU加盟国またはホライズン・ヨーロッパ関連国で設立された事業体
- 他の受給者の直接的または間接的な支配下にあるか、その受給者と同一の直接的または間接的な支配下にあるか、またはその受給者を直接的または間接的に支配している事業体、および
- その受給者の成果を利用するためのアクセスを必要とする事業体。

書面による別段の合意がない限り、このようなアクセス要求は、事業体が直接、関係する受給者に対して行わなければならない。

アクセス要求は、書面で別段の合意がない限り、アクション終了後1年以内に行わなければならない（データシート、ポイント1参照）。

助成当局、EU機関、団体、事務所、機関、国家機関の政策目的の成果へのアクセス権 – ホライズン・ヨーロッパのアクション

ホライズン・ヨーロッパのアクションにおいて、助成金による資金提供を受けた受給者は、助成当局、EUの政策やプログラムの開発・実施・監視を行うEUの機関・団体・事務所・機関に対して、その成果へのアクセスをロイヤルティフリーで認めなければならない。このようなアクセス権は、受給者の「背景的情報」には及ばない。

このようなアクセス権は、非商業的かつ非競争的な使用に限定される。

クラスター「社会のための市民の安全保障」の下でのアクションについては、このようなアクセス権は、この分野での政策やプログラムの開発、実施、監視のために、EU加盟国の国家機関にも及ぶ。この場合、アクセスには、以下を保証する特定の条件を定義する二国間協定が必要である。

- アクセス権が意図された目的のためにのみ使用されること、および
- 適切な守秘義務が課せられていること。

さらに、要請した国家機関またはEUの機関、団体、事務所、機関（助成当局を含む）は、そのような要請を他のすべての国家機関に通知しなければならない。

助成当局、ユーラトム機関、資金提供団体またはエネルギーの核融合共同事業に対するアクセス権 – ユーラトムのアクション

ユーラトムのアクションにおいて、助成金を受けた受給者は、ユーラトムの方針やプログラムを開発、実施、監視するために、あるいはEU圏外の国や国際機関との国際協力を通じて負う義務を遵守するために、助成当局、ユーラトム機関、資金提供団体、エネルギーの核融合共同事業に対して、その成果へのアクセスをロイヤルティフリーで提供しなければならない。

このようなアクセス権には、第三者に公共調達で成果を使用することを許可する権

利やサブライセンスの権利が含まれ、非商業的かつ非競争的な使用に限定される。

追加のアクセス権

公募条件が追加のアクセス権を課している場合、受給者はそれを遵守しなければならない。

伝達、普及、オープンサイエンス、可視性（－第17条）

普及

成果の普及

受給者は、知的財産権の保護、安全保障上の規則、または正当な利益のためのいかなる制限にも従うことを条件に、実行可能な限り早急に、一般に入手可能な形式で成果を普及させなければならない。

成果を普及させようとする受給者は、他の受給者に対して、普及させようとする成果に関する十分な情報とともに、（別段の合意がない限り）少なくとも15日前に通知しなければならない。

その他の受給者は、成果または背景的情報に関する正当な利益が著しく害されることを示すことができる場合、通知を受け取ってから（別段の合意がない限り）15日以内に異議を申し立てることができる。このような場合、それらの利益を保護するための適切な措置が取られない限り、成果を普及させることはできない。

追加の普及義務

公募条件が追加の普及義務を課している場合、受給者はこれらの義務にも従わなければならない。

オープンサイエンス

オープンサイエンス：科学出版物のオープンアクセス

受給者は、その成果に関連する査読付き科学出版物へのオープンアクセスを確保しなければならない。特に、以下のことを保証しなければならない。

- 遅くとも出版時には、出版されたバージョンまたは出版のために受理された査読済みの最終原稿の機械読み取り可能な電子コピーが、信頼できる科学出版物のリポジトリに寄託されていること。
- 寄託された出版物に対して、利用可能な最新版のクリエイティブ・コモンズ表示国際公開ライセンス（CC BY）または同等の権利を有するライセンスの下で、リポジトリを介して即時のオープンアクセスが提供されていること。ただし、モノグラフやその他のロングテキスト形式の場合、ライセンスは商業的利用や二次的著作物を除外することができる（例：CC BY-NC、CC BY-ND）。
- 研究成果や、科学出版物の結論を検証するために必要なその他のツールや機

器に関する情報が、リポジトリを通じて提供される。

受給者（または著者）は、オープンアクセスの要件を満たすのに十分な知的財産権を保持する必要がある。

寄託された出版物のメタデータは、クリエイティブ・コモンズパブリックドメインデディケーション（CC 0）またはそれと同等の条件で公開され、FAIR原則に沿って（特に、機械で実行可能）、少なくとも以下の情報を提供しなければならない：出版物（著者、タイトル、出版日、出版場所）、ホライズン・ヨーロッパまたはユーラトムの資金提供、グラントプロジェクト名、頭字語および番号、ライセンス条件、出版物、アクションに参与した著者、可能であればその組織およびグラントの永続的な識別子。該当する場合、メタデータには、研究成果や出版物の結論を検証するために必要なその他のツールや機器の永続的な識別子を含めなければならない。

払い戻しの対象となるのは、査読付き科学出版物のフルオープンアクセス機関での出版料のみである。

オープンサイエンス：研究データ管理

受給者は、アクションで生成されたデジタルリサーチデータ（「データ」）を、FAIR原則に沿って、以下のすべてのアクションをとることにより、責任を持って管理しなければならない。

- データマネジメントプラン（DMP）の策定（および定期的な更新）
- DMPに記載されている期限内に可能な限り早く、信頼できるリポジトリにデータを預ける。公募条件で要求された場合、このリポジトリはEOSCの要件に準拠してEOSCで連携されなければならない。
- 可能な限り早く、DMPに定められた期限内に、「できるだけオープンに、必要に応じてクローズに」の原則に従って、クリエイティブ・コモンズ表示国際公開ライセンス（CC BY）、クリエイティブ・コモンズパブリックドメインデディケーション（CC 0）、または同等の権利を有するライセンスの最新版の下で、リポジトリを介して、寄託されたデータへのオープンアクセスを確保すること。ただし、オープンアクセスを提供することが特に必要となる場合を除く。
 - 商業的な利用を含め、受給者の正当な利益に反するもの、または
 - 他の制約、特にEUの競争上の利益または本協定に基づく受給者の義務に反すること。（一部または全部のデータに対する）オープンアクセスが提供されない場合、DMPにおいてその正当性が示されなければならない。
- データの再利用や検証に必要な研究成果やその他のツールや機器について、リポジトリを通じて情報を提供する。

寄託されたデータのメタデータは、クリエイティブ・コモンズパブリックドメイン

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

デディケーション (CC 0) またはそれと同等の条件で公開されていなければならない (正当な利益や制約が保護される範囲内で)、FAIR原則に沿ったものでなければならない (特に機械動作可能)、少なくとも以下の情報を提供しなければならない: データセット (説明、寄託日、著者、会場、禁輸措置)、ホライズン・ヨーロッパまたはユーラトムの資金提供、グラントプロジェクト名、頭字語、および番号、ライセンス条件、データセットの永続的識別子、活動に関与した著者、可能であればその組織と助成金の永続的識別子。必要に応じて、メタデータには関連する出版物やその他の研究成果の永続的な識別子を含めなければならない。

オープンサイエンス: 追加プラクティス

公募条件がオープンサイエンスのプラクティスに関する追加的な義務を課している場合、受給者はこれらの義務にも従わなければならない。

公募条件が科学出版物の検証に関する追加的な義務を課している場合、受給者は、自己の正当な利益または制約が保護される範囲内で、科学出版物の結論の検証に必要なデータまたはその他の成果への (デジタルまたは物理的な) アクセスを提供しなければならない (出版時にすでに (オープン) アクセスを提供している場合を除く)。

公募条件が公共の緊急事態の場合に追加的なオープンサイエンスの義務を課している場合、受給者は (助成当局から要請があれば) 研究成果を直ちにリポジトリに預け、CC BYライセンス、パブリックドメインデディケーション (CC 0) または同等のライセンスの下でオープンアクセスを提供しなければならない。例外として、アクセスが受給者の正当な利益に反する場合、受給者は、公共の緊急事態に対処するために研究成果を必要とする法人に対し、公正かつ合理的な条件で非独占的ライセンスを付与し、得られた製品およびサービスを公正かつ合理的な条件で迅速かつ広範に利用することを約束しなければならない。この規定は、アクション終了後4年まで適用される (データシート、ポイント1参照)。

伝達活動を含む成果の利用と普及の計画

公募条件で除外されていない限り、受給者は、伝達活動を含む成果の利用と普及のための計画を提供し、定期的に更新しなければならない。

アクション実行のための特則 (— 第18条)

EUおよびその加盟国の戦略的資産、利益、自治または安全保障による制限がある場合の実施

戦略的資産、利益、自治または安全保障によって募集条件が参加を制限し、または統制する場合、受給者は、助成当局と別途、合意しない限り、関連事業体、アソシエイトパートナー、現物出資を行う第三者、下請業者または第三者に対する財政支援の受領者として参加する事業体のいずれも、募集条件に定める適格国にも対象国にも当たらない国で設立されて (または、該当する場合、当該国にも当該国からの事業体にも支配されて) いないよう確実にしなければならない。

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

受給者はさらに、募集条件に定める適格国にも対象国にも当たらない国で設立されて（または、該当する場合、当該国もしくは当該国からの事業体に支配されて）いる事業体との何らかの協力が、EUおよびその加盟国の戦略的資産、利益、自治にも安全保障にも影響を及ぼさないよう確実にしなければならない。

研究者のための募集採用および労働条件

受給者は、あらゆる措置を講じて、特に以下に関して、研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する委員会勧告⁶²に定める原則を実施しなければならない。

- 労働条件
- 実力本位の透明な募集採用手続
- キャリア開発

受給者は、研究者およびアクションに関与する全参加者が当該原則を認識しているよう確実にしなければならない。

[(HE IA、HE PCP/PPI、HE ERC助成金、HE EIC助成金およびHE EIT KICアクションを除く) すべてのHEおよびユーラトムToA用オプション: 研究基盤施設活動に対するアクセスのための特則

定義

研究基盤施設 — 研究団体のために資源およびサービスを提供して、研究を実施し、その分野でのイノベーションを奨励する施設。本定義は、関連する人材を含み、主要な設備または装置一式、コレクション、記録保管所、科学データ基盤施設等の知識関連施設、コンピューターシステム、通信ネットワークおよびその他の外部ユーザーに公開された独特の性質の基盤施設で、優れた研究およびイノベーションの達成に必須なものを対象とする。関連性がある場合、たとえば教育または公共サービスのために研究を超えて使用されることがあり、「単一場所型」、「仮想」または「分散型」であり得る⁶³。

研究基盤施設活動に対するアクセスを実施する場合、受給者は、以下の条件を尊重しなければならない。

- 多国間アクセスについて
 - 提供されなければならないアクセス:

アクセスは、無償の選ばれたユーザーグループのための研究基盤施設または設備に対する多国間アクセスでなければならない。

⁶² 研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する2005年3月11日委員会勧告2005/251/EC (OJ L 75, 22.3.2005、67ページ)

⁶³ Horizon Europe 枠組みプログラム規則2021/695第2条(1)参照

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

アクセスには、後方、技術的および科学的支援とともに、その基盤施設を使用する外部研究者に通常、提供される特定研修を含まなければならない。多国間アクセスは、利用のために設備を訪問する選ばれたユーザーに提供される直接（実地）のものか、または選ばれたユーザーグループに対する遠隔科学サービスの提供を通じた遠隔のもの（参考資料または見本の提供、高性能コンピューター施設への遠隔アクセス等）のいずれかとなる。

- アクセスを有し得るユーザーの区分:

多国間アクセスは、選ばれたユーザーグループ、すなわち1名以上の研究者（ユーザー）のチームに提供されなければならない。

大多数のユーザーは、設備の所在国以外の国で勤務しなければならない（ただし、アクセスが共同研究センター（Joint Research Centre (JRC)）、ERIC等の法的事業体である国際組織によって提供される場合は、この限りではない。）。

アクションに基づき生み出した成果の普及を許容されるユーザーグループのみ、アクセスの恩恵を受けることができる（ただし、ユーザーが中小企業勤務の場合はこの限りではない。）

EU加盟国でもHorizon Europe関連企業でも勤務していないユーザーが過半数を占めるユーザーグループのためのアクセスは、助成金に基づき提供されるアクセスの総ユニット量の20%に限定される（ただし、より高い割合（%）が別紙1で見込まれる場合はこの限りではない。）。

- ユーザーグループの選抜手順および基準:

ユーザーグループは、実行を希望する作業の説明ならびにユーザーの氏名、国籍および所属機関を（書面で）提出することによって、アクセスを請求しなければならない。

ユーザーグループは、コンソーシアムが設定する（1以上の）選抜委員会が選抜しなければならない。

選抜委員会は、その分野の国際的専門家からなり、（別紙1に別途、特定されない限り）その半数以上がコンソーシアムから独立していなければならない。

選抜委員会は、受領する全提案を評価し、アクセスの恩恵を受けるべきユーザーグループの選抜候補者名簿を推薦しなければならない。

選抜委員会は、以下のユーザーからなるユーザーグループが優先されるべきことを考慮に入れて、科学的実績に基づき選抜しなければならない。

- 過去に設備を使用したことがなく、かつ
- 同等の研究基盤施設が存在しない諸国で勤務している者

透明、公正および公平の原則を適用する。

EU助成金: HE MGA – 複数および単独: 第1.1版 – 15.12.2021

募集条件がユーザーグループの選抜に追加規則を課す場合、受給者は、その規則も遵守しなければならない。

- その他の条件:

受給者は、3か月を超える設備の訪問を要求するユーザーグループの選抜については、助成当局の書面による承認を請求しなければならない（ただし、当該訪問が別紙1で見込まれる場合はこの限りではない。）。また、受給者は、以下のことを行わなければならない。

- 本合意書に基づき提供されるアクセスについて、自らのウェブサイト上を含めて幅広く宣伝すること。
- アクセスの宣伝にあたって機会均等を促進し、ユーザーに提供される支援を確定する際に性別の観点を考慮に入れること。
- ユーザーが本合意書の約款を遵守するよう確実にすること。
- 第12条、第13条、第17条および第33条に基づく自らの義務がユーザーにも適用されるよう確実にすること。
- ユーザーの氏名、国籍および所属機関とともに、ユーザーに提供されるアクセスの性質および量を記録しておくこと。

- 仮想アクセスについて

- 提供されなければならないアクセス

アクセスは、無償の研究基盤施設または設備に対する仮想アクセスでなければならない。

「仮想アクセス」とは、アクセスの提供先のユーザーを選抜しない、研究に必要なデジタル資源およびサービスに対する通信ネットワークを通じた公開の無料アクセスをいう。

アクセスには、外部ユーザーに通常、提供される支援を含まなければならない。

募集条件が許容する場合、受給者は、正当化される場合に特定ユーザーのための客観的な適格性基準（研究または学術機関への所属等）を定義することができる。

- その他の条件:

受給者は、その分野の国際的専門家からなり、（別紙1に別途、特定されない限り）その半数以上がコンソーシアムから独立していなければならない委員会による定期的評価を仮想アクセスサービスに受けさせなければならない。この目的で、ユーザーならびに提供されるアクセスの性質および量に関する情報および統計は、委員会に入手可能とされなければならない。

受給者は、助成金に基づき提供されるアクセスおよびもしあれば適格性基準について、専用ウェブサイト上を含めて幅広く宣伝しなければならない。

募集条件が追加の追跡可能性⁶⁴義務を課す場合、ユーザーならびに提供されるアクセスの性質および量の追跡可能性に関する情報は、受給者が提供しなければならない。

本義務は、費用（ユニット費用もしくは実費または両方の組み合わせ）を申告するために用いられる資金提供形式または予算区分にかかわらず、適用される。]

[HE PCP/PPI用オプション: PCPおよびPPI調達のための特則

商業化前調達（PCP）または革新的なソリューションの公共調達（PPI）アクションにおける調達を実施する場合、受給者は、以下の条件を尊重しなければならない。

- いずれの利益相反も回避し、透明、無差別、平等な扱い、健全な財務管理、比例および競争規則の原則を遵守すること。
- （PPI調達用: 別紙1で適式に正当化される例外的な優先する公益がない限り、）購買者による成果を自らの用途で、無償で、評価する権利および再実施権を付与する権利を伴わない、公正かつ合理的な条件に基づき、成果を自己利用するための非独占的実施権を第三者に付与する（または契約者に付与するよう要求する）権利とともに、契約に基づく知的財産権の所有権を契約者に譲渡すること。
- 伝達のすべてが英語（および受給者が選択する追加言語）で行われることを斟酌すること。
- 事前の情報通知、契約通知および契約発注通知が、EU資金提供に関する情報とともに、EUが調達の契約当局として参加しているのではない旨の否認声明を内容に含むよう確実にすること。
- 同一手順内での複数調達契約の発注（複数調達）を斟酌すること。
- 機密情報が関与する調達について: 契約者ならびに契約の背景的情報および成果に対して、別紙5に定めるセキュリティ規則を準用すること。
- 戦略的資産、利益、自治または安全保障によって募集条件が参加を制限し、または統制する場合: 契約者および契約に基づく成果に対して、別紙5に定める制限を準用すること。
- 募集条件が履行地義務を課す場合: 履行地義務の対象となる活動の部分が募集条件に定める適格国または対象国で履行されるよう確実にすること。

⁶⁴ ISO 9000に示す定義、すなわち「追跡可能性とは、記録された識別データを通じてある品目またはその特徴の履歴、適用、使用および所在地を追跡することができることである。」による。ユーザーは、たとえば、認証および/または正式承認によって、またはその他のユーザーの種類ならびに提供されるアクセスの性質および量の分析を可能にする手段によって追跡することができる。

- 相互的な市場アクセスを確保するため: WTO政府調達協定 (GPA) が適用されない場合、EU加盟国から、および全Horizon Europe関連諸国を含む、協定に定める条件に基づき公共調達の分野で当該協定をEUと締結している全国家からの入札者が、平等な条件で自由に入札手順に参加できるよう確実にすること。WTO GPAが適用される場合、本協定に定める条件に基づき本協定を批准した国家からの入札者にも入札手順を公開するよう確実にすること。]

[HEおよびユーラトム・プログラム・コファンド・アクション用オプション: 共同出資パートナーシップのための特則

共同出資パートナーシップで第三者に対する財政支援を実施する場合、受給者は、以下の条件を尊重しなければならない。

- いずれの利益相反も回避し、透明、無差別および健全な財務管理の原則を遵守すること。
- 活動の種類および支援を受ける者の区分について:
 - 複数受給者プロジェクトについて（複数参加者プロジェクトを含む。）: 支援を受けるプロジェクトは、財政支援の受領者としての異なる2か国のEU加盟国またはHorizon Europe関連諸国からの2以上の独立法的事業体が関与する多国間のものでなければならず、財政支援を受けない非関連第三国で設立された法的事業体も含むことができる。
 - 単独受給者プロジェクト（複数参加者プロジェクト）について: 支援を受けるプロジェクトは、財政支援の受領者としてのEU加盟国またはHorizon Europe関連国で設立された1法的事業体および財政支援を受けない非関連第三国で設立された1法的事業体が関与する多国間のものでなければならない。
- 選定手順および基準について:
 - 公開募集を幅広く（資金提供・入札ポータルおよび受給者のウェブサイト上を含む。）公表すること。
 - 公開募集を2か月以上、公開の状態にしておくこと。
 - 募集更新情報（もしあれば）および募集の結果（選ばれたプロジェクト、金額および選ばれた受領者の名称のリスト）を受領者に知らせること。
 - 潜在的利益相反または申請者の不平等な扱い回避するための措置が確保されなければならないこと（とりわけ、情報経路の適切な伝達/交換および独立した公正な不服申立て手順を通じたもの）。
 - 以下の選定手順を用いること: 標準Horizon Europe授与基準
 - 以下の選定手順を用いること。
 - プロジェクトは、提案の共同多国間募集に従って選定されなければならない。

- 受給者は、以下の2段階手順を通じて選定しなければならない。
 - 段階1: 国内または多国間レベルでの精査（国内対象性確認を含む。）
 - 段階2: 単独の国際的査読

段階2において:

- 提案は、3名以上の独立専門家の援助を得て評価されなければならない。
- 提案は、評価結果に応じて格付けされなければならない。選定は、この格付けに基づき行わなければならない。
- 選定手順は、独立専門家オブザーバー1名が従事しなければならない。同者は報告を行わなければならない。

財政支援が実施パートナーを通じて実施される場合、受給者は、以下のことを行わなければならない。

- パートナーが財政支援を実施するための同じ規則、基準および手順を遵守するよう確実にすること。
- アクションに関する全観点を対象として、パートナーに対する効果的な監視および監督の手配を実施すること。
- 実施される活動、指標に関する情報とともに請求される支出の適法性および規則性を対象として、パートナーが効果的で信頼できる報告を行うよう確実にすること。
- 第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）が最終受領者に対してもその権利を行使できるようパートナーが確実に規定するようにすること。

戦略的資産、利益、自治または安全保障によって募集条件が参加を制限し、または統制する場合: 最終受領者およびその成果に対して、別紙5に定める制限を準用すること。]

[HE ERC助成金用オプション: ERC助成金のための特則]

ERC助成金を実施する場合、受給者は、別紙1で説明するアクション任務が主任研究員の指導下で履行されるよう確実にしなければならない。

第21条に従って、受給者は、データシート（ポイント4.1および4.2参照）に定めるスケジュールおよび様式によって、進捗報告書（科学報告書）および定期報告書を提出しなければならない。報告書は、ポータル（ERC科学および定期報告書）で入手可能なテンプレートを用いて作成しなければならない。

第7条に定める内部取決めは、科学的および助成金管理問題、EU負担分の分配、内部紛争解決ならびに費用の拒絶または助成金の減額の場合の責任分担のための意思決定手順を対象としていなければならない。

第17条に定める義務のほか、伝達および普及活動とともに、助成金による資金提供を受ける基盤施設、設備または主要な成果には、さらに以下の特別ロゴを表示しなければならない。



European Research Council

Established by the European Commission

また、受給者は、主任研究員およびそのチームのための以下の条件を尊重しなければならない。

- アクションの全期間で主任研究員を受け入れ、雇用すること。
- あらゆる措置を講じて、特に、労働条件、実力本位の透明な募集採用手続およびキャリア開発に関して、研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する委員会勧告⁶⁵に定める原則を実施し、主任研究員、研究者およびアクションに関与する第三者が当該原則を認識しているよう確実にすること。
- 助成金の署名前に、以下を定める追補合意書を主任研究員と締結すること。
 - 本助成合意書に基づく自らの義務を果たす受給者の義務
 - アクションの科学的かつ技術的实施を監督する主任研究員の義務
 - 受給者に対する科学的報告の責任を引き受け、かつ財務報告に寄与する主任研究員の義務
 - 別紙1に定めるアクションの実施およびEU加盟国またはHorizon Europe関連国での勤務に対する時間的制約を満たす主任研究員の義務

⁶⁵ 研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する2005年3月11日委員会勧告2005/251/EC (OJ L 75, 22.3.2005、67ページ)

- 受給者の通常の管理慣行を適用する主任研究員の義務
- 以下等、本助成合意書に影響を及ぼすおそれのある事象または状況を幹事に直ちに知らせる主任研究員の義務
 - 新受給者に対するアクション（またはその一部）の計画移転（第41条参照）
 - アクションの実施に影響する個人的事由
 - これに基づき追補合意書に署名がなされた情報の変更
 - これに基づき助成金が与えられた情報の変更
- 成果の伝達または公表およびその保護のための出願においてEU資金提供の可視性を確保する主任研究員の義務（第16条および第17条参照）
- アクションの実施中およびその後の、知的財産権に関する取決め。特に、受給者の知的財産権を維持する主任研究員の義務とともに、主任研究員がアクションに基づくその活動に必要な背景的情報および成果を完全に、無償で、利用できること。
- 秘密保持に対する主任研究員の義務（第13条参照）
- 新受給者に対するアクションの移転のための以下のもの（移行性、第41条参照）
 - アクションの目的がなお達成可能であることを条件として、移転を請求する主任研究員の権利
 - 以下のことを行う主任研究員の義務
 - 移転されるアクションの範囲および移転の取決めの内容を（書面で）幹事に提案すること。
 - 幹事に対して移転時までの研究の詳細成果を述べること。
- 主任研究員に対しても自らの権利を行使する第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）の権利
- 適用法および紛争解決の場
- 署名済み本合意書の写しを主任研究員に提供すること。
- 特に以下について、主任研究員の科学的独立性を保証すること。

- 科学的目的を達成するための予算の使用
- 上席著者として出版し、かつ作業に大いに貢献した者を共著者として招き入れる権限
- アクションのための科学報告書の作成
- 研究の実施に必要な略歴に則し、かつ受給者の通常管理慣行に従ったその他のチーム構成員の選抜および監督
- 資金提供を独自に申請する可能性
- 研究実施のための適切な場所および施設に対するアクセス
- アクションの実施中に、（基盤施設、設備、アクセス権、製品その他の研究の実施に必要なサービスに関して）研究支援を主任研究員およびチーム構成員に提供すること。
- 特に以下について、主任研究員を支援し、管理上の援助を行うこと。
 - 作業およびそのチームの一般管理
 - 科学的報告、特にチーム構成員がその科学的成果を主任研究員に送付するよう確実にすること。
 - 財務報告、特に時宜を得た明確な財務情報を提供すること。
 - 受給者の通常管理慣行の適用
 - アクションの一般的物流
 - 電子交換システムに対するアクセス
- 本合意書に影響を及ぼすおそれのある事象または状況を（書面で）主任研究員に直ちに知らせること。
- 主任研究員が適切な以下のものを享受できるよう確実にすること。
 - 年次、病気および育児休暇のための条件
 - 労働安全衛生基準
 - 年金受給権等、一般社会保障制度に基づく保険
- 主任研究員が請求する場合にアクションの目的がなお達成可能であることを条件として、新受給者に対する本合意書の移転を認めること（移行性、第41条参照）。受給者は、国内法に基づき移転が不可能なことに基づいてのみ、異議を唱えることができる。特に、受給者は、以下のことを行わなければならない。

- 新受給者に対する本合意書に基づく知的財産権の移転のための計画について、主任研究員および新受給者と合意すること。
- 承認された財務報告書が対象としない受領済み事前融資の部分を新受給者に振り替えること（助成当局が請求する場合）。
- 減価償却されていない費用の償還に対して、専らアクションのために購入され、使用される設備を新受給者に移転すること（移転が国内法に基づき不可能でない限りで、主任研究員および助成当局が請求する場合）。

複数の主任研究員を伴うERC助成金については、上記の義務は、各受給者がその主任研究員およびそのチームに対して（および各主任研究員がその受給者、幹事および他の主任研究員に対して）確保しなければならない。さらに、以下の特殊事項を遵守しなければならない。

- アクションの実施について: 該当主任研究員は、アクションの科学的小および技術的実施の監督に全体的な責任を負うところ、他の主任研究員は、全体的な実施に寄与し、かつ各自の部分を監督しなければならない。
- 報告について: 該当主任研究員は、科学的報告および財務報告への寄与に主な責任を負うところ、他の主任研究員は、科学的報告および財務報告の双方に寄与しなければならない。
- 本合意書に影響を及ぼすおそれのある事象または状況について: 各主任研究員は、幹事、その受給者および他の主任研究員に知らせなければならない。
- 主任研究員のうち1名によるアクションの一部の移転について（移行性、第41条参照）:
 - 該当主任研究員は、主任研究員の受給者および幹事が知らせを受けたことを確かめなければならない。
 - 関係主任研究員は、移転時までの研究の詳細成果を幹事およびその受給者に述べなければならない。
- 内部取決め（第7条）について: 主任研究員間および主任研究員と受給者との間の紛争の解決についても対象としていなければならない。

ERC概念実証助成金については、報告（科学的小および定期報告）に関する特則ならびに主任研究員およびそのチームのための特別条件は適用されない。]

[HE EIC助成金用オプション: EICアクションのための特則

すべてのEICアクション（EIC Pathfinderアクション、EIC移行アクションおよびEIC Acceleratorアクション）は、募集条件に従わなければならない。かかるアクションは、助成当局および同局が任命したEICプログラムマネージャーが積極的に管理する。受給者は、当該アクションの実施の際、緊密に協力し、助成当局および同マネージャーの指示に従い、適時に、有益かつ建設的な方法で請求された情報およびデータを提供しなければならない。EICプログラムマネージャーと受給者との間の伝達は、EICマーケットプレイスを介して行わなければならない。

EICアクションを実施する際、受給者は、助成当局が企画する場合に定期（通常は6か月に1回の）進捗会議に出席しなければならないことを認め、受け入れる。

また、受給者は、助成当局が請求する場合にEICマーケットプレイスを介して、（通常は6か月に1回の）アクションの実施に関する定期データおよび情報を助成当局に提供しなければならない。

受給者は、EICアクションが、助成当局およびEICプログラムマネージャーが管理する（1以上の）EICポートフォリオの一部であり、したがって、以下の特定ポートフォリオ関連条件に従わなければならないことを認め、受け入れる。

- 助成当局は、以下のことができる。
 - EICマーケットプレイスを介した30日前の通知をもって、アクションを別のEICポートフォリオに移動させ、またはアクション中に追加EICポートフォリオを加えること。
 - 調整: アクション中にEICチャレンジポートフォリオの目的および計画表を変更し、必要ならば、アクションの活動、マイルストーンまたは成果物に対する調整を請求すること（修正合意書、第39条参照）
 - 課題解決型EIC Pathfinderアクション: そのためにアクションが選ばれたチャレンジポートフォリオの目的または計画表との関連性を確保するために必要な調整に関する合意がない場合、そのアクションを停止し、または打ち切ること（第31.2条および第32.3条参照）。
- プログラムマネージャーは、以下のことができる。
 - EICポートフォリオ活動（会議、ワークショップ、EICポートフォリオまたはネットワーク会議、体験およびデータ共有活動、EIC Business Accelerationサービスのイベント等）への参加を求めること。
 - EIC追加ポートフォリオ活動の組織を提案し、または受け入れること（EIC Pathfinderアクションについて: 関連費用を賄うために50 000ユーロを上限とする追加資金提供の可能性）

受給者は、特に以下について、募集事項に定める追加の知的財産権、普及および自己利用義務を遵守しなければならない（第16条および別紙5）。

- EICマーケットプレイス・プラットフォームを使用して、そのプラットフォームの約款に従って（予備所見を含む）成果およびポートフォリオ活動に関する情報を交換すること。
- 助成金の署名前に知的財産の問題をすべて明らかにして、これをコンソーシアム協定書の対象とし（成果の所有権および共同所有権、成果の普及のためのコンソーシアム内承認手続、既存技術、背景的情報のための適切な実施許諾合意書等を含む。）、請求される場合は助成当局に写しを提供すること。

- 助成当局が請求する場合にアクション終了後4年間を限度として、成果の自己利用および普及のための計画に対する更新情報ならびに普及または自己利用活動に関する情報を提供すること（データシート、ポイント1参照）。
- 成果の間接的自己利用の場合: 成果の自己利用のために加盟国またはHorizon Europe関連国で設立された事業体を優先すること。
- EIC PathfinderまたはEIC移行アクションにおける非営利法的事業体である受給者について: EIC考案者は、以下の条件に基づき、自己利用目的で無期限のアクセス権を与えられる。
 - アクセス権は無償で与えられる。ただし、受給者が成果の自己利用のためにEIC考案者を支援する場合はこの限りではない（その場合、これがEIC考案者による自己利用を不可能にしないことを条件として、権利使用料は相互に有益な条件で分担とすることができる。）。
 - EIC考案者は、着手しようとしている自己利用活動の前の適当な時期に受給者に知らせ、実施について受給者に報告しなければならない。
 - 受給者は、その自己利用活動が（自己利用および普及のための計画に定める）自らの自己利用活動に否定的影響を与え得ると考える場合、EIC考案者のアクセス権を停止するよう助成当局に請求することができる。
- 成果の自己利用および普及のための計画で助成当局が課す普及制限（もしあれば）、すなわち以下を遵守すること。
 - 事前保護
 - EICマーケットプレイスを通じた同時の制限のない普及
 - EIC移行アクションまたはEIC Business Accelerationサービスの資格を与える成果: イノベーションの可能性の事前評価
- 成果が既に受給者によって（またはその承諾を得て）公開されているか、または最善を尽くしても、自己利用が生じず、Horizon成果プラットフォームを通じて成果を自己利用する利害関係人が見つからず、かつ代替の自己利用機会を示すことができない場合、助成当局が成果の自己利用も普及促進できるようにすること。

第17条に定める義務のほか、伝達および普及活動とともに、EICアクションに基づき資金提供を受ける基盤施設、設備または主要な成果には、さらに以下の特別ロゴを表示しなければならない。



EIC Acceleratorアクションを実施する際、受給者は、さらに以下の追加義務を遵守しなければならない。

- 投資コンポーネント: アクションの追求は、EICファンドが投資コンポーネントを承認し、本合意書にこれを組み込むこと（データシート、ポイント1、第1条および第3条に投資コンポーネントを追加し、別紙1のアクションの説明を修正して適合させ、かつ別紙6として投資合意書を追加するための修正合意書）により、投資についてEICファンドと合意することができない場合、アクションは打ち切られることがある。
- 実施、監視および報告:
 - アクションの助成金および投資コンポーネントは、EICファンドと連携され、これとともに、緊密に連携して管理および監視がなされる。特に、
 - 両コンポーネントに関する情報、データおよび書類（第13条の意味の範囲内の要注意情報を含む。）は、アクションの情報、データおよび書類とみなされ、助成当局とEICファンドとの間で相互に交換し、両コンポーネントの管理のために依拠することができる（必要な場合）。
 - EICファンドによって署名される投資合意書は、本合意書に添付され、その不可欠な部分となる（別紙6）。
 - 投資合意書に基づく権利義務は、助成当局またはEICファンドによって双方同様に行使し、執行することができる。
 - いずれかのコンポーネントに関する問題は、他方のコンポーネントに影響を与え、（投資の終了を含む）アクション全体の停止または打ち切りにつながり得る。
 - 再設定: 当事者（受給者または助成当局）は、状況の変更によって必要となる場合に、アクションがそのために選ばれた募集に基づきなお対象となることが可能であり、かつその関連性を失わないことを条件として、アクション（その目的または目的に影響する重大な変更を含む。）を再設定するための修正合意書を請求することができる（第39条参照）。
 - 進捗会議および精査:
 - 1回以上の中間進捗会議および最終報告書の提出前、アクション終了時の最終進捗会議がある。
 - 助成当局は、EICプロジェクトオフィサーおよびEICプログラムマネージャーがその代表者を務め、他の委員会代表者、EICファンド代表者または独立外部専門家の援助を受けることができる。独立外部専門家が精査者として使用される場合、受給者は、その知らせを受け、商業上の秘密保持または利益相反を理由として異議を唱える権利を有する。
 - 進捗会議がアクションの停止または打ち切り事由を確認する場合、会議議事録（進捗会議の結論）の通知は、事前情報書の役割を果たし、意見提出の期限は短縮される（会議議事録の受領後15日）。

- 最終報告書は、独立外部精査者が評価する（第25.1.2条参照）。
- 知的財産権、普及および自己利用:
 - EICファンド投資合意書に定める知的財産権、普及および自己利用の義務（別紙6参照）は適用される。したがって、別紙5に定める規定は、EICファンド投資合意書が締結されるまで、または本合意書が早期解約される場合にのみ適用される。]

[HE EIT KICアクション用オプション: EIT KICアクションのための特則]

EIT KICアクションは、特にKIC戦略的アジェンダ、欧州の付加価値ならびに良き統治、開放性および透明性の原則について、EIT KICパートナーシップ合意書に従って実施されなければならない。

第17条に定める義務のほか、伝達および普及活動とともに、助成金による資金提供を受ける基盤施設、設備または主要な成果には、さらに以下のKICの特別ロゴ:



および以下の文章を表示しなければならない。

「KIC [名称]は、欧州連合の機関である欧州イノベーション・技術機構（EIT）に後援されている」。

EIT KICアクションにおいて第三者に対する財政支援を実施する場合、受給者は、以下の条件を尊重しなければならない。

- いずれの利益相反も回避し、透明、無差別、平等な扱いおよび健全な財務管理の原則を遵守すること。
- 活動の種類および支援を受ける者の区分について: 資金提供を申請することができる受領者を明確に特定すること。
- 選定手順および基準について:
 - 公開募集を幅広く（資金提供・入札ポータルならびにEITおよび受給者のウェブサイト上を含む。）公表すること。
 - 公開募集を2か月以上、公開の状態にしておくこと。
 - 募集更新情報（もしあれば）および募集の結果（選ばれたプロジェクト、金額および選ばれた受領者の名称のリスト）を受領者に知らせること。

- 以下によって提案を評価すること。
 - 募集文書で説明される以下の既定授与基準に従うこと。(a) 卓越性、(b) 影響、(c) 実施の質および効率、(d) 財政的持続可能性原則および知識のトライアングル統合とのKICポートフォリオの戦略的妥当性および適合性。これらのほか、複数受給者プロジェクトについて、(e) EUディメンション（異なる2か国の適格国からの2以上の独立事業体を伴う汎欧州キャラクターとの複数のコンソーシアム）。
 - 募集文書で発表される事前固定評価グリッドに基づくこと。これには個別授与基準のための合格閾値を含む。
 - 通常は3名以上の独立外部専門家の援助を得ること。
- 評価結果および合格閾値に基づき、提案を選定すること。
- 選定手順に独立専門家オブザーバー1名が従事することができ、同者が報告を行うことを認めること。
- 受領者のための不服申立て手順を利用可能とすること。
- その他の条件:
 - EIT戦略的イノベーション・アジェンダおよびEITイノベーションに示すKIC財政的持続可能性原則を順守して、事業計画を提出するよう確実にすること。
 - 対象性規則（第6条）が60 000ユーロを上回る支援の受領者と署名する合意書で置き換えられ、かつ財務統制および監査メカニズムが整っているよう確実にすること。
 - 最終受領者が知的財産権規則（第16条）ならびに伝達、普及および可視性規則（第17条）を遵守するよう確実にすること。
 - 受領者の監視および報告のための以下の基準を確保すること。
 - 助成当局が特定する形式および時期による、支援を受けるプロジェクトの体系的な監視および精査（職員管理、調達、財務管理、品質管理、最終受領者に対する支援の分配および提供等）
 - 助成当局が特定する形式および時期による、支援を受けるプロジェクトの効果的で信頼できる監視および報告（指標、EIT影響の枠組み、財政的持続可能性に対する進捗状況、KICパートナーシップ、請求される支出の適法性および規則性等に関する情報を含む。）
 - 履行中のプロジェクトの再設定または中止のための規定（正規「継続」/「中止」決定ポイントを伴い、マイルストーン達成に関連する支払いシステムを含む。）のほか、中止される活動については助成当局の四半期情報

- 高い潜在的プロジェクト結果を評価し、さらなる投資および迅速な開発に向かって当該結果を素早く追跡するためのメカニズム
- 助成当局に以下を提供すること。
 - 公表予定日の30日前まで: 募集およびその内容に関する情報
 - 評価の終了時:
 - 活動の格付けリスト
 - 評価に関する独立オブザーバーの報告書（該当する場合）
 - 選定の終了時:
 - 予算および資金提供概要
 - 助成当局が特定する形式による、参加者および提案要旨に関するデータを含む、資金提供のための選ばれたプロジェクトに関する情報
 - アクションの終了時:
 - 更新された予算および資金提供概要
 - 助成当局が特定する形式による、参加者および成果概要に関するデータを含む、資金提供を受けるプロジェクトに関する情報

財政支援がパートナーを通じて実施される場合、受給者は、以下のことを行わなければならない。

- パートナーが財政支援を実施するための同じ規則、基準および手順を遵守するよう確実にすること。
- アクションに関する全観点を対象として、パートナーに対する効果的な監視および監督の手配を実施すること。
- 実施される活動、指標に関する情報とともに請求される支出の適法性および規則性を対象として、パートナーが効果的で信頼できる報告を行うよう確実にすること。
- 第25条記載の機関（助成当局、OLAF、欧州会計監査院（ECA）等）が最終受領者に対してもその権利を行使できるようパートナーが確実に規定するようにすること。]

[HE JUアクション用オプション: JUアクションのための特則

JUアクションは、JU戦略的研究・イノベーション・アジェンダ、JUの目的および研究・イノベーション成果の自己利用を含む、JUパートナーシップの長期実施に寄与しなければならない。

さらに、JUアクションを実施する際、共同事業の構成員および出資パートナーは、共同事業への出資に関するその義務を果たさなければならない。

- 別紙1のアクションの説明には、受給者、関連事業体、アソシエイトパートナーその他の構成員または出資パートナーである参加者または第三者のため、以下のアクションに対する見積出資を含まなければならない。
 - 運用活動に対する現物出資（「IKOP」、該当する場合）
 - アクションに関連する追加活動に対する現物出資（「IKAA」、該当する場合）
 - 出資金（「FC」、該当する場合）
- 出資は、ポータル継続報告ツールでアクションの実施中、報告されなければならない。
- アクションの終了時、助成金に基づく資金提供を受領していない構成員および出資パートナーは、430 000ユーロ以上の出資金および現物出資（第21条参照）が、以下の条件を満たす出資表（CS）および出資表に関する証明書（CCS）によって立証されるよう確実にしなければならない。
 - 独立していて、指令2006/43/ECを遵守する承認を受けた有資格外部監査人（または公共機関については、適格独立公務員）が提供すること。
 - 出資表が本合意書および適用されるJU規則の規定を遵守しており、かつ出資がアクションの一部の活動を対象とし、助成金によって償還されていないことを確実にするため、最高職業基準によって検証を実行しなければならないこと。
- 出資は、以下の条件を遵守しなければならない。
 - 出資金によって賄われる費用は、JU助成金に基づく償還請求の対象ではないこと。
 - クリーン航空JU、SNS JU、欧州鉄道JU、CBE JU助成金について: 募集条件に規定される場合、アクションの総費用の所定の割合（%）は、出資（IKOP、IKAAまたはFC）によって賄われなければならない。
 - IHI JU助成金について: アクションの総費用および関連IKAAの45%以上（または募集条件に定める別の金額）は、出資（IKOP、IKAAまたはFC）によって賄われなければならない。
 - IHI JU助成金について: EU域外費用は、構成員および出資パートナーが提供するIKOPの20%（または募集条件に定めるその他の割合）を超えてはならない。

受給者は、特に以下について、募集事項に定める追加の知的財産権、普及および自己利用義務を遵守しなければならない（第16条および別紙5）。

- すべてのJU助成金について: 助成当局の移転または実施許諾に異議を唱える権利は、助成金に基づく資金提供を受領していない受給者が生み出す成果にも適用される。
- SESAR 3 JUおよびクリーン航空JU助成金について: 長いイノベーション周期に鑑みて、
 - 助成当局の移転または実施許諾に異議を唱える権利（もしあれば）は、アクションの終了後10年間の上限として行使することができる（データシート、ポイント1参照）。
 - 受給者は、アクションの終了後10年間の上限として（データシート、ポイント1参照）、成果を自己利用するよう最善を尽くす義務および募集条件が課す追加自己利用義務を遵守しなければならない。
- IHI JUおよびグローバルヘルスEDCTP3 JU助成金について（該当する場合）: 受給者は、助成金の一部として取り込まれる治験の成果の全部または一部に基づき自ら開発する製品およびサービスが、公正かつ合理的な条件で一般市民にとって手頃な価格で入手および利用が可能であるよう確実にしなければならない。

第17条に定める義務のほか、伝達および普及活動とともに、JUアクションに基づき資金提供を受ける基盤施設、設備または主要な成果には、さらに以下の共同事業の特別ロゴ:





6GSNS

および以下の文章を表示しなければならない。

「プロジェクトは、[JU名挿入]およびその構成員[国家出資補充を伴うアクション用オプション: ([国家資金提供当局名]による補充資金提供を含む。)]による支援を受けている。」

EuroHPC JUおよびKDT JU助成金については、受給者は、参加国からの国家出資補充を伴うアクションを実施する場合、以下の条件を尊重しなければならない。

- 受給者は、国家出資の可視性を確保しなければならない（下記参照）。
- 事前融資、中間または最終支払いの支払期限は、国家資金提供当局が共同事業に対する国家出資補充の支払いに遅延する場合、自動的に停止される。
- 欧州不正対策局（OLAF）、欧州検察庁（EPPO）、欧州会計監査院（ECA）、国家会計監査院その他の国家当局は、プロジェクト実施および国家出資補充を含む申告される費用について、その統制権を行使することができる。

SNS JU助成金については、デジタル基盤施設プロジェクトのための募集条件によって課される場合、受給者は、アクションの資金提供を受けるネットワーク技術および設備（ソフトウェアおよびサービスを含む。）が、サイバーセキュリティおよびデータ保護に関する適用EU・国際・国内法に反映されるセキュリティ要件および評価を遵守するよう確実にしなければならない。

さらに、募集条件が卸売アクセス義務を課す場合、受給者は、公正かつ合理的な条件に基づき、差別のない方法で募集条件に従って、アクションによる資金提供を受けるデジタル基盤施設に対する卸売アクセスを提供しなければならない。

グローバルヘルスEDCTP3 JU研究補助金については、受給者は、第三者に対する財政支援を通じてこれを実施する場合、以下の条件を尊重しなければならない。

- いずれの利益相反も回避し、透明、無差別および健全な財務管理の原則を遵守すること。
- あらゆる措置を講じて、研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する委員会勧告⁶⁶に定める原則を実施し、研究者が当該原則を認識しているよう確実にすること。
- 研究者が相当する地位にある現地研究者に適用される基準および労働条件と同等以上のものを実施地で享受できるよう確実にすること。
- 他の直接契約または定額研究奨学金受給合意書で以下が特定されるよう確実にすること。
 - 研究および研修活動のための監督者および/または指導者の氏名
 - 研究および研修活動の開始日および期間
 - 本合意書に基づく研究者のための毎月の支援（ユーロおよび関連性がある場合、報酬が支払われる通貨による。）
 - 非常勤が承認されていて、アクションの枠内で実行される活動のため、受給者その他の別紙1記載の事業体から受領するもの以外の所得を受領する予定がない限り、専らアクションのために働く研究者の義務
 - 研究者の労働形態
 - （アクションの実施中およびその後の）知的財産権に関する取決め。特に、研究者がアクションに基づくその活動に必要な背景的情報および成果を完全に、無償で、利用できること。
 - アクションの実施または本合意書に基づく要件の遵守に影響を及ぼすおそれのある事象または状況について、できる限り速やかに知らせる研究者の義務（第19条参照）
 - 研究者の秘密保持義務（第13条参照）
 - 成果の伝達または公表およびその保護のための出願においてEDCTPアソシエーションおよびEU資金提供の可視性を確保する研究者の義務（第17条参照）

⁶⁶ 研究者のためのヨーロッパ憲章および研究者の募集採用のための行動規範に関する2005年3月11日委員会勧告2005/251/EC（OJ L 75, 22.3.2005、67ページ）

- 募集条件に定める場合、必須還付期間12か月を実行する研究者の義務
- 募集採用に関係する管理上の手順で研究者を援助すること。
- 以下について研究者に知らせること。
 - 研究および研修活動の実施のための説明、条件、場所および予定表
 - 本合意書に基づく研究者に対する権利義務
 - 研究研修活動の終了時に、助成当局が提供する評価アンケート、その2年後に、同局が提供する追跡アンケートをそれぞれ記入し、提出する研究者の義務
- 研究者がアクションに基づくその活動に必要な背景的情報および成果を完全に、無償で、利用できるよう確実にすること。
- 研究者が別紙1で説明するアクションの実施のためにいずれの費用も負担せずにするよう確実にすること。
- アクションを実施するための研修、基盤施設および必要手段を提供すること（または当該研究および手段がアクションの他の参加者によって提供されるよう確実にすること。）。
- 研究者が適切な監督および適切なキャリア指導を受けるよう確実にすること。
- 個別のキャリア開発計画が立てられるよう確実にし、その実施を支援し、研究者の必要なものに鑑みて更新すること。
- 非学術部門に対する適切な暴露を確保すること（該当する場合）。
- 募集条件に定める出向の上限を尊重すること（該当する場合）。
- 募集条件に定める支出および還付段階の条件を尊重すること（もしあれば）。
- 研究者が「グローバルヘルスEDCTP3 JU研究員」であることを知らされるよう確実にすること。
- 研究者がアクションの枠内で実行される活動のため、受給者（またはその他の別紙1記載の事業体）から受領するもの以外の所得を受領しないよう確実にすること。
- 研究者を自らの構内で（またはアクションの他の参加者の構内で）受け入れること。

[EIC Accelerator ブレンドファイナンス用オプション1:

別紙6

投資合意書]